

令和 4 年

第 2 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 4 年 3 月 8 日

閉会：令和 4 年 3 月 11 日

福岡県東峰村議会

令和4年 第2回東峰村議会定例会

招集年月日 令和4年3月8日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和4年3月8日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和4年3月11日 11時26分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	佐々木 孝	○	2番	高倉 美紀恵	○
3番	梶原 伯夫	○	4番	梶原 光春	○
5番	黒川 隆康	○	6番	長澤 貞義	○
7番	高倉 寛視	○	8番	泉 守	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

3月8日・9日 10名	3月11日 9名
-------------	----------

欠席議員

3月8日・9日 なし	3月11日 6番 長澤貞義議員
------------	-----------------

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹		
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務課長	野 寄 和 秀	企画政策課長	城 辰 也
住民税務課長	室 井 英 信	農林観光課長	岩 橋 一 成
保健福祉課長	國 松 直 美	建設水道課長	金 田 剛 紀
教育課長	室 井 紀代子	災害対策室長	樋 口 修 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	岩 橋 俊 典		

村長提出議案の題目

議案第 3 号	東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号	東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号	東峰村義援金基金条例の制定について
議案第 9 号	東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 号	東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について
議案第 1 1 号	令和 3 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 8 号）について
議案第 1 2 号	令和 3 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 4 号）について
議案第 1 3 号	令和 3 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について
議案第 1 4 号	令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
議案第 1 5 号	令和 4 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 16号	令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 17号	令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
同意第 2号	東峰村副村長の選任について
同意第 3号	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について

議員提出議案の題目

発議第 1号	東峰村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
発委第 1号	出頭拒否に対する告発について
発議第 2号	高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について
	高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会最終報告について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)

4番 梶原光春議員 5番 黒川隆康議員

第2回 東峰村議会定例会会議録

令和4年3月8日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和4年 第2回東峰村議会定例会議事日程

令和4年3月8日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 7号 | 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 8号 | 東峰村義援金基金条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 9号 | 東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 3 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 8 号）について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 3 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 3 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和 4 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和 4 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 4 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 1 同意第 2 号 東峰村副村長の選任について
- 日程第 2 2 同意第 3 号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 3 発議第 1 号 東峰村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和4年第2回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、皆様方のお手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 梶原光春議員、5番 黒川隆康議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和4年第2回第東峰村議会定例会の運営につきましては、去る2月25日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定が1件、条例の一部改正が6件、指定管理者の指定が1件、令和3年度一般会計・特別会計補正予算が3件、令和4年度一般会計・特別会計当初予算が4件、同意案件が2件、発議が1件、合計18件の議案が予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日から15日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に8名の議員の一般質問を予定しております。</p> <p>当初予算については、予算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。</p> <p>最終日に、議案の審議、質疑、討論、採決を予定しております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日8日から15日までの8日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、3月8日から3月15日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p>

	(事務局長議案上程報告)
議 長	ただ今、事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>皆様、改めましておはようございます。</p> <p>本日、ここに、令和4年第2回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご尽力をいただき深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症については、皆様ご存じのとおり、福岡県では3月6日をもって、今回のまん延防止等重点措置が終了いたしました。</p> <p>しかし、県内の感染状況も、昨日は1, 759人と1カ月半ぶりに2千人を割りましたが、まだまだ2、3千人を推移するとみており、今後も感染拡大防止の取り組みについては、皆様に強くお願いしなければならない状況であります。</p> <p>県では、昨日3月7日から4月7日までの1カ月間を感染再拡大防止対策期間と設定し、会食は2時間以内、同一テーブルは4名以内、花見は宴会なしなどの感染対策への徹底を要請しております。皆様にも変わらぬ、人の多いところへの外出の自粛、マスクの着用、うがい、手洗い、こまめな手指の消毒の徹底を行っていただきたいと、重ねてお願いするものであります。</p> <p>また、現在行っておりますワクチンの3回目の接種につきましては、皆様のご理解、ご協力により、昨日までで11回の集団接種を行い、2回接種済みの65歳以上の高齢者につきましては約9割、全体でも約7割の方が3回目の接種を終了しているところであります。</p> <p>さて、世界に目を向けますと、北京冬季オリンピックの終了後、2月24日にロシアがウクライナへの侵攻を開始し、約2週間が経過いたしました。世界平和の秩序を乱し、現状の変更を力で行う今回のロシアの行為については、人道的にも国際法的にも許されないことであります。</p> <p>昨日付の読売新聞で世論調査の結果が載っておりましたが、ロシアに対する経済制裁を支持するという回答は、82%に達し、また、ロシアによる一方的な現状変更が今後他の地域に波及し、中国による台湾への武力行使など、日本の安全保障上の脅威に繋がると思うと回答している方が、81%に上っています。</p> <p>県や市の議会においても非難決議が採択されるなどの動きが出ており、経済に与える影響も大きいと考えられますので、1日も早い収束を願うものであります。</p> <p>こうした社会情勢が目まぐるしく変化している状況においても、村としては災害復旧の早期完了、また、美しい山里を継承し、豊かな暮らしを想像する幸せな村を実現するための施策に取り組んでまいります。</p> <p>まず、自然・伝統・文化を生かした魅力あるものづくりといたしましては、産業振興として、農林業振興協議会による奨励作物の推進や特産品の開発、ほうしゅ楽舎や獣肉処理施設の整備、小石原焼・高取焼のトーキョーディネーター事業後の振興支援についても継続してまいります。</p> <p>また、昨年実施してきた観光懇談会についても、県との協働を進めながら組織化を進め、滞在型の観光となるような施設の連携や商品の開発などを行ってまいります。</p> <p>美しく安全で暮らしやすい村づくりでは、日田彦山線沿線地域振興の取り組みとして、BRT沿線景観整備、地域交通整備計画、親水公園新駅の設計、駅周辺整備計画策定、大行司駅アクセス整備に係る設計を4年度に実施し、5年度以降の整備に向けて進</p>

めてまいりたいと思っております。

高齢者にやさしく子育てしやすい村づくりでは、ウォーキングマイレージ事業の充実・促進、高齢者の短距離の移動支援事業などにより、ご近所への外出支援に取り組んでまいります。

愛する心を育むひとつづくりでは、教育関係では、保・小中一貫教育の充実・実践のために、当時答申書でも要望があり、昨年から教育委員会でも配置を検討していた指導主事を配置する予算を計上させていただいております。

子育て環境については、保育所の今後3年後、5年後を見据えた環境整備について、本年度中には保育所審議委員会を立ち上げるなどして、認定こども園や幼保教育について考えなければいけない時期が来ているのではないかと考えております。

住民主役、行政と協働の持続可能な村づくりについては、3年度繰越での定住のための住宅整備や地域コミュニティ協議会、住民自治組織の設置について進め、集落自治を実現するために取り組んでまいらなければならないと考えております。

仔細を述べればまだまだたくさんの事業がありますが、令和4年度だけでなく、短期的視点、長期的視点をおりませながら事業を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に執行部から提案しております、各議案等について説明を申し上げます。

本定例会には、条例の制定について7件、指定管理について1件、補正予算について3件、当初予算について4件、同意案件2件、合計17件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第3号、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東峰村特別職報酬審議会からの答申を受け、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、労働基準法及び人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

議案第5号、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、労働基準法及び人事院勧告に準じて、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

議案第7号、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が発出され、地方公務員法第24条第4項により、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本村においても東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

議案第8号、東峰村義援金基金条例の制定につきましては、九州北部豪雨災害義援金として受け入れた寄附金を基金として積み立て、適正に管理し、運用するために、東峰村義援金基金条例を制定するものであります。

議案第9号、東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に係る法律第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準が見直されることから、本村においても東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、

服務等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、東峰村喜楽来館の指定管理者の指定につきましては、東峰村喜楽来館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第11号、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれに8,969万円を追加し、歳入歳出総額を43億4,815万4千円とするものです。

歳出では、災害関連としては、災害復旧総務費におきまして、技術支援業務及び登記委託料、また残土処理工事の減額に伴い2,800万円を減額、農地農業用施設災害復旧費におきましては、未発注工事等の減に伴い1億4,420万円の減、自力復旧補助金において実績に見合い100万円の減額とするものでございます。

また、通常事業につきましては、一般管理費では、副村長及び職員の退職等に伴う人件費など5,279万5千円の減額、財政管理費として減債基金への積立金1,328万8千円、転入転出ワンストップ等に係る電算事務費として348万7千円、税務総務費、ふるさと基金積立金として2億8,000万円をそれぞれ増額計上しております。

民生費では、保健福祉センター管理費、エアコン更新工事等825万円の減額、児童福祉費では、ふるさと納税分として、すこやか子育て基金積立金4,000万円の増額、介護保険対策費では、県介護保険広域連合負担金として1,100万円の減額、災害救助費では、東峰村義援金基金積立金として7,341万7千円を計上しております。

環境衛生費では、し尿陸上処理委託料等で421万円を減額、小石原診療所における医薬材料費として600万円の減額としております。

農業振興対策費として、農業振興作物等振興助成金1,884万7千円の減、商工施設管理費では、伝統産業会館指定管理料として118万6千円を計上しております。

土木費につきましては、水源地整備事業2,800万円の減としております。

教育費では、事業縮小や実績による額を減額しております。

歳入としては、災害復旧費に伴う分担金、国・県補助金、基金繰入として小石原川ダム水源地域振興事業基金、財政調整基金、振興開発基金からの繰入金を減額し、ふるさと基金からの繰入金を計上、寄附金として災害義援金、村債を計上しております。

議案第12号、令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）につきましては、予算の総額を増減なしとし、歳入歳出総額を3億8,006万3千円とするものです。

議案第13号、令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに35万6千円を追加し、歳入歳出総額を4,058万3千円とするものです。

議案第14号、令和4年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、対前年度12.4%、4億3,661万3千円増の39億5,199万4千円とするものです。うち、災害関連予算は3億2,776万2千円となっています。

主な内容としては、日田彦山線沿線振興関連、ほうしゅ楽舎建設関連、地域活性化起業人、移住定住支援金、ふるさと納税返礼関係、村議会議員選挙、民間保育所施設型給付費、高齢者移動支援事業などの新規事業を含む増や、災害復旧費やその他事業の減などとなっております。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

村税は、各税目それぞれ微増で219万5千円の増、交付金等につきましては、概ね前年並みですが、地方消費税交付金のみ景気の動向により847万4千円の増額、地方交付税につきましては、前年度交付実績に見合い12億9,700万円、特別交付税につきましては、地域おこし協力隊、地域活性化起業人、集落支援員の経費など等を見込

み、3億円を計上しているところであります。

その他、災害復旧事業等の財源として、国・県補助金や村債を計上しています。

財政調整基金については、前年度比7, 239万6千円減の2億7, 669万8千円を計上しています。

29年災害の災害復旧関連事業も農災事業を残すところとなっております。工事の早期完成をより一層進めていかなければなりません。

今後も災害復旧・復興はもちろんですが、地方創生、日田彦山線沿線振興などの地域活性化の事業に取り組まなければなりません。財政状況を的確に把握しながら、着実な事業の遂行を行いたいと考えております。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、議会費では、前年度比0.8%減の4, 605万2千円を計上しています。

総務費は、前年度比43.9%増の16億607万8千円。

一般管理費では、災害関係として災害応援職員関係経費が事業の進捗により、人件費負担金、災害派遣手当、宿舍借り上げ等の経費が皆減となり、4, 105万円の減額、その他、ほうしゅ楽舎建設関係で3億4, 900万円、光ケーブル移設3, 000万円を計上し、地域交通計画策定1, 080万円、BRT4駅周辺整備計画等駅整備事業費963万7千円、大行司駅アクセス道設計500万円、新駅アクセス道設計300万円、協力隊事業7, 155万円、ふるさと納税返礼品等経費1億4, 925万円、移住定住対策事業費1, 491万1千円、村議会議員選挙費1, 405万9千円などを計上しております。

民生費は、前年度比6.5%増の5億4, 596万1千円、外出支援タクシー684万円、集落支援事業費1, 414万1千円、買い物支援対策費として437万円、児童福祉施設、直営及び民間分を含め、合わせて1億2, 546万9千円などとしております。

保健衛生費は、11.4%減の1億9, 662万3千円を計上しております。

新型ワクチン接種に係る予防費は、一部の対象者は4月以降の実施になりますが、3年度に希望者のほとんどが接種を受けることができていることから、1, 639万3千円を減額し、1, 205万3千円としております。

この他、合併処理浄化槽設置補助1, 146万6千円、健康マイレージ事業に553万4千円を計上しております。

農林水産費は、7.6%増の2億3, 062万2千円としました。

農業振興対策支援補助520万円を計上し、その他、畦畔保護工事1, 547万6千円、有害鳥獣防護柵設置2, 896万円、ため池劣化状況評価102万3千円、森林環境整備事業2, 128万8千円などを計上しております。

商工費は、17%増の1億6, 556万2千円。トーキョーディネーター事業は令和3年度をもって終了しており、小石原焼伝統産業会館空調機器更新費748万円、観光懇談会運営407万円、美しい村づくり事業5, 648万6千円などを計上しております。

土木費は、20.8%増の2億4, 560万9千円です。小規模治山事業750万円、里山空間保全事業350万円、獣肉処理施設2, 800万円、村道維持補修1, 200万円、村道杷木・宝珠山線改良3, 000万円、村有河川改良9, 250万円、村営住宅長寿命化計画更新業務300万円などを計上しております。

消費費は、12.1%減の1億918万4千円。AED購入費169万円、防災電柱使用料105万6千円、防災無線保守点検187万円、ブロック塀等撤去費補助48万円などを計上しております。

教育費は、23.8%増の1億4, 658万4千円。ALTによる英語教育508万

	<p>2千円、イングリッシュキャンプ150万円、地域学校協働本部事業253万2千円、こどもJrみらい塾67万5千円、小学生自然体験活動事業73万3千円、天然記念物保存活用計画367万5千円、村民センター照明・床研磨工事2,780万円、天然記念物等調査事業250万8千円などを計上しております。</p> <p>災害復旧費は、34.9%減の3億2,776万2千円としました。</p> <p>災害復旧総務費5,238万2千円、公共土木3,226万5千円、農地・農業用施設2億4,311万4千円。うち、農災自力復旧等の補助1,140万円を計上しております。</p> <p>公債費は、11%増の3億1,258万6千円、諸支出金では、簡易水道事業特別会計操出金として41.1%減の1,737万1千円といたしたところです。</p> <p>なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当課長からの説明及び質疑応答により、審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>次に、特別会計について説明いたします。</p> <p>議案第15号、令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比3.9%増の6,852万9千円といたしました。</p> <p>議案第16号、令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比0.6%増の3億3,808万6千円とするものです。</p> <p>議案第17号、令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比1.0%減の3,981万7千円とするものです。</p> <p>同意第2号、東峰村副村長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定により、新たに菅義範氏を副村長に選任することについて、議会の同意を求めます。</p> <p>同意第3号、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任については、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	村長の提案理由の説明が終わりました。
休 憩	
議 長	10時10分まで換気休憩を行います。 (10時02分)
再 開	
議 長	会議を再開いたします。 (10時10分)
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第22までの補足説明の終了後に行います。
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第3号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長から補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p>

	<p>上記条例案を別紙のとおり提出する。 令和4年3月8日、村長名でございます。</p> <p>提案理由、東峰村特別職報酬等審議会からの答申を受け、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>2月21日に報酬審議会等開いていただきまして、後日村長へ答申を受けたものでございます。</p> <p>13ページ、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>新旧対照表をご覧くださいと思います。</p> <p>現行、第4条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による一定の割合に乗じて得た額とする。</p> <p>これを左の改正案で、100分の127.5というふうに変更させていただきたいというところでございます。</p> <p>こちらにつきましては、人事院勧告によりまして、東峰村一般職員の期末手当、給与等に関しましてはその勧告を受け、変動するものでございますが、こちらを特別職の固定ということにご理解いただきたいと思います。</p> <p>第2条、東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>こちらにつきましても、第2項、一般職の職員の例による一定の割合に乗じて得た額、これを、100分の127.5を乗じて得た額とする。というふうに変更させていただきます。</p> <p>改正の理由といたしましては、人事院勧告が2年連続で期末手当の引き下げの状況と県内の市町村の状況から審議会に諮り、改正上程するものであります。以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第4号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和4年3月8日、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法の適用によるもの及び人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>こちらにつきましては、人事院勧告及び総務省の対応に鑑み、それから、県内市町村の状況から、時間当たりの給与算出方法の改正を行うものでございます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>新旧対照表でございまして、右側の現行、勤務1時間当たりの給与額の算出、こちらにつきましては、月額給与に12カ月、12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間です、1週間当たりの勤務時間に52週間というもの、52を乗じたものを除して得</p>

	<p>た額が、1時間当たりの算定というふうになります。</p> <p>これを改正案といたしましては、労働基準法によりますと、この合計額に52週を掛けたものでありますが、1年間の勤務すべき日数、祝日法による休日及び年末年始の休日、この日数を除きまして、7時間45分、短縮勤務時間によっては勤務時間の定めた時間を同項で除した額を得たものを減じた、これは、月当たりの日数を現実的に休日と年末年始の休みの日を除いたもの。ですから、若干単価が上がるというふうな形になるかと思えます。</p> <p>このことによりまして、給与の1時間当たりの給与額の算出を行うものでございます。</p> <p>17ページ、期末手当、19条の第2項、100分の127.5とあるものを100分の120といたしまして、これは、人事院勧告によりまして、率でございます。</p> <p>それから、第3項、再任用に対する前項の規定の適用については、同項中100分の127.5とあるものが100分の72.5とする。再任用職員は72.5というのが、現在の期末手当の率でございます。</p> <p>それを左側のほうでは、72.5に対して67.5に引き下げるといふものの改正案でございます。</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行するということではありますが、18ページをご覧くださいと思います。</p> <p>18ページの経過措置でございます。</p> <p>こちらですね、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置のほうをご覧くださいと思います。こちらは令和3年中に人事院勧告が行われましたが、例年でございますと12月に支給される期末手当において措置するようにしておりましたが、これは、総務省等の対応と言いますか、国の閣議決定等が年を越し、一部の市町村では12月に措置したところもございますが、多くの市町村は令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を行うということで、この附則の状況となっております。</p> <p>令和6年に支給する期末手当の額は、改正後の東峰村一般職の職員の給与に関する条例の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額から減じるというものでございます。</p> <p>下段ですね、(1)再任用職員以外の職員、一般職員のというふうにご理解いただきたいと思えます。こちらは127.5分の15、それから、(2)の再任用職員は72.5分の10を差し引くというものが、この12月の期末手当を既に受け取っているということの前提で、引かしていただくということでございます。</p> <p>これは、全員協議会の折に配布しておりました、横長の表でご説明をさせているとおりでございます。以上です。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第5号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和4年3月8日、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものであります。</p>

	<p>20ページ、こちらの任期付職員の改正案でございます。</p> <p>現行といたしましては、給与に関する特例第7条の第4項になります。</p> <p>下から2行目のところが、一般職でありますと127.5とありますのは、任期付職員は100分の167.5というふうに率が定めております。</p> <p>この改正案といたしましては、100分の162.5、5.0ですね、月を引き下げるといふものでございます。以上となります。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第6号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>21ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和4年3月8日、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由は、一般職と同様でありまして、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労基準法の適用によるもの。及び人事院勧告に準じて、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>会計年度任用職員、一部を次のように改正する。現行と改正案でございます。</p> <p>フルタイム職員等につきまます第13条ですね、こちらの勤務1時間当たりの給与、これは、一般職と全く同様でございます、ここの部分につきまして、給与の月額を12月で掛けまして年収を出し、それから勤務時間により割り崩したものが1時間当たりの給与額としておりましたところを、改正案としましては、給与条例を受ける一般職の常勤職員の例による。というふうに改正するものでございます。</p> <p>それから23ページ、パートタイム会計年度任用職員の期末手当ということで、こちらにつきましては、改正案を左側のですね、100分の67.5とあるものは100分の72.5というふうに読み替える。</p> <p>こちらにつきましても、全員協議会の折説明させていただいておりましたが、パートタイムの会計年度任用職員のそもそもの給与額が高額でありませんで、この引き下げを行わないという趣旨でございます。</p> <p>それから24ページ、24ページにつきましても、時間当たりの給与額を示したものでございます。以上となります。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第7号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案を読み上げます前に、訂正をお願いいたします。</p> <p>提案理由の1行目の右側に地方自治法というふうに記載しておりますが、こちら地方公務員法でございます。昭和25年261号等は、その記載のとおりでございます。地方自治法を地方公務員法に訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第7号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p>

	<p>令和4年3月8日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしましては、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が発出され、地方公務員法第24条第4項により、公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本村においても東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため。ということで、国家公務員において、勤務時間等、勤務条件等の改正があれば、その条件を地方公務員に整えるそのつり合いと申しますか、不均衡とならないようにということで書いてある地方公務員法でございます。</p> <p>27ページ、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>新旧対照表ございますが、この改正のポイントといたしましては、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和、それから、育児時間、介護時間、この看護休暇及び短期介護休暇の取得要件の緩和。</p> <p>もう一つは、各部署において、取得しやすい環境の整備に努めることという、その3点が主な要点となっております。</p> <p>この改正のポイントを含みまして、ちょっと割愛しながら説明はさせていただきたいと思っておりますが、円滑に職員が取得できるようという条件を変えております。</p> <p>まず、はじめに、現行の趣旨、第1条の、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正であります。</p> <p>それから28ページ、1歳を1歳6カ月というふうに延長された措置でございます。</p> <p>それから29ページは、養育里親である職員というふうに拡大された適用者ですね、取得できる方の拡大。</p> <p>それから、31ページの第2条の4は育児休業の承認に係るものでございます。承認を出やすくするというものでございます。</p> <p>それから、32ページの下線部分につきましては、幅広く事情を考慮した項目となり、こちらにつきましても育児休業の取得しやすい条件を整えるものでございます。</p> <p>それから、割愛させていただきまして、37ページの21条、真ん中辺りですけど、妊娠または出産等について、申し出があった場合における措置等ということで、任命者は職員が当該任命者に対し、配偶者が妊娠し、又は出産したことを、これに準ずる事実を申し出たときは対応してくださいということであります。</p> <p>それから、第2項には、当該職員が不利益な扱いを受けることがないようにしなければならぬ。</p> <p>それから、勤務環境の整備に関する措置といたしまして、38ページ、22条に、任命権者は育児休業の取得の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないということで、職員に対する育児休業に係る研修の実施、それから、相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に対する措置ということで、この条例は、令和4年4月1日から施行する。というものでございます。以上です。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第8号「東峰村義援金基金条例の制定について」 担当課長に補足説明を求めます。 住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>差し替えを配布しておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。 39ページをお願いいたします。 議案第8号「東峰村義援金基金条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和4年3月8日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、九州北部豪雨災害義援金として受け入れた寄附金を基金として積み立て、</p>

	<p>適正に管理し、運用するため、東峰村義援金基金条例を制定するものでございます。 40ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村義援金基金条例の制定について 東峰村義援金基金条例を次のとおり定める。</p> <p>東峰村義援金基金条例、設置、第1条、九州北部豪雨災害義援金として受け入れた寄附金を（以下「義援金」という。）を適正に管理し、運営するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、東峰村義援金基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>積立て、第2条、基金として積み立てる額は、義援金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。</p> <p>今回ですね、補正予算のほうで、金額については上げさせていただいておりますので、その中で説明させていただきたいと思います。</p> <p>第3条から第5条につきましては、他の基金の条例文と同様となっておりますので、省略をさせていただきます。</p> <p>41ページをお願いいたします。</p> <p>処分、第6条、基金は、大雨等の自然災害により、激甚災害に指定又は災害救助法の適用を受けたとき、被災した住居が床下浸水以上の罹災証明書が交付された被災者等への支援のための事業に充てられる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>2、この基金を適正に処分するため、東峰村災害義援金配分委員会を設置し、配分を決定するものとする。</p> <p>委任、第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が定める。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。というものでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12 議案第9号「東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>42ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号「東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和4年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償等に係る基準が見直されることから、本村においても東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。</p> <p>こちらにつきましては、昨年消防庁、県のほうより、消防団員の報酬等の基準の策定についてということで示され、通達であります。</p> <p>こちらにつきましては、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練、その他活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な費用を講ずるものとする。というものでございます。</p> <p>こちらにつきましては、令和4年3月末までに改正し、令和4年度当初予算から必要な額を計上することとされております。</p> <p>43ページに戻りまして、東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務</p>

	<p>等に関する条例の一部を改正する条例案、新旧対照表でございます。</p> <p>こちらは現行、水火災、その他災害とありますのを、災害（水火災又は地震等の災害をいう。）というふうにくくっております。</p> <p>12条には、消防団員には、次の左に掲げる区分により、それぞれ該当、右の欄ですね、「右欄に掲げる報酬を支給する。」とありますものを、「消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。」ということで、明確に分けるということになります。</p> <p>改正案の続きでございますが、第2項、消防団員には、次の表の左欄に掲げる区分により、それぞれ当該右欄に掲げる報酬を支給する。年額報酬を支給する。というものでございます。</p> <p>次のページをお願いします。44ページ。</p> <p>部長が4万、班長が3万7千円、一般団員が3万6,500円。この一般団員の3万6,500円は、基準額として示されておりますので、これを基に改正を行っております。</p> <p>それから、第3項第1号、水火災の場合、日当8千円、4時間以上、4時間未満は4千円、訓練の場合は1,500円。</p> <p>現行費用弁償として、鎮圧、警戒、訓練、すべて1,500円でありますものを、今説明のとおり改正するものであります。以上となります。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 議案第10号「東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について」 担当課長に補足説明を求めます。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>45ページをお願いいたします。</p> <p>議案第10号「東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について」 次のとおり、東峰村喜楽来館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の第2第6項の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>令和4年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1、指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村喜楽来館 所在 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846番地</p> <p>2、指定管理者の名称及び所在 名称 社会福祉法人 東峰村社会福祉協議会 会長 岩田渉 所在 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846番地</p> <p>3、指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。</p> <p>提案理由といたしまして、東峰村喜楽来館の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和4年3月31日をもって終了するため、提案させていただくものでございます。以上でございます。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第11号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）について」 担当課長に補足説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>46ページをお願いいたします。</p> <p>議案第11号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）」 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,9</p>

69万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,815万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債の補正」による。

令和4年3月8日提出、東峰村長名でございます。

47ページをお願いいたします。

分担金及び負担金、分担金といたしまして、77万9千円の減。

国庫支出金、国庫負担金、11万5千円の増。国庫補助金167万7千円の増。

県支出金、県負担金20万の増、補助金1億1,361万3千円の減。

寄附金7,356万7千円、基金繰入金1億3,112万3千円、事業収益、事業収入300万円の減、村債40万の増で、補正総額8,969万円、補正後の額43億4,815万4千円となります。

歳出等につきましては、後段で説明させていただきます。

50ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費。

総務費、電算事務費、転入転出ワンストップ271万7千円、緊急経済対策創生臨時交付金事業7,547万2千円等々となっております。ご覧いただきたいと思っております。

52ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正、起債の目的、災害復旧事業債、災害事業債、小災害復旧事業債。こちらにつきましては、2億1,510万円の内訳といたしまして、災害復旧事業債は変わりません。災害復旧事業債が、290万円が30万円となりまして、補正後の限度額を2億1,550万円とするものでございます。

起債の方法、利率等に関しましては、変更はございません。

続きまして、55ページ、歳入、9款1項4目農地・農業用施設災害復旧分担金77万9千円の減、農地・農業用施設災害に係る分担金でございます。

国庫負担金、民生費国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金11万5千円。

国庫補助金、総務費の分は271万7千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額です。

児童福祉費国庫補助金57万1千円、処遇改善臨時交付金、子育て世帯生活特別給付金。

その上段部分の処遇改善につきましては、保育関係の職員等の処遇改善となります。

それから、保健衛生費国庫補助金217万5千円の減、合併浄化槽、感染予防等の国庫補助金の増減でございます。

教育費国庫補助金、幼稚園就園奨励補助は申し込みが少なかったというところの減ということでもあります。

農林水産費国庫補助金63万円の増、農業用水路等長寿命化・防災減災事業。

県負担金、国民健康保険県負担金20万円、国民健康保険基盤安定負担金でございます。

56ページをお願いします。

県補助金、総務費県補助金といたしまして、15万円の増に関しましては、福岡県移住コンシェルジュ活動支援補助の内示を貰っているところでございます。

	<p>保健衛生費県補助金127万7千円の減、合併浄化槽の見込み減となるものでございます。</p> <p>災害復旧県補助金1億1,248万6千円、農災の未執行分でございます。</p> <p>寄附金、一般寄附金、ナガノ青少年育成財団15万円、九州北部豪雨義援金7,341万7千円。</p> <p>それから、繰入金、基金繰入金、財政調整基金3,377万7千円の減、振興開発基金710万円の減、小石原川ダム水源地域整備事業基金2,800万円の減、それから、ふるさと基金繰入金、こちらは2億円の増というふうになります。</p> <p>それから、諸収入、小石原診療所の300万円の減。</p> <p>それから、村債につきましては、災害事業債300万円の増、小災害の260万円の減となります。</p> <p>それから、歳出につきまして、こちらにつきましては、総務課に係るものを説明させていただきます。</p> <p>2款1項1目一般管理費、会計年度パートタイムの報酬、それから、副村長が不在となった期間、それから職員の退職等に伴いまして、共済費を含めまして5,279万5千円の減でございます。</p> <p>財政管理費、積立金、減債基金積立金といたしまして1,328万8千円。こちらにつきましては、臨時財政対策債基金の算定に、今回普通交付税に含まれているものでございまして、令和3年度中に減債を行うこととされておりまして、この計上となっております。</p> <p>それから、14電算事務費348万7千円、電算業務委託の分が増でございます。</p> <p>それから、2款2項1目税務総務費、ふるさと基金積立金2億8,000万円。</p> <p>以上が総務課の所管となります。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課に関連するもので、58ページ、2款1項26目地域おこし支援事業でございます。26目18節でございます。560万の減。</p> <p>これに関しましては、起業人派遣元起業への負担金ということで、令和3年度執行できませんでしたので、その分の減額でございます。以上です。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>58ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項11目地域交通対策費でございます。100万円の減でございます。通学定期券助成の分が実績に基づき減額とさせていただいております。</p> <p>続きまして、同じく58ページ、3款1項3目国民健康保険基盤安定費、繰出金でございますが、その他繰出金として102万円を減としております。</p> <p>法定内で行われる財政力の低い市町村への財政措置である財政安定化支援事業繰出金と保険税軽減分に対して行われる財政措置であります保険基盤安定繰出金が増額されたために、法定外繰出金であるその他繰出金を減額するものでございます。</p> <p>59ページをお願いいたします。</p> <p>8目保健衛生管理費でございます。825万円の減でございます。</p> <p>いずみ館のエアコン更新工事の件で、検査の結果、令和3年度中の更新工事は不要となりましたので、減額をするものでございます。</p> <p>3款2項1目児童福祉費402万円でございます。</p> <p>内訳としましては、19節扶助費でございます。20万円の増となります。</p> <p>これは、子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、対象者が2名増加したものでございます。</p> <p>24節積立金でございますが、すこやか子育て基金積立金、ふるさと納税分ござい</p>

	<p>ます。</p> <p>3目児童福祉施設費（民間分）でございます。26万1千円の増となります。</p> <p>こちらにつきましては、事務的負担金ということで、こちらは小石原保育園さんに対して、保育士等の処遇改善推進特別交付金によるものです。2月、3月の保育士や保育所に勤務する職員の賃金分の増額に対する交付金が支給されるために、こちらから支出するものです。</p> <p>4目児童福祉施設費（直営分）でございます。</p> <p>こちらに関しては増額はないのですが、先ほどの処遇改善推進交付金の美星保育所の代替職員分で、一部増額分を充てるものでございます。</p> <p>3款3項7目介護保険対策費、1,100万円の減でございます。福岡県介護保険広域連合負担金の減少によるものでございます。</p> <p>続きまして、4款1項5目小石原診療所費、600万円の減でございます。</p> <p>10節の医薬品材料費が実績に基づき減額となります。以上でございます。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>59ページをお願いいたします。</p> <p>3款4項1目災害救助費の24節積立金でございます。7,341万7千円ですが、東峰村義援金基金条例の制定についてで説明しました、基金に積み立てを行うものでございます。</p> <p>4款1項3目環境衛生費の12節委託料のですね、421万円の減ですが、し尿、汚泥等の量が見込みより少なかったため、し尿陸上処理の委託料が363万円、し尿陸送委託料58万円を減額するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>60ページをお願いいたします。</p> <p>6款1項1目農業委員会費ですが、52万8千円の減額です。</p> <p>こちらにつきましては、説明のところがございますけれども、いずれもコロナ感染症により、会議それから研修会等の中止による支出がなかったことから減額をさせていただきます。</p> <p>それから、次の4目農業振興対策費ですが、こちらもいずれも減額補正ということでさせていただいております。</p> <p>まず、需用費から13節の使用料及び賃借料までは、秋まつりの中止により減額でございます。</p> <p>それから、14節工事請負費400万円の減、こちらにつきましては、事業実績により減額でございます。</p> <p>次の17節備品購入費につきましても、事業の実績によるところの減額となります。</p> <p>それから、18節でございます。説明のところの上から3つ、3点、それから一番下の種子更新事業、こちらにつきましては、コロナ臨時交付金のほうを充当させていただいておりますので、その分で減額をさせていただいております。</p> <p>それから、4項目目の新規就農支援金と、下の農業振興対策事業支援金につきましては、実績によるところの減額ということになります。</p> <p>それから、次の6目農村環境整備事業です。47万円の減額です。</p> <p>こちらにつきましては、まず1点目が区画整理起工測量、こちらにつきましては実施いたしておりませんので、110万円の減額をさせていただいております。</p> <p>次の、ため池劣化状況評価ですが、こちらは63万円の増ということで、2月県のほうで補正がなされたので、村もそれに準じて補正をして、全額繰越しということでさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、6款2項7目絆の森整備事業費です。こちらにつきましても、実績により</p>

	<p>ます減額ということで100万円。実際には93万2,800円という工事实績になっておりますので、100万円を減額をさせていただいております。</p> <p>次の61ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項1目商工振興費です。</p> <p>こちらにつきましても減額補正ということで、まず、7節の報償費につきましては、小石原焼伝統的工芸品の工芸品展を行っておりませんので、その中止によりますところの減額ということになります。</p> <p>それから、次の18節ですけれども、起業支援補助金につきましては、実績によるところの50万円の減額です。</p> <p>民陶むら祭実行委員会の助成金、これは、コロナによる中止ということで、240万円を減額をさせていただきます。</p> <p>続きまして、3目商工施設管理費、118万6千円の増額です。</p> <p>今回この委託料ということで、商工施設指定管理料、こちら小石原焼伝統産業会館分の管理料になります。</p> <p>当初ですね、当初予算に計上させていただいておりました額、これが昨年までの実績に応じたところで、見込で計上させていただいておりましたが、実際その3カ年の実績に基づきます算定を行いましたところ、指定管理料、伝産館につきましては、584万9千円ということで、実際この時点で不足が38万円ほど出ておりました。ちょっとその後、6月補正で浄化槽を村が見るということで、この伝産館の減額、80万6千円を減額補正ということで、昨年の6月にさせていただきましたが、先ほど申し上げました令和4年度の584万9千円という指定管理料につきましては、浄化槽の管理料、これを省いたところでの算定でございましたので、この分が実際不足となってまいりました。</p> <p>これは、担当課でのちょっと積算ミスというか、認識の間違いがございまして、それを合わせまして、今回118万6千円不足ということで、補正をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>それから、7款2項1目観光事業費ですけれども、318万円の減額です。</p> <p>これにつきましては、まず説明のところですけれども、岩屋祭り実行委員会、ほたる祭の助成金については、コロナによるところの中止によります減額ということです。</p> <p>それから、下の2点ですけれども、につきましては、実績によりますところの減額補正ということで、させていただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>61ページをお願いいたします。</p> <p>10款1項2目教育委員会事務局費につきましては、168万8千円の減額となります。</p> <p>こちらにつきましては、幼稚園就園奨励費補助金及び就学資金利子補給金補助金の申請が今回なかったため減額となります。</p> <p>2項の小中一貫教育費推進費につきましても、118万1千円の減額になります。</p> <p>イングリッシュキャンプ事業につきましては、コロナウイルス感染のため、内容を変更してオンラインでの開催といたしましたが、参加者の希望が定員を満たさなかったため、今回中止といたしましたので減額となります。</p> <p>62ページをご覧ください。お願いいたします。</p> <p>10款2項3目小学校教育振興費につきましては、17節の備品購入費、図書購入費が15万円の増額となります。</p> <p>こちらにつきましては、ナガノ青少年育成基金財団より、ナガノ学校図書購入事業に対する助成金の増額の申し出がありましたので、今回予算計上しております。財源は5</p>

	<p>6ページの歳入、14款1項1目の一般寄附で15万円計上しております。</p> <p>続きまして、10款5項2目保健体育事業費につきましては、429万5千円の減額です。令和3年度オリンピック関連事業において、村内の聖火リレーが中止となったため、消耗品、バス借上料、委託料を減額としたところです。</p> <p>教育課につきましては、以上です。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>60ページをお願いします。</p> <p>6款2項5目、250万円の増となっております。</p> <p>こちらにつきましては、県代行林道五駄・土師山線開設関係補償費の増額となります。</p> <p>61ページをお願いします。</p> <p>8款1項2目ダム対策費、10万円の減となっております。</p> <p>こちらにつきましては、小石原川総合開発連絡協議会について、令和3年度はですね、会費の負担がございませんでしたので減となっております。</p> <p>同じく、8款1項3目水源地域整備事業費につきまして、工事請負費2,000万円の減、備品購入費800万円の減となっております。</p> <p>こちらにつきましては、獣肉処理施設の整備に際しまして、現在協議、検討中がございます。今年度中ですね、建設は困難なため減額としています。以上です。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>62ページをお願いします。</p> <p>11款1項1目災害復旧総務費、2,800万円の減でございます。</p> <p>内訳としまして、12節委託費、技術支援業務委託及び登記事務の実績によります不用額の減でございます。</p> <p>続きまして、3目農地・農業用施設災害復旧費、1億4,520万円の減でございます。</p> <p>こちらのほうが、14節工事費としまして、平成29年の災害復旧事業に係る分につきまして、契約に至ることができないことが判明しましたので、その分の減でございます。</p> <p>それに替りまして、起債対象分として400万円の増、合わせまして1億4,420万円の減となっております。</p> <p>さらに18節負担金、100万円の減でございます。これは、実績にあたり不用額の減を行っております。以上です。</p>
休憩	
議長	<p>11時10分まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(11時04分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時10分)</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第12号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>63ページをお願いいたします。</p> <p>議案第12号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)」</p> <p>令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)は、次に定</p>

	<p>めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,006万3千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和4年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>64ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>10款1項会計繰入金、補正額0、4,691万4千円とし、合計を3億8,006万3千円とします。</p> <p>66ページをお願いいたします。</p> <p>歳入、6款1項1目保険給付費等交付金、補正額0としまして、合計2億4,254万円とします。普通交付金によるものでございます。</p> <p>10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金としまして、同じく4,691万4千円でございます。</p> <p>内訳としまして、保険基盤安定繰入金、保険税分を18万9千円、保険者支援分を23万1千円、財政安定化支援事業繰入金としまして、60万1千円増とします。</p> <p>その他一般会計繰入金として102万1千円を減とします。</p> <p>説明としまして、法定内で行われる財政力の低い市町村への財政安定化支援事業繰入金と保険基盤安定繰入金が増額されたために、法定外繰入金であるその他繰入金を減額するものでございます。以上でございます。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第13号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>67ページをお願いいたします。</p> <p>議案第13号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」</p> <p>令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,058万3千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和4年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>68ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>5款1項繰越金でございます。補正額35万6千円の増となりまして、補正後の総額を4,058万3千円とします。</p> <p>69ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款総務費、総務管理費としまして、補正額5万6千円を増とします。</p> <p>3款諸支出金としまして、償還金加算金としまして30万円を増といたします。</p> <p>同じく、補正後の総額を4,058万3千円でございます。</p> <p>72ページをお願いいたします。</p> <p>歳入、5款1項1目繰越金、前年度の繰越金35万6千円でございます。</p>

	<p>73ページをお願いいたします。 歳出でございます。 1款1項1目一般管理費、需用費のうち消耗品として5万6千円を増としております。 同じく、3款1項1目保険料還付金としまして、過誤納の還付金を30万円増とさせていただきます。こちらは前年度繰越金により保険料の過誤納金の支払い等に充てるものでございます。以上でございます。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 議案第14号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 日程第18 議案第15号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第19 議案第16号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第20 議案第17号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 は、一括議題といたします。 6番 長澤貞義議員</p>
6番	<p>動議を提出します。 日程第17 議案第14号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 日程第18 議案第15号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第19 議案第16号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第20 議案第17号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することを望みます。</p>
議長	4番 梶原光春議員
4番	長澤貞義議員の動議に賛成いたします。
議長	<p>ただ今、長澤貞義議員より動議が提出されました。 令和4年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することを望むということでございます。 この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。 お諮りいたします。 ただ今の長澤貞義議員の動議に賛成される方は、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、令和4年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定をいたしました。 6番 長澤貞義議員</p>
6番	<p>動議を提出します。 予算審査特別委員会の委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦したいと思っております。</p>
議長	4番 梶原光春議員
4番	長澤貞義議員の動議に賛成いたします。
議長	ただ今、長澤貞義議員より予算審査特別委員会の委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦するとの動議が提出されました。

	<p>この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。 お諮りいたします。 伊藤均議員を委員長に、黒川隆康議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手 でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、伊藤均議員が予算審査特別委員会の委員長に、黒川隆康議員が副委員長に選 出されました。</p>
日程第21	
議 長	<p>日程第21 同意第2号「東峰村副村長の選任について」 担当課長に補足説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>214ページをお願いします。 同意第2号「東峰村副村長の選任について」 地方自治法第162条の規定により、次の者を東峰村副村長として選任することにつ いて、議会の同意を求めます。 令和4年3月8日提出、村長名でございます。 氏名 菅義範 住所と生年月日は記載のとおりでございます。 提案理由、地方自治法第162条の規定により、新たに副村長を選任することにつ いて、議会の同意を求めます。 215ページをご覧ください。 略歴につきましては、記載のとおりでございます。以上です。</p>
日程第22	
議 長	<p>日程第22 同意第3号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任 について」 担当課長に補足説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>本日お配りの議案書をご覧くださいと思います。同意3号と書かれたものでござ います。 「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することにつ いて、議会の同意を求めます。 令和4年3月8日提出、東峰村長名でございます。 住所につきましては、記載のとおりでございます。 氏名 泉高杉氏 理由、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に泉高杉氏を選任するこ とについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第3条第1項の規定によ り、議会の同意を求めます。 裏面、裏をお願いいたします。 略歴につきましては、記載のとおりでございます。以上です。</p>
休 憩	
議 長	<p>11時30分まで休憩いたします。 (11時23分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p>

	(11時30分)
日程第5	
議長	<p>日程第5 一般質問を、これから行います。</p> <p>一般質問は、8名の議員より提出されております。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において質問者は、質問、答弁者の時間を含め、持ち時間は1時間以内となっております。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>3番 梶原伯夫議員から質問を認めます。</p> <p>3番 梶原伯夫議員</p>
3番	<p>今日は五つぐらい質問させていただきます。</p> <p>まず、村長にお尋ねします。</p> <p>前回の定例会のときにも同僚議員がお聞きしたと思いますが、今日も提案理由とかです。いろいろな事業説明、いろいろしてもらいましたけれども、マニフェストと言いますか、キーワードに村長が「みんなずっと笑顔で暮らせる村づくり」というのを挙げております。</p> <p>具体的にですね、もう一度説明をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど議員さん申されましたとおり、12月の議会でも答弁をいたしました。村長選挙において、「ずっと笑顔で暮らせる村づくり」という理念を掲げさせていただきました。</p> <p>「東峰村に住んで良かった。」「東峰村に住みたい。」と言われる村づくり、現在、村に住んでいるすべての方が、交通や買い物などで不自由のない生活ができ、福祉、健康、子育て、教育、防災など、いわゆる住民満足度の高い生活を送ることができることで、自然と笑顔があふれ活気のある村をつくる。そのような村にしたいと思って、「ずっと笑顔で暮らせる村」というキーワードを使ったところでございます。</p>
議長	3番 梶原伯夫議員
3番	<p>今、村長が申しました。いろいろ問題があると思います。</p> <p>これは、どこの自治体でもですね、同じようなことだと思いますが、東峰村も高齢者に関する問題、交通に関する問題、人口減少による問題、農業、子育てに関する問題、挙げればきりがありません。</p> <p>でもですね、その中で、まず一番だと思うのは、村長は何とお思いでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>何が一番かという質問には、なかなか答えようがないと思っているところではございますが、12月の議会におきましては、重点施策として3点、日田彦山線沿線振興、地域内交通網の整備、地域コミュニティづくり、この3点をやっていくとお答えさせていただいたところでございます。</p> <p>ただ、諸々たくさんの課題は山積しております。その中でもまず、やっていかなければいけないことにつきましては、先ほど議員さん、最初に言っておりました高齢者問題、交通問題、その辺り、一番速やかに取り組まなければいけない問題、高齢者問題とそれに関連する交通問題、それじゃないかなと思っているところでございます。</p>
議長	3番 梶原伯夫議員
3番	<p>そういうふうでいろいろありますので、まずはですね、私としては、高齢者に関するいろいろな問題について考えてみたいと思います。</p> <p>私はですね、これは、まず移動手段と自分は思っているんですね。</p>

	<p>村長も地域内交通考えているみたいなのですが、このコロナ禍になってですね、高齢者、年金暮らしの人たちですね、特に国民年金受給者にとっては非常に厳しいと思います。</p> <p>村長のキーワード「ずっと笑顔で暮らせる村づくり」というのをですね、最初聞いたときは、非常に私も感動いたしました。この人に協力すればですね、この村は本当に良くなるのではないかとも思いました。</p> <p>その中でですね、だから村内には年金生活者がたくさんいます。その中で国民年金受給者はですね、今大変だと思うんですが。</p> <p>福岡県ですね、平均国民年金受給額が5万5,384円、これをですね、1日にすると1,846円、それぐらいの金額ではですね、なかなか笑顔では暮らせないんじゃないかと、私は思うわけです。</p> <p>飲食店とかですね、子育てとか、いろいろ国から今度補助金が出ましたね、コロナのときに。高齢者のは、なかなかないみたいです。</p> <p>でありますのでですね、年金も0.4%下がると。物価は0.5ポイント上がる。近ごろの新聞では0.8ポイントとも言われておりました。</p> <p>若いときにですね、いろいろ苦勞して、ギリギリの生活で暮らされた方、とても笑顔では暮らせませんので、ほんとこれからはですね、失礼ですが、自分たちもそうですが、子どもたちから見ればですね、もう余生があまりないと、時間がないんですよ。</p> <p>だから極端な話、「年金より生活保護のほうがよか。」って言う人も、声も聞くんですね。</p> <p>一方ではですね、プレミアム商品券出しましたよね。あれ30%の割増しで出した。その中で村独自で10%して30%になっているんですよ。農業関係等にもいろんな助成もあります。</p> <p>私としてはですね、高齢者、年金暮らしの人にも助成や何か村独自でできないかと思うんです。そここのところができるかどうか、村長お願いします。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>年金生活者の方に対します生活の苦勞と言われる部分につきましてはですね、いろんな形で声を聞いているところではございます。</p> <p>年金については、基本的には物価スライドという形で、ちょっと時間差等はあるとは思いますが、何らかで措置はされていくのかなというふうには思っているところではございますが、年金に直接ある部分として、村独自ではございませんが、消費税引き上げ分を活用した年金生活者支援給付金という、ちょっと上乘せ給付等も行われているところではございます。</p> <p>実際にプレミアム付き商品券、村の単独分は2割という形、県が1割という形でしている分ではございますが、そういった部分の活用等での生活支援を行っていただくというのは、それ一つの方法ではないかというふうには思っております。</p> <p>生活に関する部分について、村が直接いくらを支援するというのは、現実的には非常に難しい。生活については、やはり「入りを量りて」という言葉もございますが、多い少ない、少ない方について、基礎年金だけとかですね、そういう方については、非常に厳しい生活であるという実態は、自分の家の地区のですね、近くにも独居老人の方とかおられます。</p> <p>ただ、実際には、普通に話す分にはですね、それなりにこやかに苦勞話をですね、笑い話のようにしてされておりますけど、実際にはかなり苦勞されているのかな。ただ、子どもさんの関係とか仕送りとか、そういった部分について、なかなか生活の中にまで入るわけにはいきませんので、そういった部分も含めながら、村としてできること。村としてできることとして、現在はですね、先ほどの外出支援のタクシー券、移動に</p>

	<p>対する部分の関係、今回4年度の予算に上げておりますが、高齢者移動支援事業、これについては、短距離の移動をですね、どうにか支援できないか。</p> <p>例えば、いきいきサロンに行く、移動スーパーに行く、ただ、行った後に、やっぱり買い物した荷物を持って帰るのが大変とか、そういった部分をですね、この事業、いわゆるちょっと体の悪い方についてはシニアカー、体の健康な方ですね、健康な方がそういうのを使うと体力が落ちたりという課題もございますので、そういった部分では三輪車タイプのカゴが付いているような電動アシスト自転車ですね、補助を行って、そういった外に出る。外に出ている人々と話す。そういった部分での笑顔になってもらいたいという事業にはですね、取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、マッサージ券等の支援もでございます。他の支援の要望等がありましたらですね、その声を丁寧にお聞きしながら、必要な支援については検討させていただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	3 番 梶原伯夫議員
3 番	<p>いろいろやっていただけるとですね、非常に助かりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>さっきのプレミアム商品券ですね、よその自治体では20%で、うちは30%と言ひたかっただ。申し訳ありません。</p> <p>それで、さっき村長言われまひた高齢者外出支援事業等ですね、タクシー券、500円券が年間120枚、これ非常にですね、喜ばれていると思ひます。</p> <p>なかなかですね、自分が議員になつたときに、基本料金券が4枚だつたと思ひますよ。なかなかそれでは買い物にも行けなひということですね、執行部にお願ひして、500円券120枚にしていただいたんですが、この執行部の方にはいろいろお骨折りをかけたと思ひます。福岡県ではですね、この金額も一番多いんではないかと思ひます。</p> <p>でもですね、今、なかなかこのコロナ禍で密になれなひところがありましてですね、何人かで行けば割り勘とかで安く行けると思ひますけれども、今なかなか1人で行かへないかんとか、1人で行けば高い料金を払わへないかんとか、すぐなくなると、券がなくなるといふところもあります。そんな人々たちをですね、やっぱり自分がタクシーやっへている以上、買い物に連れて行く機会もあるわけなんです、そういう人々たちもですね、なかなか遠慮して買い物したりとかですね、なかなか思ひどおり買ひ物ができなひといふことがある。今、移動スーパーも回りだまひしたので、これも非常に喜んでおると思ひます。</p> <p>私たち事業者ですね、タクシー事業者もですね、昼ごはん食べよるときに電話がかかっへてきたりとかするわけですね。でも、自分たちも毎週、毎日そういうことがあるわけじゃないから、食べかけもして行くわけなんですけれども。</p> <p>こういうふうになひですね、自分たち事業者は努力をすればどうにかなるわけなんですけれども、なかなか券を貰っている高齢者の方、年金暮らしの方は、そういうわけにはいかなひといふところが多いんですね。</p> <p>特に、宝珠山関係にすればですよ、岩屋方面、バスが通つてないところ、非常に大変だと思ひます。小石原地区でもそうです。バスの通つてないところは非常に移動手段がないので、大変だと思ひます。</p> <p>でも、今せつかくJRも代行バスが小石原のほう通つているわけですよ。それから、また岩屋駅から下を通つて、県道を通つて行つていられるわけですね。</p> <p>宝珠山から夜明まではですね、かなりこまめにバス停ができていられるんですね。このJRの代行バスがある間だけでもですね、小石原、宝珠山、岩屋から宝珠山間、小石原・大行司間、またいくつかバス停を造つてもらふとか、こういう何かですね、していただ</p>

	きたいと思うんですが、もう一度お願いします。
議 長	村長
村 長	<p>いろいろと課題になる部分ですね、お教えていただいております。</p> <p>交通関係に特に特化したというか、質問ではございました。</p> <p>元々タクシー券、タクシーの補助自体がですね、元々が交通空白地帯を解消するためのタクシー券ということで、基本的には公共交通機関へ繋ぐところまでの移動を、どうサポートするかという形で、初乗り料金の助成が始まったというふうに理解しております。</p> <p>その後、何年かだったですかね、外出支援タクシーという形で高齢者の外出支援を行うおうということで、ちょっと制度が広がった、拡充されたというふうに理解しております。</p> <p>その中で基本的には、やはり今、JRさん、西鉄さんでございます。公共交通機関への接続までをどうするかというところが、今回の、今行っております外出支援タクシーのテーマというかですね、というふうには考えているところでありまして、ちょっとやっぱり足りないというご意見も数件お伺いしておりますけど、今のところについては、ちょっと現状のままで考えていただきたいな。その中で地域交通計画の策定、これについて公共交通機関とどう繋いでいくか、西鉄さんとどう協議をするか、そういった部分のヒアリング等を今行っておりますので、また、小石原地区につきましては、嘉麻方面とかですね、そういった部分の通院をどうするかとか、そういった部分について、計画の中できめ細やかにできるような体制ができればというふうに、今考えているところではございます。</p> <p>先ほど質問の中にもございました、日田彦山線の代行バスですね、通っている間だけでもバス停を増やせないかというご意見につきましては、基本的に、自分もそうですけど、村としては、JRについては広域公共交通機関という概念で、これまで交渉というかですね、話をして来て、今度BRTの再開というときには、元鉄道敷きを走るという形でやらせていただいているところでございます。</p> <p>ただ、この代行バスの期間中ですね、増やせないかどうかという部分については、今後JRの取締役の役員さん等とですね、ちょっと暫く復興会議がですね、JRとやっていった中で、ここ2年ほど直接の機会を設けることができおりませんでしたので、本当は今月末に日程を調整していたんですけど、少し遅れるという、その日程がちょっと遅れるという形にはなっておりますが、その話し合いの中でですね、こういう要望があるという形で、要望としてはですね、上げていかせていただきたいというふうには思っております。</p>
議 長	3番 梶原伯夫議員
3 番	<p>そうですね、やっぱりいろんな声があるんですよ。</p> <p>私自身ですね、このタクシーやってる、交通関係に関する問題は、西鉄バスの運転手やタクシーの乗務員をやってきた中でですね、いろいろ意見が聞けたんですね。大体交通問題については、自分は長けてると思ってるんです。自分ではですね。</p> <p>そういう議会報告とか、自分はまだ出してないんですけども、それ以上にですね、私は今言ったように、タクシーとかやってるんで、いろんなお客さんから意見聞けるわけなんですよ。</p> <p>今まで村長はずっと役場畑でおられたので、なかなかですね、生の村民の声を聞く機会というのは少なかったんじゃないかと思うわけですが、意見を聞くことが少なかったんじゃないかと思えますけれども、村民の声を聞く機会ですね、どれぐらいあったんでしょうか。</p>
議 長	村長

<p>村 長</p>	<p>村民の声を聞く機会という形で、いろんな、例えばゲートボールしているところとか、そういったところに数回お邪魔させていただいたことはあるんですけど、なかなか就任以降はですね、コロナ感染症の関係で集まりとかそういうもの自体もなかなかできない。会議等もですね、短時間で済まされているという形の中で、なかなか機会としてはですね、捉えられてないというところは現状ではございます。</p> <p>ただ、就任後、まだですね、意見を聞く機会としては、まずは行政懇談会という形で各地区を回りながら、村の方針等を説明をしながら、意見交換を行うという形はですね、一つかなと思っておりますけど。</p> <p>これについても、先日の区長会でもですね、行政懇談会を早くしてほしいという要望もありました。</p> <p>今、まん延防止等重点措置が終了したという中で、コロナの状況の推移を見ながら、区長会のときには次年度以降、補助金一覧とですね、今年の予算というのを発行いたします。それと課の編成が変わっている部分とかですね、地域コミュニティについての、村としての考え方等の説明と意見交換を行政懇談会、できれば5月から6月にかけては、ちょっとコロナの状況次第ではございますが、行いたいというふうに回答申し上げて、自分もその頃にはですね、させていただきたいというふうに考えているところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>3番 梶原伯夫議員</p>
<p>3 番</p>	<p>そういうことでですね、いろんな村民のことにに関してやっていただけるとは思いますが、いろんなことで、やっぱり今まで何回も聞かれておるとは思いますがけれども、「笑顔で暮らせる村づくり」に一番大切なものは何かとか、ということで今度の予算も編成されたんではないかと思えます。</p> <p>ということでですね、いろんな村民のために対して、今度予算編成ができていますが、村長としてのですね、特色、どういうところに出ているんでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>令和4年度事業ですね、事業につきましては、やはり総合計画等で策定をいたしました事業を、一つは粛々と事務として進めていくという形ではございます。</p> <p>ただ、先ほどあいさつの中でもですね、少し申し上げたところではございましたが、自分が選挙のときにマニフェスト、政策として掲げました持続可能な村づくりへの五つの政策という項目についてですね、予算には直接反映されてなくても、できるだけお金のかからないような形、また、すぐにとりかかれる分ということでですね、説明をいくつかさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>個別に項目を挙げればですね、非常に多岐になりますので、内容についてはですね、随時予算委員会等でもご質問いただければというふうには思っているところでございます。</p> <p>まずは、やはり日田彦山線沿線振興、これがちょっと4年度については、5年度以降の実施に基づく計画作りということで、金額的にはそこまで大きい部分ではございませんが、事業としては、今、沿線地域の伐採等の景観整備、これは4年度から実施をしていく、計画も4年度に行っていく、地域交通もやっていく、大行司のアクセス整備についての設計も予算化しているところでございます。</p> <p>また、一番重要と言いますか、高齢者福祉の部分についても、先ほど申しました高齢者の移動支援事業、これについて、あとは、まず機構改革を行わせていただきました。</p> <p>機構改革については、直接異動に関する予算等は多少必要ではございますが、大きな予算を伴うものではございません。</p> <p>ただ、この機構改革という部分で、職員が効果的と言いますか、職員の皆様が仕事ができる、仕事のしやすい環境を作ることで、事務の能力を発揮していただきたいという</p>

	<p>ところもでございます。</p> <p>あとは情報発信力が足りないという話も12月に行っておりました。県のDX事業も4月から行われる。それと協働してですね、村のほうとしても情報発信の部署、セッションをですね、係長以下入れまして、そちらについてはきっちり、予算云々ではございませんが、村の情報発信によるふるさと納税等の兼ね合いもございます。そういった部分についての行動をですね、アクションを起こしていきたいというふうに思っております。</p> <p>また、あとは、ひとつづくりの考え方としてですね、地域活性化起業者、これについては観光情報発信、また教育等もあるかと思えます。こういった部分について、民間企業ですね、ノウハウをどうにか使えないかということで、ちょっと調整とか協議を行っているところで、来年度中にもできるところから取りかかしていきたいというふうに思っているところであります。</p> <p>また、教育の方で、あいさつでも申し上げましたが、指導主事の配置等を行って、学校教育と教育委員会、行政との強固な繋がり、また効果的な指導等がですね、行えるような体制を構築していく。そういった部分ですね、見た目としてはそんな派手な部分ではございませんが、そういったできるところをですね、一つずつやっていながら、村全体の活気、活性化を図っていきたいというふうに思っております。</p>
議 長	3番 梶原伯夫議員
3 番	<p>いろいろ言っていただきましてありがとうございます。</p> <p>ですね、交通問題、この移動手段についても、私は移動手段しか、これしか言っていないんですが、いろんな問題があるわけですね。</p> <p>BRTも来年秋には開通の目途が立っておるんですが、村内の地域交通についてもですね、これにあわせてできるようにですね、スピード感をもってやっていただきたいと思えます。</p> <p>私たちもできるだけ協力はさせていただきますので、そこのところをよろしく願いしときます。</p> <p>いろんな事業を言われたんですけども、遂行に関してですね、いろんな問題があると思えます。100%賛成ということはないんですね。</p> <p>だから、その賛成者を、できるだけ100%に近づけるような政策、事業をですね、やっていただきたいと私は思うのであります。「みんな笑顔で暮らせる村」、これはほんと最終に行きつくところではなかろうかと思っております。</p> <p>それにもう一つ付け加えれば、いろんなこともあると思えますが、私はですね、それは、もう一つというのは、「健康で」を付け加えたいと思うんですね。</p> <p>健康であれば、なかなかお医者とかも行かんでいいとあって、健康診断は行かないかんでしょうけど、行かなくてもいいようなふうになるからですね、健康で笑顔のあふれる村づくりというのにしたいと思っているんですね。そのキーワードが、このいろんな様々な問題を解決することだと思えます。</p> <p>私たちこの議員も、4月には改選を迎えます。「みんなで笑顔で暮らせる村づくり」に向かってですね、引き続き微力ではありますが私も協力させていただきたいと思っておりますので、もう一度、今一度ですね、村長の力強い決意をですね、改めてお聞かせ願ひまして、私、質問を終わらせていただきます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さん申されました健康であること、これは非常に重要なことであると思っております。</p> <p>自分の政策の案の中にもですね、健康長寿という言葉を使わせていただいております。健康寿命をどう延ばすか、その中の健康は体力的な健康もでございます。</p>

	<p>ただ、それ以上に精神的、心の健康をですね、こういった部分を、今、コロナ禍の関係で、やはりちょっと家に、外出を自粛している関係で、ちょっとふさがちになるとかですね、そういった部分をどう解決して、ちょっとでも外に出て来てもらう。</p> <p>これはもう交通対策の先ほどの移動支援も含まれますが、そういった部分に対して、やはり少しずつというか、できるだけスピード感をもってですね、やっていきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>やはり住んでいる人が満足してもらえなければ、外部からですね、移住してきたいと思うようなことはないと考えているところでございます。</p> <p>産業等ですね、窯業、農業等でございます。そういった産業がしっかり振興に取り組んでいる姿を発信すること、また、それで元気な村だと思っていただく情報発信を行い、周りから褒められる、うらやましいと言っていただけるような、一つ一つの取り組みの成果を住民の皆様が感じ取れるようなことが、大事なことではないかと思っておりますので、今後ともそうした政策につきまして、ご理解、ご協議、叱咤激励、よろしく願いたいと思います。ありがとうございます。</p>
休憩	
議長	<p>13時まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時59分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
議長	<p>5番 黒川隆康議員の質問を認めます。</p> <p>5番 黒川隆康議員</p>
5番	<p>私もですね、先ほど午前中に梶原伯夫議員が質問しておりました、高齢者問題についてであります、お聞きしたいと思います。</p> <p>重なる部分があるかも分かりませんが、できるだけ重ならないような質問をしていきたいと思っております、ご容赦いただきたいと思います。</p> <p>人口減少問題は社会的な課題であります。多くの自治体でその対策に取り組んでおります。本村も同様にさまざまな取り組みを行っておりますが、思うような結果に結びついておりません。国内の多くの自治体で同じような対策を講じている中で、本村の移住者等の増加は、多くを望めないと感じているところであります。</p> <p>しかしながら、こうした対策は今後も継続していくことが必要不可欠であると感じております。</p> <p>そうした中、Uターンや移住者の増加を多く望めない中での大きな取り組みの一つとして、高齢者対策が急用であると思っております。高齢者の皆さんが生きがいを持ち、幸せを感じながら生活し、健康で長生きできる環境づくりが、今以上に必要であると考えているところであります。</p> <p>そこで、本村の現状と課題について、いくつかお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、はじめに、現在コロナ禍の中で、さまざまなイベント等が中止される中、高齢者の活動が抑えられております。</p> <p>そのため運動不足やコミュニケーション不足により体力の低下など、身体的、精神的な病の進行が懸念されるところでありますが、その対策について、現在どのような取り組みを行っているのか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>高齢者の筋力低下や認知症の予防対策につきましては、主に村の社会福祉協議会のほうに事業委託をしております、事業の実施を行っております。</p> <p>本年度の事業内容をご紹介しますと思います。</p>

	<p>一般の介護予防事業としましては、老人クラブ等を対象にしました体力測定、それから、管理栄養士による食生活改善のための講話、それから、いきいきサロン活動の支援などを実施しております。</p> <p>また、要支援1から2の認定をお持ちの方とか、それに準ずる状態の方に対して、通所、訪問の事業を行っております。</p> <p>コロナ禍で活動は非常に制限されている部分ではありますが、基本的な感染対策やさまざまな工夫をしながら、今後も継続していきたいと考えております。</p> <p>また、村の地域包括支援センターや関係機関の連携によって相談体制を強化し、いろんな問題の早期発見や対応に努めていきたいと考えておるところでございます。</p>
議 長	5番 黒川隆康議員
5 番	<p>今、さまざまな事業についてお聞きいたしました。</p> <p>その中の一つですね、いきいきサロンの取り組みがありますよね。このいきいきサロン、私も良い事業だとは思っております。お年寄りがですね、中に出ていろんな話をすることによって、精神的な落ち着きとかいろんな形で進められていますので、いい事業だとは思いますが。</p> <p>そのいきいきサロン事業がですね、初めに、一番初めに、何年か前に取り組んだときと今、今ですね、現在、そのグループというのはどういうふうな、増えたんですか、それとも減ったんでしょうか。現状のまま、そのままでいっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>いきいきサロンの登録事業団体につきましては、立ち上げ当初に比べて、若干減少傾向にございます。ここに詳しい数値のほうをご準備しておりませんので、必要に応じて後ほどご準備したいと思っております。</p> <p>やはりコロナ禍、もしくは平成29年の災害等ございまして、当初登録していただいた団体の方の活動がなかなかきづらい状況にあるということで、減少傾向にございます。</p>
議 長	5番 黒川隆康議員
5 番	<p>今、減少傾向だということでもあります。</p> <p>このいい事業をですね、やっぱりお年寄りの健康の面を考えていくということで、そうしたいい事業というのはどんどん進めて、前に向かって進めていく必要があると思うんですね。</p> <p>だから、例えば今、10団体あるのであれば、それを12、13と増やしていくような努力ということが必要だと思うんですが。それはどういうふうにご考えておられますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いきいきサロン事業ですね、この取り組みについては、私も当初からいい取り組みだというふうには思っております。</p> <p>ただ、補助金、助成金ですね、が月に1回、また5名以上の参加という、ちょっと最初の縛りの中ですね、少しどうしようかなって言って、参加しなかったところもあるのかなというふうには思っております。</p> <p>現在、先ほど課長が申しましたとおり、コロナ禍の関係で活動自体を少し自粛しているというところもございますので、年明けからですね、活動の再開、ちょっと時期については明言はできませんが、取り組みのほうを充実させていきたいと思っております。</p> <p>1つの取り組みとして自分として考えておりますのは、今、移動スーパーが来ております。ちょうど移動スーパーとの協議にもなりますが、その移動スーパーの時間に合わせたいきいきサロンをすることで、ちょっとそこで買い物ができるのか、そこで予約し</p>

	<p>てて、お菓子とかをですね、貰って茶話会みたいにして、ちょっと集まるとか、そういうちょっとエポックとかの打ち合わせができれば、活動のほうもやってみようかなと思うところもあるのではないかな。</p> <p>それに対するいきいきスーパー連携加算とかいう名前でもいいんですけど、少し上乗せした助成金を出すとか、そういった部分であれば可能ではないかなと思っております。</p> <p>その中でも、また実施をされていない地区についてはですね、やはり中心となってくれそうな方にお声がけをして、進めていくというのが、やはり集落支援員さんとか地域に入っている方がおりますので、そういった方の動きを通じてですね、形として作り上げていければというふうには思っておるところです。</p>
議 長	5 番 黒川隆康議員
5 番	<p>今、村長答弁ありましたようにですね、ぜひとも集落支援員さん等に動いていただいでですね、団体数が増えていくように努力をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、次にですね、2つ目、介護についてお伺いします。</p> <p>このことについてはですね、さまざまな対策が講じられておりますが、住民の皆さんに知っていただくためにですね、敢えて質問いたします。</p> <p>介護は、現在の日本社会の抱える大きな課題の一つではありますが、本村において介護を必要とする人の把握はできておりますか。また、その方々の中に、現在介護難民と言われる人はいませんか。</p> <p>いないとは思いますが、確認のためにお伺いいたします。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>要介護者もしくはそのような疑いのある方の把握につきましては、村の地域包括支援センターを中心といたしまして、ご本人、ご家族からの申し出、または民生委員さんや集落支援員、社会福祉協議会、医療機関といった関係機関との連携により情報提供いただき、把握に努めているところでございます。</p> <p>介護難民のお話も引き続きしていきたいと思っております。</p> <p>介護難民と言われる方と言いますのが、もう自宅でも介護することができない、受け入れる方がいない、もしくは施設の入所を希望されても、待機者が多くて入ることができないといったような、自宅でも施設にも入ることができないような、介護が全く受けられないような方を指すかと理解しておりますが、東峰村に関しましてはですね、介護難民の方につきましては、介護に関する相談は随時上がってきておりますが、介護難民とまで言えるような状態の方については、今のところ受けていない状況です。</p> <p>ただ、病院等に入院をされていて、退院後の生活をどうするかとか、退院後の行き先とかで、帰れずに困っておられる方がいる可能性が全くないとは言えないかと思っております。こちらが把握してない範囲で。</p> <p>東峰村におきまして、高齢化が45.5%という深刻な高齢化率で、もちろん福岡県でも1番でございますので、今後そういった問題が表に出てくる可能性も、当然出てくることは覚悟をする必要があるかと思っておるんですけれども。</p> <p>対策としまして、現時点で、では、例えば施設に入れられないからといって村に施設を増やせるのかとかですね、新たに介護事業者を立ち上げられるのかということになってくるかと思うんですけど、当然やっぱりそうなりますと、財源とかマンパワーの問題というものがございまして、今のところそういった新しく事業所を立ち上げるというような状況にないところでございます。</p> <p>それに対してどうしていくのか、ということに関しましては、先ほどからも申し上げておりますけれども、地域包括支援センターがそういった介護とか退院後の生活をどうするかというようなことを中心に相談窓口となりまして、村内の事業所のみではなく</p>

	<p>て、村外の事業所、施設ですとか含めて、そういった情報をきっちりと地域包括支援センターのほうで収集しまして、皆様にご提供できるような内容に整理をしていながら、相談に応じる中で、きっちとそういった情報が適切に提供できるような体制を、地域包括支援センターとしても取っていきたいと思っております。</p> <p>やっぱり介護の資源もそうなんですけど、そういった情報がきっちと対象者の方に伝わっていないということも、介護がきっちと受けられないということに繋がっていると思いますので、そういったことを、まずは村としてはしっかり強化していきたいと考えているところでございます。</p>
議長	5番 黒川隆康議員
5番	<p>今、課長のほうからですね、介護難民はたぶんいらっしやらないのかな、という感じで受けております。私もそういうふうに乗っております。</p> <p>介護難民とはですね、介護が必要な要介護者に認定されているものですね、施設に入れなかったり、適切な介護サービスを受けられない65歳以上の高齢者というような定義がされているように思っております。</p> <p>ただ、そういうふうにある中でですね、現在東峰村、この本村でですね、希望はしているものの施設に入れられない方、待機されている方は何名入るのか、教えていただければと思います。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>村内の特別養護老人ホームが2カ所ございまして、清和園、宝珠の郷という施設がございます。それぞれ令和4年2月末現在の状況をお伝えしたいと思います。</p> <p>まず、小石原にあります清和園のほうがですね、待機者の総数は22で、その内、村内に元々在住であった方が7名ですね。宝珠の郷のほうは11名、村内の方が2名といった待機状況でございます。</p> <p>昨年につきまして、昨年の4月1日の状況がですね、宝珠の郷が24名で、村内が5名、清和園が11名で、清和園さんにつきましては、ちょっと村内の状況が、詳細がちょっと昨年以降の部分に分からないところでございますので、今の制度になってからの待機状況が、それぞれ宝珠の郷が25名、清和園さんが13名というような状況で、前後はあるんですけども、常に待機状態にあると言えると思います。</p>
議長	5番 黒川隆康議員
5番	<p>今、待機者の20名前後、両方の施設合わせて30名ちょっとかな。</p> <p>今後ますますですね、高齢化率、これの上昇が考えられます。それに伴ってですね、在宅介護、施設に入れない場合はやっぱり在宅介護ということになるわけですが。</p> <p>この在宅介護によってですね、高齢者が高齢者を介護する。老老介護、それから認認介護、そういったものが増えてくると思うんですね。</p> <p>こうしたことの防止が大きな問題といえますが、この老老介護あるいは認認介護に対する取り組み、どういうふうにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>東峰村はもう、先ほどから申してまますとおり、高齢化率が非常に高く、しかも高齢者のみの世帯というものも多くあります。</p> <p>当然老老介護ですとか、認認介護という状況は、もう既に今起きている状態でございますので、この状況を防止するということはなかなか難しいかと思っております。</p> <p>やはり、特にそういう高齢者のみの世帯の方でありますとか、お一人暮らしの方であったりとか、そういった方について、常にそういった情報、先ほど申しました、いろんな会議の情報をですとか、どういったサービスが村で受けられるとかいうことを、ご自分から取りに行くということはなかなか難しい状態にあるかと思っておりますので、民生委員さんとか集落支援員さんとかの連携をしながら、きちんとそういった情報がご本人のもの</p>

	とに届くように、常に配慮をしていく必要があると思いますし、訪問活動の中でも、そういった聞き取った情報などを丁寧に包括支援センターのほうでもきちっと整理しながら、問題に応じて、その都度適切に対応をしていきたいと考えているところでございます。
議長	5番 黒川隆康議員
5番	<p>そうですね、確かにそのとおりだと思います。</p> <p>それによってですね、介護する人にとってはですね、身体的あるいは経済的、精神的にも負担が相当かかってくると思うんですね。</p> <p>その介護によってですね、介護離職等も心配せざるを得なくなってくるわけで、今、同じような答えになるんだらうとは思いますが、こうしたことに対する対策をですね、しっかりとやっぱり充実させていただきたい。介護者に対する支援策等もですね、しっかりと考えて取り組んでいただきたいと思いますと思うわけですが。</p> <p>その介護する方の負担軽減のためにですね、これは、相談窓口等がありますから、そこをさらに充実していくということが必要でしょうし、また、相談しやすい環境づくりを作っていくということも必要でしょうから、そのところの取り組みはどういうふうに考えられておりますか。</p> <p>もう一度、すみません、同じようなお答えになるかも分かりませんが。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>特におっしゃられますとおり、介護者の方への支援というのも継続して行っていくためには、非常に重要なことだと思っております。</p> <p>私たち相談の中できちっと聞き取りをするだけではなくて、その方の状況、介護者の方の置かれている状況とかを踏まえた上で、そのことを職場のほうに、介護離職を防げるような介護休暇とかですね、そういったことのご紹介だとか、そういったことも随時しているところでございます。</p> <p>相談しやすい体制としましては、窓口ですとか、特に、今小石原庁舎のほうに保健福祉課、そして、この包括支援センターがございますが、電話等をついただいたり、村のほうに情報をいただければ、ご本人のところへ訪問等でお伺いして、その方が窓口のほうにお見えにならなくても、相談対応ができるような体制は取っているところでございます。もしくは宝珠山の庁舎の一角を借りて相談対応をしたりとかですね、そういった工夫はしているところでございます。</p> <p>まだまだ、それでもまだ足りない部分は多くあるかと思っておりますので、いろんな関係者の方のご意見をお聞きしながら充実させていきたいと考えているところでございます。</p>
議長	5番 黒川隆康議員
5番	<p>ぜひですね、そうした対策を実施していただきたい、そして介護者に対してですね、できるだけ支援をしていただきたいと思います。</p> <p>それともう一つは、介護を必要とする人をできるだけ少なくするって、健康をですね、しっかりと考えていただくということが大事だろうと思うんですね。</p> <p>その健康をしっかりと確保していくためにですね、普段からやっぱり運動とか適切な食事やコミュニケーションを取ることが高齢者の健康増進になりますし、介護予防に繋がると思っております。</p> <p>その健康促進するために、今、どういったことが、社協のほうでは取り組まれているんですかね。センターのほうで把握している範囲内で結構ですから、お願いいたします。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>おっしゃるとおり、介護の、こういう高齢社会をきちっと継続していくためには、健康もしくは予防が大事ということのご意見をいただいたところでございます。</p> <p>保健福祉課と社協と連携して行っている活動としましては、先ほど筋力低下とか認知</p>

	<p>症予防等に関してご紹介をしました体力測定ですとか、食生活の改善とか、いきいきサロン活動への保健師とか栄養士等が出向いて講話を行ったりとかですね、そういったことを一般の方については行っているところです。</p> <p>あと後期高齢者の方も含めてなんですけど、健康診断の推進は行っておりまして、その結果をもって今の体の状態がどんなふうなのかということをお互いにきちっと把握して、食事はどういったことに気を付けたらいいとか、運動はどの程度できる状況なのかとかですね、そういったことを把握しながら、その方に必要な生活改善であったり、取り組めること、例えばウォーキングマイレージなども行っておりますけども、そういったご利用とかもご紹介したりとか行っているところです。</p> <p>介護の原因で一番大きなものが生活習慣病である脳卒中とかですね、心臓病ですとか、そういったことが介護の原因になることが一番多くありますので、その原因である糖尿病とか高血圧とか、そういったことの服薬をきちっと行うですとか、食事とか運動などの生活改善を行うとか、個別の保健指導なども強化していきたいと考えているところです。</p>
議 長	5 番 黒川隆康議員
5 番	<p>今、進められている事業等についてですね、お聞きしました。ありがとうございました。</p> <p>そうした事業に対してですね、やっぱり何が問題かと言ったら、参加する人が少ない。だから、できるだけ多くやっぱり参加していただいて、健康増進に努めていただきたいわけですが、参加者を増やせるための努力というものはどういった形でされているのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>例えばウォーキングマイレージ事業に関しては、随時例えば集まりに行ったときに、ご案内したりとかですね、事業の良さとかを進めていたりしているところです。</p> <p>例えば、集まりとかを推進するとか事業の参加とかいうところでは、やはり老人クラブの方とのご協力とかを得ながら、ある程度の人数が集まっていたらいいように思っているところですが、なかなか今コロナ禍で、そこを積極的に参加してほしいと言いつらい部分もございますので、コロナの状況を見つつもきちんと感染対策をしながら、そういった事業の参加を促していきたいと考えているところです。</p>
議 長	5 番 黒川隆康議員
5 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今ですね、ぜひ、そうしたことでですね、強く取り組んでいていただきたいというふうに思います。</p> <p>今、進められている事業のですね、さらに充実と、それから、効果のある新規事業等も併せて取り組むことをですね、要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。</p>
休 憩	
議 長	1 時 3 5 分まで、換気休憩を行います。 (1 3 時 2 6 分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (1 3 時 3 5 分)
議 長	9 番 伊藤均議員の質問を認めます。 9 番 伊藤均議員
9 番	私はですね、質問事項 2 項目ということで、職員教育と、それから村道の維持といったようなもの、大きな形のものでですね、ちょっとお尋ねをしたいなと思っておるこ

	<p>ろです。</p> <p>まず、はじめにですね、職員教育というようなことを出しておりますが、先ほどですね、同僚議員の中で、村長におけるマニフェストの考え方というものは、今、午前中に説明があったのかなと思っております。</p> <p>それでただ、私、新村長になって初めてですね、質問させていただくわけなんです、基本的な考え方をですね、しっかりちょっとお尋ねしたいなと思っております。</p> <p>それで、まず最初にですね、村長、職員出身からの村長と。今まで前村長、前々村長は一般のほうから選挙に出られて、当選し村長になってこられたと。</p> <p>その中でですね、職員教育というもので、特に、まずは職員ですね、意識の持ち方、村の一般的には奉仕者だと。村民のために働くんですよといったような考え方の中にあるのかなと思っております。</p> <p>それで、実質村長によって、やはりこの考え方というのは少しずつ変わってくると。それで、職員にそれは伝わってくるというのが普通ではないかと思うんですよ。</p> <p>その中で、まず村長は、この職員の皆さんのですね、どのような意識の持ち方で仕事をやってくださいよというものを指示されてあるのか、その考え方等々をですね、お聞かせ願いたいと思っております。</p>
議 長	村長
村 長	<p>自分は、そうですね、34年間職員をやった上でですね、副村長を半年間、それから村長選挙に挑戦をさせていただいて、皆さんの付託、信任を得たという形ではございます。</p> <p>就任、最初の日ですね、あいさつの中でも、やはり職員としては、先ほど議員さん申されましたが、意識改革、業務改善、その辺りをきっちりやっていかなければいけない。それについて、どうやっていくかという部分については、それぞれの打ち合わせの中でいろいろと言っておりますが、最も強く言っているのは、職員それぞれいろんな立場がございます。役職もあります。</p> <p>ただ、役場はやはりチームで動いている部分でありますので、個人的にいろんな判断をするものではないという部分と、あと、まずいろんな事業がございます。事業の中で、例えば計画を作るとコンサル会社等にですね、専門的な部分等をお任せして作ったりすることもあります、そういうときに、まず、村職員としてどうしたいのか、どうありたいのかを、きちんとそういうコンサルタント会社と打ち合わせをしていながら、計画等を作っていく必要がある、いかなければいけないという形で、やはり自分が、要するになんですかね、目的に向かって、会社とかにお任せするのではなくて、自分がやりたい、自分がやらなければいけないことを補完してくれるのが、コンサル等の会社だという意識を持って、きちんとそういった中で、ちゃんと課の中、係の中で話をしながら、やっていきなさいという形で、一つその点についてはですね、言っているところでございます。</p> <p>また、他にもいろいろございますが、また、質問の中でお答えしていきたいと思っております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>いろんな考え方がありますので、一つずつ、少しお尋ねをしたいと思っております。</p> <p>それで、まず最初に言われた意識改革ですね。職員の意識改革というものはですね、どういうところを取って指示をしておられるのかと。</p> <p>要するに、村民への接し方なのか、中に、今先ほどですね、事業の進め方については、先ほど少し触れてありましたが、実質じゃあ、意識改革、じゃあ、職員はどうやって今後仕事は、頭の中ですよ、思いですね、気持ちは持ってこういうことをやっていかない</p>

	かんですよというふうなところの、一般的に言う意識改革はですね、もう一度その辺りのところをしっかりと、どういうふうに考えてあるかを、まず教えてください。
議 長	村長
村 長	<p>意識の持ち方、意識改革というかですね、職員として、全体の奉仕者としてどう考えるか。もうこれは法律で書かれてあることですので、絶対当初からですね、根底に持っていなければいけない部分だと思っております。</p> <p>その中で、公平公正であること、その判断をする上において、なんですかね、いろんな、よく報連相と言いますが、なかなかできてない部分もございます。</p> <p>ちょっと交渉等に行ったときに、怒られて、なかなか報告ができなかったりとかですね、そういった部分もございますので、やはり職員はそれぞれ補完し合い共有し合うことで、一つ一つ課題を解決していくというところの意識を、まず変えていく必要がある。そこで事業に対しての意欲の持ち方とかやる気とか、そういった部分にも繋がっていくというところは、ちょっと考えておるところです。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>私はですね、ちょっと思うのは、職員、非常にですね、今は仕事が多岐にわたるし、いろんな意見の方が多くおられます。いろんなことが言われるかと思えます。</p> <p>しかし、基本的にまずあるのは、先ほどちょっと述べましたけれども、村の職員、結局それは地域への奉仕者というのが基本の中にあるのではないかと。</p> <p>それを、じゃあ、どうやって地域に奉仕し仕事をやっていくというようなことを、大事にしなきゃいけないのではないかと。</p> <p>一番大事な根本的なですね、その辺りのところをどういう気持ちの持ち方をもちなさいよと。研修等ですね、研修等でいろんなものはあると思いますが、基本的、根本的な考え方ですね。を、どうやって職員出身である村長は、職員に根付かせると言いますか、やはり基本的な考え方をしっかりと指導していくというものについて、もう一度ですね、そのところの一番基本的なところをお願いしたいと思っております。</p>
議 長	村長
村 長	<p>職員の考え方のあり方というのは、それぞれ根底はですね、考え方がいろいろありますので、一概にこうだからと言って、皆さんが同じラインに入るといえないところ、非常に難しいのかなというふうには思っております。</p> <p>ただ、先ほど申しましたが、いろんな要望にしろご意見にしろございます。それをやっぱり組織の中で噛み砕いて、きっちり応えていく、そのプロセスを必ずやっていくことですね、いろんな考え方が整理できるのではないかなというふうには思っております。</p> <p>これとって、もうこれを言えば皆さん、もう期待どおりの職員になるという答えはなかなかございませんけど、一つ一つそういう形で積み重ねていきたいというふうには思っております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>今まで言われた中でのもので上限指導をやっていきたいといったようなことかなと思っております。</p> <p>それでですね、今回2月の臨時会で、東峰村課設置条例の一部を改正すると。上程する提案理由の中でですね、機能的、効率的に行動できる行政組織を構築し、良質な行政サービスの供給体制の確保を図るといようなことで説明されておりました。</p> <p>結局、職員の意識の持ち方と。それから、じゃあ、今から村長がこの課設置条例の後でまた、入ってお尋ねはしますけれども、この提案理由で述べられた、この行政組織を構築し、良質な行政サービスの供給体制を確保するといようなことですね、具体的に分かりやすい形で説明を少ししていただくとありがたいんですが。</p>

議 長	村長
村 長	<p>課設置条例の設置の根拠につきましては、先ほど議員さん申されたとおりでございます。</p> <p>まず、業務体制の整理、それぞれこの仕事はどこがもつとるとやろうかというのが、ちょっと分かりづらい部分が、村の中ではあったのではないかと思います。</p> <p>それをですね、自分としては分かりやすくてできたのではないかというふうに思っているところです。これは、また今後ですね、広報を通じて、また、今年予算とか出していきます。その中でやはり所管事務については、お知らせをしていかなければいけない。</p> <p>窓口一本化というのは難しいんですけど、やはり村民の方がですね、迷うことがないような効率的な課の配置というものを行わなければいけない。</p> <p>また、先ほどの分で、自分としては、大体概ね1課に10名から12名ぐらいの職員が、規模的には、そのチームという話の中職務分担、係長が全体の仕事を把握するという中では、適正な規模ではないかなと思っているところがございまして、その人数として機構改革をさせていただいたというのがございます。</p> <p>その中で効果的、効率的な職務が行えると思っております。いろんな相談があったときにも、きちんと根拠のある答えを返すことができる。</p> <p>これまでちょっと人数の多い課、人数の少ない課の偏りがございましたので、少ない課については、やはり十分な相談、協議、話し合いができないまま仕事が進んでいた部分もあるのではないかなと思っておりますので、その辺りをですね、きっちり4月以降やっていくところを、考えているところでございます。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>1課10名から12名程度というようなことでお話がありました。</p> <p>事務分掌の中にもですね、今まで6課あったものが4課という形でやっていくと。</p> <p>ですから、先ほど言われましたとおり、1課における人数がですね、前よりか多くなると、課が減りますし、人員自体は変わりませんからね。</p> <p>12名程度で、結局その係長が主導権を持ってやっていくというようなことに、言われておりますけれども、なかなか今度は、課を少なくしたら仕事量が、1課における仕事量が非常に多くなると。</p> <p>それで、10名程度おつてもなかなか兼務が増えてくると。そうした場合にエキスパート的な人材が出てくるというようなものも、なかなか難しいのかなという気がするわけですね。</p> <p>それで、実質じゃあ、4課にしてですよ、事務の効率化という点からすれば、あまりにも兼務が増えたようにして、効率化としては非常に厳しいところがありはしないかと思うところもあるんですが、その辺りはどう考えてあります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>課の数を減らしたという部分について、ちょっと議員さん、厳しいというご意見をいただきましたが、自分としては、課の大小によって仕事がですね、大きく1人に対する負担が増えるというところまではですね、思っていないというかですね。</p> <p>結局、課の中のあり方、一つ自分が来年4月以降ですね、研修という形でやりたいことについては、一番のこれまでの課題として、課の中で隣の人がどういう仕事をしているか、ちょっと直接は把握していないという状況が少々あったというところがあります。</p> <p>ちょっと1人出張とかがあったら、自分たちが内部的に問い合わせをしても、ちょっと今日は担当がいないので分かりませんかですね、そういう形にはなっていますので、課内の仕事の全体的な把握、一つの仕事を3人が知ってなきゃいけないという部分ではなくて、それぞれの課の中の仕事が、隣の人がどういう仕事をしているか。</p>

	<p>例えば、電話がかかってきたら、その問い合わせの中でどういうやり取りをしているか。そういうやり方を把握、自分なりに分析して助言等が与えられていく、そういった仕事の中で研修、いわゆるOJTと言いますが、そういった部分をやっていくのに、これまでの体制ではあまりに課が少なかったのかなというふうに思っております。</p> <p>こういった部分をやっていくというか、これはもう仕事の中で取り組んでいかなければいけないところではあります。</p> <p>あと、もう一つ考えておりますのが、よく研修所とかに研修等は行きます。階層別の研修とかですね、いろんな職務別の研修等には行きますが、大体聞くばかりで終わってしまいますので、やはり人材育成として一番大切なことは、自分で考えて人に伝える、その勉強をすることが自分の能力というかスキルの積み重ね、向上に上がってくると思っておりますので、ちょっと大変なんですけど、課の中の職員が講師となって全体に、例えば、自分のやっている仕事でもいいですけど、そういったものの考え方とかを研修を行う、職員がそれぞれ勉強していきながら、研修の場で人に伝えるということをやっているながら、人材と言いますか、そういった能力、スキルをですね、高めていくことは絶対やらなきゃいけないというところで、それがあつた上で、初めて人員規模に応じた仕事のあり方というのが効率的になっていくと考えているところでもあります。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>先ほどの説明の中に、課内で電話があつて、担当者がいないから分からないと。よく今、東峰村の状態ではありますよね。我々が電話しても、このことはと言つたら、担当がいまないので、ちょっと分かりませんかということが多い見受けられるし、私が電話したときもそういうことが何度かありました。</p> <p>じゃあ、本人がいないから、また明日かなというようなことも、今までは非常に見受けられたんですよ。</p> <p>それで、私も、一番にあるのが、その縦割りでですね、1人が責任を持ってやるということはいいいんですけれども、1人に当てすぎて反対に他の者は分からないと。先ほど村長が言われる、隣が何しよるやろうかと、何をしよつても分からないと、というような感じが受けるわけなんですよ。</p> <p>先ほどから村長が言われるように、全体でですね、見ていく、チームで見ていくと。ですから、これは、係長の負担が大きかかってくるのかなと。係員が、結局、係長以下の者については、係員がチーム全体としてですよ、共通した認識の中で仕事をしてもらうというようなことであつてあるんだと思いたすけれども。</p> <p>その辺りのところは、私の言っている意味でいいんですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>そのとおりでございます。</p> <p>ただ、仕事の部分につきましては、係長の負担が増えるという話もちょっとイメージ的にはあるんですけど、現状を見るかぎりですね、ちょっと若い者が育ってないという実感が自分の中である。</p> <p>その解決策として、今、係長級の方が、ちょっと若い人というかですね、のフォローにまわつて、極端に言えば代わりに、教えるよりも仕事を片付けてやったほうが早いとかいう感覚の中で、やっぱり係長に対する負荷が非常に大きくなっているというところは実感としてございますので、そこら辺りをですね、やはり係長は課員の仕事のマネジメントをきっちりやっていけるような形にする。それはやっていきたいというふうには思っております。</p> <p>大体、概ね先ほど議員さんの言われるとおりでございますけどいうといった形で内部と言いますかですね、そういった分の改革を進めていきたいと思っております。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員

9 番	<p>そういうのを両方でフォローしあってやれば、非常にいい形かなと思っております。</p> <p>それで、結局今ですね、職員さん、肉体的な問題で長期休暇というようなものはなかなかありませんね。非常に多いのが精神的な負担によって長期療養休暇を取られてあると。何名かの方は辞められたのかな。もう、ずっと長期でありましたんで、どうしてもそれは辞めたというような形で出てきておったかと思います。</p> <p>それで、先ほど言った体制であれば、長期休暇、本人次第がですね、多く精神的なものはあるんですが、これが出ないようなですね、対策が、今言うチームでやると。負担を軽減するというようなことで、やられてあるのかなと、考えられてあるのかなと思いますが、この精神的な負担のですね、軽減というものについては、どのように考えてあります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ストレス耐性と言いますか、そういった部分のですね、強い職員を育てるとするのは、現状を見るかぎりですね、これからこの体制の中でいろんな解決をしていながら、強い職員を育てていくということが、やっぱり一番重要ではございます。</p> <p>今年についてはですね、いろんな病休の関係で、今年2名職員が退職しております。ちょっと今、少し来れてない職員もおりますので、そういった人。</p> <p>もう一つあるのが、仕事をため込むと言ったらいけないんですけど、なかなか時間を有効に使えないという職員もございまして、それをため込んでいく中で、どんどん相談ができない体制もでき上がっていくとかいう部分がありますので、やはりそういう目配りができる組織づくりというところもですね、そういったメンタルと言いますか、そういった部分の強化には繋がっていくのではないかな。</p> <p>ほんと特効薬はないと思いますけど、そういった形で取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>村長が言われるような形でしっかりやっていただければ、より良い組織づくりができるのかなとは思っております。</p> <p>それで、もう一つですね、前村長は災害復旧においてですね、災害復旧じゃなくて通常であっても技術職員がいないということで、いつも嘆いておりました。</p> <p>それで、なんとかですね、その技術職員の募集をしてあったかと思えます。なかなか応募がなく、未だに技術職というような形のものに進んでおる方がいらっしやらないのかな、というふうに思っているんですよ。</p> <p>このことについては、大変必要なことではあるかと思うんですけども、この点の対応についてはですね、村長はどのように考えてあります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>技術職員の採用、募集に関しては、災害直後、平成30年から毎年職員募集はかけております。現実ですね。</p> <p>技術職員の確保は前村長もやっておりました。そのときに自分も同意するものでございまして、やっぱり1名、土木系ですね、においては必要かなというところは思っております。</p> <p>特に、今はですね、災害の関係で応援に来ていただいたり、していただいている方、土木技術者の方、そういう方がいるうちに土木系の職員を採用して、育てて、その方たちがいなくなった後もきっちりやっていただける体制が作りたいたいというところで、募集をしていたわけですが、結果としてはなかなか、毎年募集をしておりますが、採用には至ってないということで、今年についても募集をかけました。</p> <p>特に、昨年からですね、前は8年間の実務経験がある方ということで、即、即戦力と</p>

	なる方が欲しいという形で募集をかけておりました。その方がなかなか来なかったということで、今、その8年間という経験の枠をですね、払った上で募集をかけ、また、いろんな技術系、土木系の高校とか専門学校やったかな、とかに直接こういう募集をしていますという形で、営業じゃないですけど、回っておりましたけど、ちょっと今年に関しても応募がなかったというのが現実ではございます。
議長	9番 伊藤均議員
9番	今後も募集はされていくと、いい体制をつくっていくということの考え方だということと理解をしておきたいと思います。 それでは、次に、村道の維持について、お尋ねをしていきたいと思います。 村道多々、多く旧宝珠山、旧小石原という中で村道認定をされてありますので、たくさんあるのかなと思っておるんですが。 今、村管理におけるですね、村道は何路線あるのでしょうか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	村管理の村道は361路線、約96キロに及びます。
議長	9番 伊藤均議員
9番	361路線と、非常に多くの村道があるのかなと。これを維持して、また管理していくということは、非常大変なものなのかなと思います。 その中でですね、じゃあ、実質ですよ、前回のときに2路線村道から外されましたよね。里道というか、道自体がなくなった。 今、実質、もうそういうようなですね、条件に当てはまるような路線があるのでしょうか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	まず、村道についてはですね、まだ今災害復旧中でございますので、災害復旧が終わった後にですね、再度道路の台帳の全般的な見直しというのを今後行っていく必要があると思いますので、その中でですね、精査をしていきたいというふうに考えております。
議長	9番 伊藤均議員
9番	非常に多い中で、じゃあ、もう精査をされると。今現在が確定的なものはお答えがないというようなことでしょうか、それについては結構なんですけど。 そうしますと、361路線あるとしましてですね、これ、全体的に経年劣化どんどんしていくのかな。新しい部分についてはまだまだいいんでしょうけど。 そうした場合に、ある程度の補修計画があって、予算等もされてありますよね。補修計画の中の予算化はあるんですが、実質じゃあ、今度精査をしなきゃいけないということと言われてあるんで、非常に言いにくいところなんですけれども、この補修計画というか、経年劣化の中でのですね、どこを直していこうとか、どういうのをしようというようなものですね、計画というのがあるんですか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	まず、村道の補修計画についてはですね、通行実態などによりまして、損傷や劣化の状況に応じて対応することになるため、補修計画というものはございません。 なお、橋梁につきましては、国のインフラ長寿命化計画に基づきまして、地方公共団体により個別施設ごとのですね、長寿命化計画を策定することになっておりますので、そちらにつきましてはですね、本村では令和3年度中に策定予定というところになっております。
議長	9番 伊藤均議員
9番	補修計画はないということでお答えなんですけど。 そうすると、じゃあ、補修をやるというときにはですね、もう要望書を受けたものか

	<p>らやるという形で考えてあるんですかね。それとも、結局路線はあんまり変わらないと、幅も変わらない、危険度も変わらないというようなものもあるかと思います。これだけの数がありますからね。</p> <p>そうしたときに、もう要望書の受けたときからしますよ、というようなことになるような感じもするわけなんですよ。</p> <p>実質、はっきりしている補修計画等があるべきではないかというところも思うんですけども。</p> <p>じゃあ、今回もですね、村道補修という形で予算化をされてありますよね。その予算化をしたものについての、基の考え方というか、計画というか、そのものはどんなになるんですか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>昨年度少ないというか、例えば、今やってる中につきましてはですね、まず、村道維持については、危険箇所や災害箇所といったところがございまして、そこをまずやっていくという態勢の中で、まずそこをやっていくというのが、まず第一になります。</p> <p>その次にですね、やっぱり利用状況であったりとか路面の損傷状況、さらに先ほど言われました地区要望、そういったところを踏まえつつですね、やっていくということになります。</p> <p>今、予算のほうですね、計上させてもらっている中では、やっぱり危険箇所とか、そういったところの解消というのを、もちろん含まれておりますので、そういったところになります。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>そういうようなものを踏まえて計画をしていくということで、お答えがっております。</p> <p>そうすると、やはり地区として何かあるときには、要望書を出してもらってかんと困るよというようなことも、困るよじゃないね、出しておいてほしいというようなところは、前提に少しあるのかなと思っております。</p> <p>それで、あとですね、これは、前回の一般質問においてですね、災害復旧工事で傷んだ村道補修ですね、これは、村が行いますよというようなことでですね、答弁をいただいたんですよ。</p> <p>そのときも私は、じゃあ、河川等の県土事務所の災害復旧工事で傷んだ道も村がするんですかと。村道だったらなんもかんもするんですか、というようなことを質問したんですが、そのとき村が行いますというようなことで答えをいただいたんですけど。</p> <p>それは本当だろうか、非常にそのときも不思議に思ったんですけども、前回の答弁ではそうであったんですよ。</p> <p>ですから、再度伺いますが、この場合ですね、どういう考え方でやるのかと。どういう計画でされてあるのかというようなことをですね、お伺いしたいと思います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>伊藤議員さんおっしゃる一般質問の、前回のですね、内容が、令和2年のですね、第8回の定例議会時とっております。</p> <p>そのときの答弁でもありましたけれども、災害復旧工事が原因で舗装等が傷んだ村道とかの復旧につきましてはですね、村施工事以外にも県の施工の道路とか河川の工事が原因になっているところもありますので、現在県土事務所のほうとですね、復旧箇所については協議を詰めているところでございます。</p> <p>優先順位というところになります、県がするところと村が復旧するところの優先順位としましては、やはり利用実態、それとか舗装の割れ、陥没、轍などの復旧頻度ですね、に応じて順次復旧したいと考えております。</p>

	ただ、いずれも現在の復旧工事が竣工、または竣工後というようなことになると思われます。以上です。
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そうすると、前回お答えいただいたのとは、ちょっと違っておりましたよという形になるのかな。村道は村が行いますということで言われてあったんですね。</p> <p>ただ、今のお答えは、結局、それはまた協議をして、県が負担するのか、どうするのかというものを協議しながら行っていますと。</p> <p>ただ、実質的には、県土なら県土のほうがしてもらわないと、仕事が遅くなるということもですね、これは、あり得る話なのかなということも、出てきやせんかなと心配するところはあるんですよ。</p> <p>ただ、今の話では、協議をしながら行う。そして、優先順位はやはり村道の優先順位と一緒に、やはり傷み具合とか、それから利用状況等々を加味して優先が変わってくると、というようなことで理解していいんですかね。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>おっしゃるとおりで、結構でございます。</p> <p>なお、前回の質問のときもですね、当時の議事録を見ますと、道路管理者、村と発注者と協議するというところで答弁されていたとっておりますが。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>私がそういうことをきちっと聞いたときには、協議してするというような話では。議事録はですね、書いてあるから、そのとおりなんか答えたんでしょうけど、私としては理解してなかったんですよ。そういうふうには言わなかった。村がしますよという答弁の仕方だったからですね。</p> <p>それをまたぶり返して、どうのという気持ちはないんですけど、きちんとした確認をですね、させていただいたところです。</p> <p>大事なところは、いかにして早く良くしていくかというところが、一番大事かなと思っております。</p> <p>それでですね、最後にですね、今般村内のですね、災害復旧をしておる事業者において、災害復旧を途中でもうやめさせて、事業者がもう帰ったというような噂が、村内で多く流れてきたわけなんですよ。これは、何かの要因があって、そういうことが起きておるかとは思いますが。</p> <p>まず、これは、噂というやつは正しいんですかね。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず、どこという話ではないんですけども、まず、基本的には予算上更なる繰り越しができません、かつ工期内、もっと言うなら年度内に工事が間に合わない、完了が間に合わないというものについてはですね、清算という形でですね、その工事を終わらせるというようなやり方がありますので、そういった中でそういったものを使わざるを得なかったということもございます。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>じゃあ、そういうことが起きたということで理解をしたいと思います。</p> <p>それで、結局その中でですね、一般的に工事契約には補償契約等がありますよね、工事請負の折に。保障会社に補償しなさいというようなことの契約があるかと思えます。</p> <p>そういうものは、もう何も入ってなかったんですか。</p> <p>それともう一つは、結局、その工事は今後どうなるのか、そして、どこでしっかりやっていくのかと、というようなところをお聞かせ願いたいんですが。</p>
議長	建設水道課長

建設水道課長	<p>まず補償契約については、入っております。というところになります。</p> <p>それと、今後という取り扱いですけど、まずもって今やってる箇所をですね、必要に応じてですね、例えば、用水が通っているのであれば用水の確保であったりとか、今掘削しているところの不便がありましたら、そこを保護するとか、最低限の対応は、まず、すぐに行う必要があるというふうに考えております。</p> <p>その後の対応についてはですね、今後こういった形で発注するのかといったところを検討してですね、対応をしっかりとしていくことになると思います。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>このようなことがですね、ないような形で、しっかりやってもらいたいし、もうどこか帰られたという話ですから、もうこちらでから仕事をするようなことはないかとは思っています。</p> <p>あとは、そのやめた分についての作業が、結局、農繁期等にですね、問題にならないように、しっかり村のほうで管理してやっていただきたいと思います。</p> <p>それをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。</p>
休 憩	
議 長	2時20分まで休憩します。 (14時15分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (14時20分)
議 長	6 番 長澤貞義議員の質問を認めます。 6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>2問の質問にわたります。</p> <p>令和4年度の職員数、歳出削減をどのように計画しているのか。と、村の広報紙「東峰」の「えがお通信」についてでございます。</p> <p>まず、令和4年度の職員数、歳出削減をどのように計画しているのか、でございます。</p> <p>前回の全員協議会の中で説明がありましたが、課の設置条例ですね、これを村長が提案がございまして、現在6課、現在実質は7課ですが、その内の6課を4課に変更するという提案がございました。</p> <p>これは、やっぱり課長の数が減るということ、直接的にですね、ということになります、いいことではないかと思えます。</p> <p>それから、4年度の職員の数とですね、会計年度任用職員の数が令和4年度には何人になるのかということ、を、まず伺います。</p>
議 長	村長
村 長	職員数の、令和4年度の見込みですね、見込みといたしましては、一般職員数が54名、任期付職員さんは3名、会計年度任用職員が、これはもう協力隊とか集落支援員さんとかいろいろ含みますが、43名という形で、現状としてはですね、今年度、令和3年度との大きな変動はないというところでの人数になっております。
議 長	6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>確かにそんなに変化はないかなと思うんですが。</p> <p>前回、一般質問の折に、私が赤村のことと比較してですね、尋ねたことがあるんですが。そのときに村長は類似団体、類似自治体の職員数等を考慮して、計画を今後やっていきますということでした。</p> <p>職員数にかんしては、そんなにあんまり変わらないと思うんですが、会計任用職員というのは、やっぱり他のところと比べると、ちょっと多いのかなと思いますが、その原因ですかね、何か説明があればお願いします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>全体的な話から申しますと、前回の議員さんの質問の答弁の中でございましたが、定員管理計画という中で、36年度目標については、概ね横ばいで考えているという話はしました。</p> <p>ちょっと今日、同僚議員さんの質問の中でも、やっぱり職員の資質を上げることで能力を上げる。その中で、36年度以降人口は減ってきておりますので、職員数の削減というのは避けて通れないテーマだとは思っております。</p> <p>ただ、今、職員の状況を鑑みますに、ちょっと減らすというところまではですね、ここ数年のうちには考えずに、やっぱり職員の質を上げるというところに力を入れたいというふうに思っております。</p> <p>その中で、先ほど質問ございました、会計年度任用職員の数でございますが、基本的には地域おこし協力隊が、今のところ見込みとしては9名、集落支援員さんが5名ですね、そういった部分が多いのかなとは思っております。</p> <p>あとは保育所の職員さんですね、フルタイムが4名、パートタイムが5名という部分とかでございます、それぞれ災害以降いろいろ事務量の増大によって、課のほうに事務補助職員という形で入れさせていただいております。</p> <p>この方たちが4年度見込みとしては7名という形で、あとは専門職ですね、看護師さんとか社会福祉士さんとか、そういった形で43名という数字になっておりますので、人数におきましては、それぞれ自治体の考え方とかですね、中の組織がございますので、うちとしては、こういう状況になっているというところでございます。</p>
議 長	6番 長澤貞義議員
6 番	<p>今の村長の説明で、かなり詳しく小さいところまで人数的なことは分かりました。</p> <p>確かに、うちの村は保育園がありますし、診療所もございますので、若干の類似自治体の中と比べましても、若干多くなるところもあるのかなと理解いたします。</p> <p>続きまして2番目の、令和4年度の人件費が令和3年度と比較してどのくらい削減ができるのかを尋ねたいんですが。</p> <p>確かに、前の質問で、6課を4課になるということで、課長の数というのは確実に減るんですが。その中の職員の配置とか、また、どう変わってくるのか分かりませんが、削減がこれによって、令和3年度と4年度と削減ができていくのか、いないのかですね、そこが分かりましたらお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現時点でのですね、試算の範囲での回答となります。</p> <p>この数字については、まだ今回の当初予算にはですね、反映されてない部分の試算になります。</p> <p>管理職手当、どれくらい削減できるかという部分については、先ほどから議員さんおっしゃられているとおり、管理職手当等の差額程度になるのではないかなと思っております。</p> <p>数字としては、今年度それぞれ教育委員会含めて7課ございます。それと災害対策室長が課長級ですので、8名の課長が、課の再編ということで、今のところ6名に減るところで考えております。</p> <p>課長補佐につきましては、現在5名いるんですけど、これについては、それぞれ各課にですね、課長補佐をきっちり置いて、課の体制を整えるという方針を取っておりますので、それと、一応来年以降、指導主事を置きたいということの予算の中で、指導主事は課長補佐の待遇になりますので、課長補佐が6名、令和3年度が5名から6名、これについてはですね、1名試算上は増えるということで、差し引きについて、約70万円くらいですね、減額となるというふうに試算をしているところでございます。</p>

議 長	6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>簡単にはですね、削減というのはできないでしょうけれど、村長が取り組もうと思えば、少しずつでもできるなと思います。</p> <p>確かに、今説明の中に出ました教育委員に関することで、指導主事を置くということになりますと、やっぱりかなりの、全協でも説明を受けましたが、1年間の支出はかなり増えます。</p> <p>しかし、学校の教育全般に底上げ、子どもたちの教育の底上げができるのであればですね、そこは致し方ないかなと思うところがございます。</p> <p>次は、3番目の歳出削減を実現するのは簡単には、今の質問とあんまり変わりはないんですけども、簡単に削減というのはできないでしょうけれど、来年度以降に取り組んでいくべきことがあればですね、村長として、こういうことに取り組めば、将来的にも削減に繋がっていくのではないかなというようなことがあれば、お伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>歳出削減という括りだけではなくてですね、村の財政状況をどう良くしていくかというところはですね、村として当然考えなければいけないこととございます。</p> <p>それを良くする方策としてはですね、歳入歳出でございますが、財源を増やすことが、まず一つ。あとは支出、経費削減を行う取り組みをする。</p> <p>財源を増やすことについてはですね、産業振興等により所得、それぞれ皆さん所得が増えて税収が上がる。これは大きな額ではないかもございませんが、継続的な村の振興を図っていく上においては、やはりこの取り組みは重要なこととっております。</p> <p>それと、今、ふるさと納税のほうでですね、昨年を引き続き今年については、約3倍ほどの伸びがあったということで、これについては、経常的な財源という感覚は絶対持たないというところですね、今、財政としてはですね、には話しているところがございますが。</p> <p>これで使える財源を、次の財源を生むための行動として考えるようにですね、しているところとございます。</p> <p>あと、歳出の削減につきましては、これまで29年災害の災害復旧工事の中で、いろんな県から、北九州市等から応援に来ていただいている中で、やはり設計の関係のソフトとか、いろんな端末とかですね、そういった部分で、やはり削減ができなかった部分はございます。</p> <p>来年度については、やはり災害復旧の仕上げの年という形で言っております。その後については、やはり平常モードに戻りますので、やはり来年1年間は、やっぱりそういう無駄な経費とかですね、無駄な経費と言いますか、ちょっと減らせる部分については、それぞれの課で検討して、再来年度からはきっちりそういった部分ができる、経常経費の削減をしていく。</p> <p>あと、公共施設等総合管理計画や個別計画の中で、公共施設の機能の集約とかですね、経費の削減、そういった部分についてもですね、今後やはり取り組まなければならないことかな、というふうには思っているところとあります。</p>
議 長	6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>確かに、一つ一つ取り組んでやっていかなければ、これは、削減というのは実現はできないものだと思います。</p> <p>それで、村長がおっしゃいました財源、入ることを増やすと。それを一番、私も思うんですが。</p> <p>確かに、ふるさと納税というのは、以前はなかった、あまりなかったような財源と思いますが、最近になってですね、ご説明のとおり、倍増していくような現状で、村としてもありがたいと思います。</p>

	<p>それから、交付税措置として、前の伊藤議員の質問の中で、村道の数ですね、361もあるという説明でございましたが、確かに、私が聞いて知っているのでは、村道に対しても交付税措置があるのかなという理解をしておりました。</p> <p>それから、道路の面積とかですね、それから、一番は村の人口に対する措置が多いんではないかと思いますが、これから今後の取り組みとしてもですね、財源を増やす可能性があるなら、移住促進等をですね、促進してやっていただきたいと思いますが、移住促進については、何か村長ございますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>移住定住の促進につきましては、昨年の末からですね、東峰村応援団という制度を作りまして、いろんな情報発信を行っているところであります。</p> <p>自分が村長になって、最初から言っていた分、やはり村としては情報発信力が弱いというところで、そういった部分をきっちり強化をしていく中で、やっぱり村の魅力を発信する。</p> <p>ただ、東峰村に行きたいという、これ12月にも申しましたけど、問い合わせはあるんですけど、やはり村の中で住めるところとかですね、なかなかない。</p> <p>やっぱり移住される方は多少、公営住宅というよりは、やっぱりちょっと庭があったりとかですね、そういった形を求められている方もおりますので、そういった部分の整理とかですね、村でどういう形で、そういう方が求めているものが提供できるかとか、そういった部分をきっちり、やれるところをやるしかないんですけど、やっていかなければいけないと思っておりますので、そういった部分を含めながら移住定住の促進、また、それ以上に、先ほど申しました、ふるさと納税のような関係人口ですね、のほうの推進も、最終的にはやはり村の応援団、それから移住定住のほうに繋がっていくプロセスになるのではないかなというふうに思っておりますので、それぞれがそれぞれの考え方、役割の中で村の情報発信を行っていききたいというふうに思っております。</p>
議 長	6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>確かに、移住定住促進に関しては空き家対策とかですね、空き家を有効に使うとか、住む場所の提供先をもっと増やしていくとか、いう形が一番実現できる形ではないかと思えます。それも今後ですね、やっていただきたいと思えます。</p> <p>では、次の質問に移らせていただきます。</p> <p>村長にとりましてはちょっと耳の痛い質問かなと思うんですが。</p> <p>まず、東峰村の広報紙の中に「えがお通信」というのが載っていますが、これは、前村長の澁谷氏の村長ナビも同じような形で、村長の、なんというんですかね、言いたいこと、書きたいこと、いろいろなことを書いていたと思うんですが。</p> <p>それを見て、今回の「えがお通信」を見て、私はですね、ちょっと前村長の、なんか同じようなことをやっているのではないかなという感じを受けたんですが、村長のご意見はどうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>広報紙における「えがお通信」という形、広報担当の編集の中で大体同じようなページに置かれてあって、同じような配置の仕方をされておりますので、ちょっと受ける印象としてはですね、ちょっとこちらのほうからはコメントというか、それはできませんが。</p> <p>自分が村長になって一番思ったこと、自分の言葉というのは、やっぱり村長の言葉、村の代表の言葉であるというのを非常に感じております。</p> <p>その中で、それぞれよその町とかではですね、町長室とかホームページを使っているような情報発信をされていたりとかする場合がありますが、村の場合はなかなかそういうインターネットとかは難しいので、やはり広報の中で、村の中の村長としてのですね、</p>

	<p>考え方、やっぱりそういった部分を、単に行事を説明、紹介するだけではなくて、やっぱりそういうことを伝えていくべきではないかなというところで、そういう形で引き継いだという認識はないんですけど、そういう形にはなっているところです。</p>
議 長	6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>前村長のときに村長ナビがのりだしたときに、私は同僚議員と県庁に行ってますね、他の自治体の広報紙等を見てきたんですけど、その時点では他の自治体の長が、こういう村長ナビみたいなものを載せているのは、ちょっと確認はできませんでしたね。</p> <p>あなたがやるのであればですね、村長の個人的なですね、次のあれですけど、個人会報で出してもいいのではなかったかなと思うんですが、東峰村の広報紙に載せるということであればですね、やっぱり職員が何らかの形でそれに関わらなければいけないんだと思いますが、そこのところはどうでしょうかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと質問の内容が少し分かりにくい部分があったんですけど。</p> <p>自分といたしましてはですね、先ほど申しましたとおり、広報に載せている部分については、個人的という部分は載せてないところでございます。</p> <p>一つ先ほどの中、他の町村の広報紙につきましても、毎月載せているというところはほんとと少ないと思っております。</p> <p>ただ、情報については、継続して発信するというのも重要ではないかなというふうに思っております。</p> <p>ですので、前々村長、その前の村長等もですね、2、3カ月に1回は、例えば、前、村長室とか「あした天気になあれ」とか、そういうタイトルで記事を書いたりとかですね、そういったところもやっていたとは思っております。その頻度についてはそれぞれの考え方ではないかなというふうに思っております。</p> <p>ただ、個人会報という話になりますと、ちょっと前の記憶ですけど、例えば、前の村長だったかな、フェイスブックでいろんな情報を出しているのが、村長としての発言か、個人としての発言かとかですね、そういった部分もでございます。</p> <p>自分は、発言は、基本的にはすべて村長としての発言であるべきと思っておりますので、これについては、やはりそういう立場の中で、広報の中で必要に応じて、毎月出すのも大変は大変なんですけど、やりたいというふうには思っております。</p>
議 長	6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>村長がそういう形で、村長としての立場として、それを広報紙に載せるということであればですね、それはもう自由でございますので、私は、敢えて載せるなどかは言いません。</p> <p>最後の質問に行かせてもらいます。</p> <p>最初の言葉は読みませんが、村長のお考えとかを載せるのも一つのあれでございますが、村民の方たちの活動とかをですね、常に載せてもいいんじゃないかなと思うんですよ。</p> <p>それはですね、なぜかと言いますと、東峰村の中で村民の方が活動をされているいろいろな取り組みがありますね。まず、村まつりにしても岩屋祭りにしても、竹棚田の火祭りからほたる祭ですね。</p> <p>それから、小石原地区に行きますと、小石原の神楽とかですね、それから千灯明がちょっと今中止になっていますが、そのときにいつも太鼓をたたいて、子どもたちがたたいてですね、披露してたんです。そういう活動に村民の方が一生懸命やっていると思うんですね。</p> <p>とにかく小石原地区の神楽とかはですね、職員の方がですね、もうずっと立ち上げから携わった方がおましてですね、それから、太鼓もですね、職員の方がかかわってお</p>

	<p>ります。本当に頭が下がる思いでございます。地元のためにですね。</p> <p>こういう形で村民の方が取り組んでいる村まつりや活動ですね、それから、オイスカに携わっている方もおられますよね。</p> <p>それから、子どもたちの野球チームの東峰ディアーズに職員の方かかわってもらっていますんですね、こういう活動をしているグループの紹介とかをですね、村民の方は、一般の方はなかなかどういうふうな活動をやっているのか、誰が携わっているのかというのは分からないと思います。</p> <p>そういう形のもをですね、広報紙の「東峰」で紹介をしていくのも一つの、皆さんの理解を得るためのことだと思いますので、村長のお考えはどうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さんのご意見、自分もですね、同様と言いますか、感じるものがあるところでございます。</p> <p>今回機構改革を行いました。先ほど情報発信の強化という話もしましたが、その一つの話として、情報収集力の強化も課の設置の中には挙げております。</p> <p>それはなぜかと言うと、やはり広報紙だけには限りません。例えば、東峰テレビにしても、やはり取材してくださいと言ったものに対して取材をして、それを、例えば原稿を相手方に作ってもらうとかですね、それじゃなくて、やっぱり自分の言葉に噛み砕いて、自分の言葉として広報を広報担当としてですね、編集しないと、いろんな方が広報紙を書くと、文面がそれぞれ変わって読みづらくなるとかですね、そういった部分は、自分は広報を作った中で、実感としてありましたんで、そういった部分も含めて、やはりそういった、何と言いますかですね、情報を集めて、それをきちんとお知らせをしていく。</p> <p>ただ、それが、何と言いますかですね、広告みたいになってはいけませんので、それはあくまで村として公平公正な中で、やっぱりここは取り上げたいという部分を上げたりとかですね、そういったことについてやっていくことについては、自分としてもいいことではないかなというふうには思っております。</p>
議 長	6番 長澤貞義議員
6 番	<p>村民の方たちですね、日頃の活動を紹介していただくというのも、一つの皆さんのためになるんじゃないかと思えます。</p> <p>いろいろ今言った方、火祭りやら村まつりとかの以外にもあるんでしょうけれど、私がちょっと今知っている段階のことしか申し上げませんでした、他にも活動されている方がいろいろおられますので、そういう方の掘り起こしをしていただいでですね、ぜひ、広報紙に載せていただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	2時55分まで休憩します。 (14時47分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (14時55分)
議 長	4番 梶原光春議員の質問を認めます。 4番 梶原光春議員
4 番	<p>私は2点質問をいたします。まず1点が、高齢者の福祉政策について、少し大枠が広がっておりますけれども、そのことについて、まずお尋ねいたします。</p> <p>まず、タクシー補助券ですね、高齢者の方や独居の方に配布されてますタクシー補助券は、どのくらい年間消化されているのか。また、その人数はどのくらいか、それをお尋ねします。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>本年度、令和4年1月末の現在の状況をお答えしたいと思います。</p> <p>申請者数が166名、発行総数が18,790枚に対し、利用枚数が9,825枚でございます。利用率にしますと52.3%となっております。</p> <p>これに対し、昨年度と同じ時期の状況としましては、申請者145名、発行総数16,680枚に対し、利用枚数9,825枚であり、利用率が58.9%でございます。</p> <p>こう見ますと本年度の利用率が少し低い傾向にあるようにも思われますが、例年2月、3月と年度末に行くに従いまして急速に増え、ご利用が増える傾向にございますので、本年度も同様な状況が予想されるような状態です。以上です。</p>
議 長	4番 梶原光春議員
4 番	<p>それをお尋ねしたのはですね、たぶん買い物というよりもですね、病院に行く人たちの診療にですね、伺うのがほとんどじゃないかなというふうに考えておりますし、また、そういうお年寄りの方たちのお声も聞きます。</p> <p>これは、なぜお尋ねしたかということ、距離によって枚数と金額が同じ6万円と、1人6万円ということであれば、近い人、例えばバス停に近い人とか、それからJRに近いとか、街場に近い人ですね、ということと、小石原のほうであれば奥のほうの人たち、上のほうの人たち、それから、こちらで言えば岩屋、竹、それから中間の板屋、それから栗松、こういった人たちとのですね、やっぱり差が出てるだろうなど、使い方ですね。</p> <p>特に、やはりタクシー券がある間はいいんですが、それ以上に診療もしくは病気等、けがによって行くときには、街場まで医者に行くときにですね、やっぱりもう行けないと。</p> <p>例えば、片道5千円かかると、往復1万円ということになれば、もう6回しか行けないという形になります。なんとかその辺のですね、介助ができないかということのお尋ねなんですよ。</p> <p>これは、もちろん補助ですので、全額出せということではないんですからですね、非常にその辺は難しさがあるんだけど、その辺距離によってですね、金額の多少誤差があってもいいような配布はできないかなと思って、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>タクシー券交付事業につきましては、先ほどの同僚議員さんの質問の中でも多少お答えした部分ではございますが。</p> <p>制度当初、地域交通対策事業助成という形ではですね、公共交通機関から1kmだったかな、距離をした上で、それ以上の方に対して初乗り料金を、月4枚掛け12カ月の48枚を上限にするという形で始めたところでございます。</p> <p>その中でいろんな課題、要望があっている中で、平成27年度からはその距離の条件をなくして、外出支援タクシーという事業に変更、変更というか、2つの事業が行われるという形にはなっておりましたが、その中で交付枚数をですね、96枚、月8枚、倍にするという形でやっていたところでございます。</p> <p>初乗り料金の部分を、その後ですね、やはりそれもちよっと距離的な部分で初乗り料金云々という話もあった中で、ちよっと定額、1枚500円という制度に変更した上で、枚数を120枚という形で、これは31年4月、令和元年度の当初にですね、変更したといういきさつがあるところでございます。</p> <p>その中で利用者の利便性の向上には努めてきたところであるというところは、ちよっとご理解いただきたいなと思っております。</p> <p>その中で、やっぱり120枚使いきってしまって、足りないというか、もう少し出ないのかとかいう要望も出されたことがある、そういう声を聞くのは確かにございます。</p>

	<p>ただ、村の助成事業で、ここの地区の人は何枚、ここの地区の人とかいう分けとかですね、分別の仕方はなかなか難しいということで、今、120枚のタクシー券を工夫というかですね、午前中の質問にもございましたが、乗り合いとか、そういう形でやっていただくとかいう形でされているという話は聞いております。</p> <p>先ほど議員さん質問にございました要望につきましては、今、地域交通計画を今年、来年で作る中で、村内の交通網、それを村外にどう延ばしていくか、その中でどう負担を求めていくか、そういった中でですね、十分検討していかなければならない問題だとは思っておりますので、来年度、4年度にどうするということまでは、なかなかちょっといきにくいのかなというふうには思っています。ただ、課題意識としては思っているところでございます。</p>
議 長	4番 梶原光春議員
4 番	<p>当然、それは、十分私らも考えておるんですけども、これが大きい自治体、例えば、隣の日田市内ですけども、現在「日田はしり号」というのが市内を走っております。これは100円なんですけどね。</p> <p>平地ということと山間地という大きな違いがありますけども、こういう制度があったら村もですね、年寄りの方たちが使いやすいなど。それから独居老人、それから一人住まいの方でもですね、使いやすいなというふうに羨望のまなざしで、私はいつも日田市内でですね、そのバスを見るたびに思うわけです。</p> <p>もちろんそれにはものすごい財源が必要ですし、それだけの人間も必要、バスの運転手も必要ですから、今、村長が言われたように、今後村内のオンデマンドバスタイプとか、そういったものにこれから考えていただくということですので、それは一日も早く実現するようにですね、お願いしたいと思います。</p> <p>これからですね、BRTが、仮に2年後に完成してスタートするということになれば、その最寄りの駅まで、現実問題としては筑前岩屋駅、大行司駅、宝珠山駅ということになるでしょうけど、そこまでのですね、アクセスを考えるような、もちろん時間に合わせて、もちろん行かないかんという形になりますのでですね。</p> <p>その辺の踏み込んだ、現在の日田彦山線沿線振興協議会の中でそういう話は、村長のほうはなされておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地域交通計画の実現につきましては、先日も企画課長のほうがご説明しましたとおり、現在はニーズ調査と事業所の聞き取り、ヒアリングをしているところでございます。</p> <p>その中で、今、お伺いしております課題、自分としては12月にもお答えしました。定時時刻表形式にするのか、オンデマンド式にするのか、オンデマンドのほうがいいというのは分かるんですけど、これを実現するためにどういうことをクリアしていかなければいけないとか、実際に料金関係とかですね、負担をどう求めるか、高齢者の分をどうするか、料金収受について、できれば交通系ICカードを採用していければなどということで、県の日田彦山線沿線振興協議会の中ではですね、ちょうどJRの専務がおりましたので、やっぱり村としてもそういう電子決済を考えているので、BRTのほうもですね、そういった形で導入を考えて、連携をしてほしいという話をですね、前回挙げたりして、それについては、内々ですけど、結構な経費試算がかかるみたいですので、ちょっと今後検討させてくださいということで、返事をその会議の中でいただいたりとかしておるところでございます。</p> <p>あと、BRTとの連携についてもですね、やはり村としては、BRTはやはり定時性、速達性のある路線としてきっちり担保していただいて、それに対する村はどのような形で地域交通をアクセスしていくかというところの計画を、来年度、4年度にですね、きっちりやっていき、実証実験を行いながら、5年度BRT開業のときには一緒に始められ</p>

	るような形でできればということ、今計画をしているところです。
議長	4番 梶原光春議員
4番	<p>これは、別に高齢者に限らずですね、免許を返納した人、これから非常に増えてくると思います。全国的にそういう傾向に流れておりますので。</p> <p>ところが、いつも新聞等やマスコミ等でも問題になる買い物支援と言いますか、買い物に行くこと、それから、先ほど言いました、医者にかかると、診療に伺うというときに、どうしてもこの問題があるから、なかなか免許返納と、田舎になればなるほどですね、できないというのが実情でございます。</p> <p>ですから、このことも兼ね合わせてですね、人数的にはかなり、現在160名近く、そして58.9%というふうにタクシー補助券使われていると言いますが、かなりこれは上がってくるんじゃないかと思えます。</p> <p>タクシー補助券の、もう一つお伺いしますが、年齢制限がありますか。</p> <p>例えば70歳以上とか75歳以上とか、そういう免許返納者に対しては、今のところないですね。それはどうでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>この免許自主返納支援事業につきましては、65歳以上で免許を返納された方と。ご案内のとおり、今、返納後1回に限り3万円のタクシー券を交付ということでございまして、これから増えていくというお話も、ご質問の中ございました。</p> <p>29年度から始まりまして、本年度と申しますか、年度途中ではございますが、54名の方に交付をしているという状況でございます。</p>
議長	4番 梶原光春議員
4番	<p>分かりました。</p> <p>できるだけですね、65歳以上ということであれば、まあ大丈夫かなという感じはいたします。</p> <p>一日もですね、早く先ほどの件。診療にやっぱり差があつてはいけないと、距離とかですね、回数によって。そうすれば緊急を要するときも、もうちょっと我慢しようかなと、痛いことでもね。そういうことは多々聞きます。お伺いするしですね・</p> <p>お金がないと、先ほど同僚議員の質問じゃないけども、国民年金で非常にやっぱり苦しいと。国民年金しかないという方たちには、やっぱりそういう多大な出費というのは辛いものがあると思いますので、ぜひ、その辺のことを考慮していただきたいというふうにお願いします。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>彦山線の振興策、これからBRTが2年後にでき上がって、振興策というのを今、協議会のほうでなさっているということでございますが。</p> <p>これには当然、日田彦山線沿いにいろんな観光というか、そういったものが付随してくるのが、竹棚田、岩屋公園、キャンプ場、それから親水公園ですね、そういったところがございまして。</p> <p>それから、筑前岩屋駅下のツツジのですね、500m両側にわたって咲いておりますけど、もう間もなく5月頃咲きますが。そういったものに関連しておりますが。</p> <p>特にですね、岩屋神社の整備について、何度かお伺いしました。しかし、未だにその実現が、全部じゃないですけど、全部してくれとは言わないけども、ある程度は木の伐採とか、景観等は良くなってきました。皆さんの努力によってですね。</p> <p>ただ、まだ便所とか、そういったものがですね、非常に朽ち果てたままになっております。これは、前にも言ったと思いますけど。</p> <p>この辺のですね、岩屋公園の整備について、少しお伺いしたいと思います。</p> <p>この後どういうふう考えていくのか、非常に今、神社にですね、お参りする方々が</p>

	<p>増えてきております。</p> <p>これは、一つはキャンプ場の恩恵が大きいかなとは思いますが、実際にお賽銭なんかを見ていると、だいぶ増えてきているところが見受けられると、岩屋神社総代の方のお話でございます。</p> <p>ですから、今後岩屋神社をどういうふうにかけて、整備していくのかをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これまで岩屋公園、岩屋神社周辺の整備につきましては、先ほど議員さんおっしゃられましたとおり、樹木の伐採、景観の形成、また公園管理棟の建設、キャンプ場のリニューアル等を行ってきたところでございます。</p> <p>国定公園岩屋につきましては、先ほどの分ではございませんが、県の日田彦山線沿線振興協議会の中でもですね、ちょっと自分の意見ということで、BRTの観光利用という提案をさせてもらった、前から言っていた分ではございますが。</p> <p>その中で、やはり添田町、東峰村、日田市等も含めたですね、広域的な観光ルートを、ひとつJRと一緒に考えてみるのも必要ではないかという提案を出したところでありました。</p> <p>例えば、宝珠山駅からBRTに乗って、仮に言えば彦山で下りて、英彦山神宮を見て、それから500号を上って、小石原焼を楽しんで、それから、岩屋公園、竹の棚田を見て、岩屋駅からまたBRTに乗って宝珠山駅へ帰るとか、そういったルートも一つ、観光ルートとして考えられるんじゃないか。また、逆のルートもございますが。</p> <p>そういった中で、今、竹棚田また小石原焼、それに含めて岩屋公園ですね、これは国定公園という、また岩屋神社についても国の重要文化財ということで、非常に文化的、社会的なですね、価値も高いものであるというふうには思っております。</p> <p>その中でですね、整備等について、先ほど言われました社務所のところのトイレですね、これについては、もうちょっと老朽化というか、建物自体でくみ取り式でございましたので、浄化槽を付けるかとかいう協議検討もしたところではございますが、ちょっと今のところは使用禁止という形で、させていただいているという現状はございますので、これについてもですね、また整備等について、どうするかというところは、申し訳ないですけど、また考えていかなければいけないと思っております。</p> <p>岩屋公園、国定公園岩屋については、531年の回帰ということで、古い、いにしへの歴史や文化を現在に伝えている観光資源と思っておりますし、国定公園の開発についてはですね、法規制とかいろんな手続き等があるとは思っております。</p> <p>どのような形、あまり変えすぎるのもいろいろな部分もあるかなとは思いますが。岩屋神社というかですね、岩屋公園を管理しております地域の方、また、地元の方とのですね、協議等を踏まえた上で、その場を設け、いろんな検討を進めて、どうするのが一番いいかというのを考えるべきではないかなというふうには思っております。</p>
議 長	4番 梶原光春議員
4 番	<p>開所以来五百何十年から、路線も1500年ぐらい経つわけなんですけど、元々は、これは英彦山ですね、分社的なことで、山伏さんたちの修験道のために開所されたんじゃないかなというふうには考えられます。</p> <p>元々普通の神社仏閣と違って平地じゃないわけですね。だから、参道というか、歩道というか、非常に危険極まりないところがあります。</p> <p>子どもたちにとってはですね、キャンプ場に来られた子どもさんたちに聞くと、非常に面白いというところが、非常に声として伺っているんですけども、ただ、お年寄りの方たちにとっては、お参りしたときにですね、非常にベンチもないと、座るところもない、中間にトイレもないというところがですね、それはもうずっと昔から声があったわけなんですけども。</p>

	だから、その辺のですね、整備をですね、危険地帯なところ、それからベンチやトイレを中間にですね、簡易でもいいから取り付けていただきたいというのが、参拝客ですね、そういった人たちの願いみたいですけども、その辺どうお考えになりますか。
議 長	村長
村 長	<p>岩屋周辺の部分についてはですね、いろんな要望の中で、先日と言いますか、鳥居口からの上り口ですね、そちらのほうを整備したり、村道部分ですけど、をしたりとか、今年度についても、一部滑りやすいところの補修等を行うという話は聞いております。</p> <p>ただ、先ほど申しましたベンチにつきましても、ベンチは、確か自分が担当だったんで、もう30年ぐらい前につけたベンチで、ちょっと苔むしてて、座るに座れないような形ではございます。</p> <p>また、歩いて危ないというようなご意見もございますが、そういった分についてもですね、きれいにしてしまうのが本当いいのかという部分もありますので、やはりそのバランスを考えながら、やはり地元の方との話をする中で、村としてできる部分、神社なりがする部分、そういった部分の区分けをきっちりしながら、検討していかねければいけないのかなというふうには思っております。</p>
議 長	4番 梶原光春議員
4 番	<p>できるだけですね、危険がないように私らもしたいと思って、それなりに草刈りやら老人クラブやら地域の人たちで草刈り、春と秋には必ず2回やっております。その中で出てきた言葉でございますので、ぜひですね、実現していただきたい。</p> <p>特に、下りにですね、やっぱり事故が起きているということです。大きなですね、転倒して頭を骨折したとか、足を骨折したとかいうことじゃないけど、やっぱりズルッと行ってですね、やっぱり擦り傷やら切り傷、打ち身はもう、そんなことは暇がないほど起きております。</p> <p>だから、昔はですね、私たちの若いときには、それはもう修験の山やからそんなくらいのことはあたり前と思いましたが、やっぱり自分が年取っていくと、下って行ったら、これは危ないなど。やっぱりですね、ズルッと、ちょっとした石の上に乗っかっただけでも転倒して大けがに繋がるといいますので、その辺はぜひ、村長、考えていただきたいと。</p> <p>それと、少し前に戻りますが、この日田彦山線の振興策の中でですね、JR沿いの木の伐採です。これは通告をしておりますけども、ついでだから申し上げたいと思います。</p> <p>ある程度はですね、労務班が切っていただきました。8年前から、当時の企画課長だった室井さんと一緒に、私と、それからJRの担当区域ということで、大行司から岩屋まで歩いていきました。距離を測りましたら、ジャスト4,000m、4キロですね、ありました。</p> <p>そのときにどこを切ろうか、どこを切ろうかというような話をしておりましたが、今、今後ですね、今、ある程度は切りましたが、BRTが通りましたら、やっぱり風景というのが一番重要になると思います。</p> <p>ああいうふう中空のですね、線路が、上のほうに通るといのは減多にないわけなんです。日本の中ではですね。平地は走っておりますけども。</p> <p>ですから、今後伐採、景観の保持について、どうやっていくのかをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	沿線の景観整備につきましては、今年度その辺の計画を立てているところでございます。現地をですね、岩屋から宝珠山まで歩きまして、写真による見晴らしとか、この辺は伐採したほうがいいのかという計画をですね、今年度に仕上げる予定にしてお

	ります。
議長	4番 梶原光春議員
4番	分かりました。それが一日も早く達成されることを、計画が進むことを願って、私の質問をこれで終わります。以上です。
休憩	
議長	3時30分まで休憩します。 (15時21分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。 (15時30分)
議長	2番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。 2番 高倉美紀恵議員
2番	私は、4点質問させていただきます。 まず、美しい村連合について、お尋ねいたします。 美しい村連合に加入したのは何年でしょうか。また、日本で最も美しい村連合の基本理念について、お尋ねいたします。
議長	村長
村長	東峰村が日本で最も美しい村連合に加盟いたしましたのは、平成24年の10月でございます。 理念といたしましては、日本で最も美しい村については、自然と人間の営みが、長い年月をかけて作り上げた小さな、本当に美しい日本をしっかりと未来に残したいという理念が謳われておりまして、それに基づいて、東峰村にもその理念に賛同したという形で申請を行いまして、加盟が認められたというものでございます。
議長	2番 高倉美紀恵議員
2番	じゃあ、その基本理念に基づきまして、東峰村としてどのような活動をされていますか、お尋ねいたします。
議長	村長
村長	やっぱり最も美しいものというのは、東峰村においては、自然の景観、景色をどう守って、つくるというかですね、守り続けていくかという形が一番になると思います。 その中で、何年やったですかね、美しい村づくりの作業班という形で林道、いろんな村有地の景観、草刈り、支障木の伐採、景観づくり等をですね、毎年やっているところでございます。景観整備活動ですね。 あとは、村の中で、5月、6月については道路・河川愛護、9月第1週については環境美化の日ということで、全村の取り組みの中で景観保全の活動に取り組んでいるというところが、一番大きいものではないかなと思っております。
議長	2番 高倉美紀恵議員
2番	村長のお言葉の中にもありました、活動されているという労務班という方を、何名ぐらいいらっしゃるしまして、その作業する方の労働に対する安全の保障とか、そういうものはどのようになっていますでしょうか。お答えください。
議長	企画政策課長
企画政策課長	作業をしてある方は登録で7名、現在おられます。 それで、7名に対しまして、そのけが等に対するですね、保険に入っているところでございます。
議長	2番 高倉美紀恵議員
2番	先ほどからお話を聞いてたら、木の伐採であるとか、そういうことで景観を保ってら

	<p>っしやいますので、かなり危険な作業もなさっているんじゃないかなと思っております。</p> <p>そこで、保険はかけてあるそうですが、例えば労災であるとか、そういうものについての補償とかはあるんでしょうか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>先ほど申しました作業班に対しましてですね、保険は加入しておりますけど、どうしてもですね、月に何日という限られた期間ではございませんので、労災等には現在加入できていないところでございます。</p>
議 長	2番 高倉美紀恵議員
2 番	<p>今、村長も言われましたように、基本理念にも言われているように、皆さんですね、村民が棚田を守り、文化を守り、伝統工芸を守り、過疎化や少子高齢化が進む中で、村民もそれぞれに各地で頑張っていると思っています。</p> <p>村長も年頭のあいさつの中で、東峰村応援団制度を発足し、かなりの人数の方がそれぞれに発信をされて、村長も非常に情報を発信する力が村は弱いと。だから、そういうふうにしたというふうにお話になりました。</p> <p>ですが、村外から遊びに来てくれたとき、この村は、美しいと思える環境が必要だと思うんですね。発信する祭りであるとか、そういうものを発信することについては十分にできそうな気がしますが、私が考えますに、年2回、先ほど言われました、2回、道路・河川愛護は村民で実施しております。</p> <p>それぞれ実施しておりますけども、間に合わないほど夏は国道とか観光地に向かう道は草が生えています。うちの近所でも村民が自主的に草を刈ってくりたりもしております。</p> <p>川にはですね、ビニールシートとか木とかそのままになっておりまして、これは景観を損ねているんじゃないかなというふうに考えます。国道や観光地の道路にはごみが散乱して、とてもきれいとは言えません。</p> <p>以前は定期的に国道のごみを集めていた方がいたようなふうに思いますが、現在は見かけないような気がいたします。</p> <p>そのために環境を整える、村に入って、とても美しい村だねと思えるような、そんな村づくり、広報にもあちこち美しい村の連合ニュースの中で、シリーズで載せてくださってますが、やっぱり特産品であるとか、そういうものしか載っていません。</p> <p>私は考えるに、やっぱり村に入ったときに、本当に東峰村って美しいねと、そんな言える環境もとても大事じゃないかなと思うんです。</p> <p>それで、希望としましては、日田から宝珠山に入る入口、それから、飯塚のほうから来る嘉麻峠、東峰村に入る道、塔の元の三叉路あたりに、キャラクターの「とほっぴ」とかにも登場していただいて、看板などを設置し、そして、美しい村であるという宣言を、やっぱり警告するというか書いたものを見るって、私たちも何が書いてあるかなと思って見ます。そのときにそういうものがあれば、この村は美しいねと思ったら、ごみも捨てないんじゃないかなという気もしてなりませんので、そういうふうなふるさと納税で、東峰村に思いを寄せてくださる方は返礼品ばかりじゃないと思っております。</p> <p>だから、東峰村に来たいなとか、そんなふうに思ってください方、それから、一生懸命発信してくださっている方、その人たちの思い、村民も観光客が来てくれれば潤うことって多いと思います。</p> <p>そういうことを考えながら、そういう看板を立てるとかいうような、そういうことはいかがでしょうかということと、村長にとって美しい村は発信するばかりじゃない、やっぱり環境を整えて、きれいな村にするというふうなことのお考えとかはございませんか。</p>

議 長	村長
村 長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ちょっと1つだけです、河川にごみと言いますか、それとか道端のごみ、集めていた方というのは環境巡視員という制度がございまして、小石原、宝珠山に1人ずつおります。月1回巡視していただいて、悪いところについては報告をいただいて、村のほうに対策の要望を上げる。片付けられるところは片付けてもらう。ただ、1人で回っておりますので、なかなか難しいのかなというところは、月2回巡視しているようでございます。そういった取り組みは、今も行っているというのは、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>ただ従前、前はですね、例えば、役場で言えば青年部とか、そういった農協さんとかですね、そういった方が年に1回、2回とか、道の空き缶拾いとかやっていたとか、そういった活動も確かに最近ないなというのを感じておりますので、やはりそういったところでの環境の保全についてはですね、今後気を付けていかなければいけない、毎日毎日するわけには、ちょっと無理ですけど考えております。</p> <p>それと、美しい村連合の、例えば、看板とかサインですね、については、ちょっとこれまでうちとしては立てたことがないということでございます。確か、小国とかあの辺は立っていたなという気はちょっといたしますので。</p> <p>看板も一つ善し悪しがあって、何百万もする看板を立てると、10年、15年で老朽化して結構また費用がかかるとかありますので、そういう少し、なんですかね、アイキャッチャー的な看板ですね、そういったものについては、十分前向きというか、検討させていただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	2番 高倉美紀恵議員
2 番	<p>そこで、作業班の労務班の方をお尋ねしたのはですね、主に木を切ったり草を刈ったりしてくださっているのかなと思いますが、これもずっととは言いませんが、定期的に、なぜ自分の保障とか労働条件とかを言ったかという、やっぱりこういうところで、時には川の清掃をしていただいたりとか、それから、ごみを拾っていただいたりとか、そういうことが労務班の中で計画的にできないかなという思いもありましたので、労務班のことについてお尋ねをいたしました。</p> <p>それは、また別に人を雇うとかなりますと、財政とかにもかなりかかってきますので、いる人材を有効に使える方法はないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>確かに今、登録7名ございますけども、結構やはり今、岩屋の公園であったり、あとは林道であったりとかですね、結構1周回ったら、今度元に戻って草がぼうぼうになっているというふうなのが現状でございます。</p> <p>ですから、それ以外に河川、道路となりますと、やはり人手的に今の状況ではどうなのかなという部分はございますが、先ほど議員おっしゃられたようにですね、美しい村を守るために、やはりそういった景観を守っていく必要があるということで、来年度になりましたらですね、そういった環境部局であったり観光部局一緒になりますので、その辺の中でですね、また協議をさせていただきたいと考えております。</p>
議 長	2番 高倉美紀恵議員
2 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>村民も、現在草が生えたり伸びたりしてれば、各地で草刈りをしたりとかして、それなりに努力はしていると思います。今後もそれは続けていければいいと思いますが、どうぞ美しい村を、本当に美しい東峰村であるということ発信できるような、そういう村にしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは次に、復興ソングというものが29年だったと思いますが、作られましたよ</p>

	ね。 その復興を願って作られた復興ソング2曲は、現在どうなっておりますでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>復興を願ってと言いますか、これのいきさつにつきましてはですね、最初「たからのとき」という地域発ドラマが行われた。その放送があった次の年に九州北部豪雨災害を受けて、やはりそのときの作曲等をされた方のご厚意もありまして、復興を応援する歌をですね、作るというプロジェクトがスタートして、作られたというところのいきさつになっているというところでございます。2曲作られております。</p> <p>復興編「青い風」、これはちょっと静かな感じの歌ですね。あとは元気の出る歌ということで、未来編「ミラクル東峰 未来GO!!」というタイトルで曲が作られたというところでございます。</p> <p>現在についてはですね、東峰村復興応援歌という認定を村としてお出しをして、機会をもって活用というところではございますが、現在のところは移動スーパーのですね、回るときの音楽として、この元気なほうの「ミラクル東峰」の歌を流させていただいているというところでございます。</p>
議 長	2番 高倉美紀恵議員
2 番	<p>そうですね、平成29年7月の災害は大変怖い思いをし、変わってしまった故郷に力を落としました。多くの人がそうだったと思います。</p> <p>それでもたくさんのボランティアの方々、支援してくださる方に大変な感謝をみなさんされたと思います。そのときに今言われたような、応援歌「青い風」と「ミラクル東峰 未来GO!!」ができたと思います。</p> <p>この復興応援歌は、いずれも東峰村を思う歌詞、メロディ、歌唱と胸を打つものです。東峰村を応援したいという思いで作られた応援歌が、村民に聞きますと、「そんなのあるの」という方がいらっしゃるんです。知らない。</p> <p>その後、文化祭等でコーラスとかで歌われてて、披露されている部分も何年かありました。今、文化祭もコロナではありませんので、そういう機会も失っております。</p> <p>有名な作曲家を輩出している地域とか歌詞を輩出している地域とかは、例えば、久留米駅とか松田聖子さんの曲が流れたりとか、大川であれば古賀政男さんの、橋に音符があって流れたりとかします。</p> <p>そういうふうに、やっぱり地域で支えているものって多いと思いますし、そういうことで地域をアピールしていると思うんですね。</p> <p>だから今、どうやったら、この移動販売車が「ミラクル東峰 未来GO!!」が流れましたけど、この頃変わってますね、音楽もね。だから今、聞く機会すらないと思っています。</p> <p>それで、どうすれば復興、もう5年経ったら忘れられるのも、あの怖い思いを忘れることはないし、被害に遭った方もたくさんいらっしゃる。だけど、こういう応援歌がこの村にあるということ、どうやったら村民、観光客の方とかも、たぶん「この曲何」って言えるような、そういう方法は取れないかなと思います。</p> <p>今、12時と17時に音楽が、童謡とかが流れます。そういうアレンジを変えて、そういう曲を流すというようなことをすれば、村民も復興応援歌、東峰村の復興応援歌を周知できるんじゃないかなという思いがありますが、村長いかがお考えになりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと即答できるものではないですが。</p> <p>最初この復興ソングが作られたときは、東峰テレビのほうで暫くプロモーション的に流させていただいたりとか、あと、YouTubeであれば、まだ今でも見ることはできます。ただ、ちょっと探さないと見れないという、探して自分も見る。なんかいろいろ</p>

	<p>な歌の人、1回文化祭か何かで歌った合唱のやつとかですね、いくつかありますけど、やっぱ知ってる人じゃないと見ないのかなというふうには思います。</p> <p>先ほど言われました移動スーパーの分については、一時期ちょっと曲が変わったことがございました。曲調が少し聞きづらかったのかな。演歌がいいという意見があったんですか。</p> <p>それで、ちょっと変えてみたという話はあるんですけど、なんかその音楽が変わったことで移動スーパーが来たのに気が付かなかったとかですね、そういった部分もあったので、今はまた元に戻しております。</p> <p>今、ちょっとスピーカーのほう聞きづらいという意見も伺っておりますので、もうちょっと聞きやすい音が出るスピーカーに付け替えるところで今検討しております。</p> <p>そういった形で、移動スーパーについては、極力従前の音楽をですね、流させていただきたいなというふうには思っております。</p> <p>あと、お昼とかの放送ですかね。これについては、十分検討に値するとは思いますが、あれ、音楽作るのに結構何十万かかかったりするみたいですので、その辺も含めてですね。</p> <p>昔、筑前米つき歌保存会というところの取り組みの中で、音楽を変えたこともありますので、できないという返答はできませんけど、この場では即答はできないということでご了承ください。</p>
議長	2番 高倉美紀恵議員
2番	<p>どうか、皆さんのたくさんの親切を受けたあのときを忘れないように、それから、そういうふうな感謝の気持ちを忘れちゃいけないと思いますので、どうか何らかの形で復興ソングが流れるように、そんなふうな気持ちを持っております。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>次は、医療費の節減について、お願いいたします。</p> <p>医療費の中で内服薬の示す割合というのはどうなっていますでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>国民健康保険の状況をご報告したいと思います。</p> <p>令和2年度の割合ですが、医療費2億4,731万円に対し、調剤費3,690万円で、約14.9%を占めます。</p> <p>また、一番新しいものとして、令和3年12月診療分となりますが、1,708万円の医療費に対し、調剤費が327万円となり19.1%となっております。以上です。</p>
議長	2番 高倉美紀恵議員
2番	<p>なぜ、この問題を出しましたかと言いますと、今回の1月号の広報紙で、保健福祉課から「お薬を貰いすぎていませんか。」という冊子に載りました。</p> <p>とてもいい取り組みだと思いますし、私もかねがねヘルパーさんが入っている介護利用者さんはヘルパーさんが、忘れてしまいますので、月曜から金曜までとかに薬を割り振って、残薬が残ったらそれを各診療所、かかっているお医者さんに持って行って、これだけ残っていますということをお知らせしたり、集落支援員さんが入っているところもそういう指導をされたり、診療所の往診しているところも管理をされています。</p> <p>ですけど、そうじゃない方たちは自分で管理しなきゃいけない。</p> <p>私もそうですが、毎日薬飲んでると、飲んでないか飲んだか忘れてしまって、残っていくことってしばしばあります。</p> <p>その残薬の管理というのをすごく気になって、それは1錠1円であっても100錠になれば100円、薬は捨ててもお金を捨てることはないと思っていますよね。</p> <p>だから、薬がいかにか、必要な薬は皆さん飲んで病気治していかなきゃいけない。だけど、余った薬をどうするかというときがあります。</p>

	それは、ヘルパーさんとか集落支援員さんたちが入っていないところは、ご家族に願いますしかならないと思います。医療費を圧迫している無駄な、飲まない薬がたまることで医療費を圧迫しているなら、やっぱりその改善をしていかなきゃいけないのじゃないかなと思っていますが、重複服薬のときにどういうチェックがされていますか、保健福祉課の方に、お答えください。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	重複服薬・残薬につきましては、福岡県の国民健康保険団体連合会のシステムが保健福祉課のほうにございますので、同一月内で複数の医療機関から重複処方が流れた方を抽出して、併せてレセプトで、この方がどういった治療をされているかということを確認させていただいています。
議長	2番 高倉美紀恵議員
2番	では、レセプトが役場に返ってくることで、1軒の病院じゃなくて何軒もかかってらっしゃる病院の中で重複が起きているときには、重複が起きているというのを、医療機関のほうに返すことですか。 重なった薬を飲むことは体内にとってもいいことではないので、そこら辺を、これは重複していますよというチェックは役場で入れてくださる、保健福祉課ですか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	その重複、チェックにかかった方については、国保連合会のほうに返されまして、審査がまたありまして、医療機関のほうに返されたりするようなことがあります。
議長	2番 高倉美紀恵議員
2番	何分患者さんは出されたものを出された量飲む。たまに忘れれば、それで助かることもある。重複というのはやっぱりよろしくないと思うから、そのためには、重複を避けるためには、やっぱりここにも書いてあるように、お薬手帳の活用とかかかりつけ薬局の活用とかが大事だと思うんですね。 聞きますところ、院内処方している病院は、なかなか返納してもそれが次に生かされること、もう返さない、返してほしくないみたいです。だけど、かかりつけの薬局はそれを十分に配慮してくださって、また、それが生きてきて重ならないとか無駄にならないとか、そういうふうなことも聞きますので、やっぱり今後保健福祉課としましては、この重複服薬と、それから残薬のチェックとか、そういうふうなことはどのようにお考えになりますか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	取り組みといたしましては、今行っている、引き続き重複受診者や重複投薬者、多剤投与者の確認を、システムとレセプトによって確認を行いたいと思っています。 併せまして、いろんな皆様が集まれる機会ですとか、こういった広報の中でも、引き続き皆様方に啓発に努めてまいりたいと考えております。 また、令和4年度に関しまして、こういった重複多受診の方等につきまして、訪問健康相談事業ということで、国保連合会と連携いたしまして、保健師等による適正な受診のための指導や助言、健康状態の生活指導を行う目的で訪問を行う予定にしているところです。
議長	2番 高倉美紀恵議員
2番	やっぱり必要な薬は飲んで治療して、それで元気になって、だけど重なったり、あまりそれが分からないで飲んでたりする場合は健康を害するわけですので、どうか引き続きご指導をよろしくお願ひしたいと思います。 次は、ウォーキングマイレージ事業について、お尋ねいたします。 ウォーキングマイレージ事業が始まって5年ぐらいなるんでしょうか。この目的について、お伺ひします。

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	ウォーキングマイレージの事業につきましては、継続的に健康づくりと生活習慣の改善に取り組むということが、まず一つ。それと併せまして、万歩計等によって計測された歩数によってポイントが付与されるということで、そういったポイントをためて、物品の交換等に活用できたりとか、そういったことで楽しみながら健康づくりですとか、生活習慣の改善に繋がっていくということを目的にしています。
議 長	2 番 高倉美紀恵議員
2 番	毎月26日くらいからランキングの発表がっております。これも健康に歩いてらっしゃる方を最初に取材して、歩いてらっしゃる場面とランキングが出ますが、このランキングの目的というのはどのように考えたらよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	ランキングにつきましては、いろんな皆様の受け取りがあらわれるかとは思いますが、保健福祉課としましては、参加者の方の意欲の向上、自分が頑張っているということを確認いただけるということ、それから、活動の継続の実施、ウォーキングマイレージ事業を始める、まだされてない方がその番組をご覧になることでの、始めるきっかけづくりとなるということ、それから、ご家族やお友達、お知りあいの方などと競うことで、楽しみながら事業に参加していただくということなどを目的に、毎月東峰テレビで放送をしております。
議 長	2 番 高倉美紀恵議員
2 番	私も楽しみに、実は見ております。今度歩かなかったなと思ったら、ランキング落ちてますし、頑張ったなと思ったらランクが上がっています。すごく嬉しかったり残念だったりという経験をしております。 ただ、私があれば見てて、いつも上位にいた方が下がる、ランクが下がる。それから、下のほう、200歩か300歩ぐらいしか歩かない人が伸び悩む、そういうふうなときに、このランキングを、なぜ上位だった人が落ちたのか、それから、伸び悩んでいる人はなぜなのか、そういうところの考察と言いますか、保健福祉課でランキングを上げたときに、この人はどうか、皆さん事情があります。雨が降るときもあれば歩けないときもある。だけどその、毎月のランキングを出す意味、そしたら、そこでランキングが落ちた人はどうしてかなということをお電話でもいい、元気ですかと。元気じゃないかもしれないので、そこら辺の考察と言いますか、評価と言いますか、そういうことはなされていますでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	歩数の状況などランキングの考察ということでございますが、個人的に、例えば、今はお名前を出しているわけではないので、その方がどんなふうに移しているかということの個人の考察とか、そういったことで、それを基に個人の方に働きかけるとか、そういったことは現在実施をしていません。 このウォーキングマイレージにつきましては、皆さん方が健康づくりとか運動に取り組むきっかけとして、気軽に取り組んでいただきたいものとして村が提案したものでございまして、そのことでやはり深く入って来られたりとか、そういうことを必ずしも望まない方も多くおられるということと、この事業に参加いただくときの参加要項としても、そういったことについては村としても取り組む、その時点でなかったこともあって、了承もいただいておりますので、今のところ個人の方への働きかけは検討していないところでございます。
議 長	2 番 高倉美紀恵議員

2 番	<p>そうでしょう。たぶん好きで歩いているんだからかわらないと思う人もいるかもしれない。</p> <p>だけど、このウォーキングマイレージ事業として起こしたとき、やっぱり極端に下がったり伸び悩んだりしたら、叱咤じゃないですよ、激励を、なぜ伸び悩んだかなどということをお尋ねして下さると事業として成り立つかなど、私が考えるそういうことですので、それはいろいろ人それぞれが考える、押し付けるものでも何でもないと思いますけれども、ちょっと気になりましたので、そこいら辺の考察ができていかなどお尋ねいたしました。</p> <p>それから、ポイントというのは、本当に楽しみですが、ポイントの利用度と言いますか、そういうのは、交換とかは速やかになされておられますか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>ポイントの交換につきましては、参加者の方によって非常に差があります。ある程度定期的に交換におみえになる方もおられます反面、何年間ずっと当初から参加していただいても、ずっとため込んで、初めて使いましたよとかですね、そういう方もおられまして、その辺はさまざまで、その方にお任せしているような状況です。</p>
議 長	2番 高倉美紀恵議員
2 番	<p>それもほんと人それぞれだと思いますが、このポイントが付くことで励みになるということもありますので、次の「今後の取り組みは」というところでお尋ねしたかったんですが。</p> <p>私は当初から参加しております。そして、本当に自分の時間で、もうお金も要らないし、自分の時間に好きなように歩けるし、とてもいい事業だと思っているんです。</p> <p>ですが、ステーションの数は増やしてくださいました。だから随分楽になりましたけども、うちのいきいきサロンに参加している老人6名、7名も、みんなそのとき5年前に登録したんです。われもと。</p> <p>だけど、ステーションを増やしてもらったけども、ステーションまで行けないで、血圧測定のいきいきサロンのとき、月に1回だけチャージしているという人が多いんですね。</p> <p>となりますと、せっかく歩いてても、だから、その人たちは別にポイントに換えようと思って歩いているわけではないんです。ですけども、ポイントに換えれば、ごみ箱の交換とか肥料とか、そういうことも買えるということも、彼女たちが頑張る、歩きに対しての報酬だと思ってますのでね、今後、ステーションは増やしてもらったけど、マイレージの万歩計、万歩計の期間を、今2週間に1回なんですよね。手にはめてらっしゃる方は毎日だそうですけども、普通が持つてるものは2週間に1回ですので、その2週間に1回を1カ月に1回とか、そういうふうな工夫とか、そういうふうな更新、そういうことができるようお願いしたいな。そうすると、みんなうちの近所の年寄りたちも、みんなそこで、歩いて1カ月に1回チャージができるということになるんですが、そういうお考えとかはありますか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>ステーションにつきましては、できるだけ増やしていきたいと思って増やしてきたところでございますが。それでもまだまだ皆様、場所によってですね、すごく遠く感じていらっしゃるって、チャージができない状態の方も多々いらっしゃるようです。それは本当に申し訳ないことだなと思っています。</p> <p>保健福祉課でも、少しでもステーションに行かずともそういうチャージができるように、サロンに集まったときにチャージをしていただけるように、ステーション、タブレットを持ち込んでチャージしていただいたりとか、そういうこともやってはいたりするんですけど、なかなかタイミングがですね、それでも1カ月近くに間が空いておられた</p>

	<p>りとかいう現状があるのは確かでございます。</p> <p>今後ですね、今のウォーキングマイレージのシステムの内容だと、なかなかそれが難しいところがございますので、システムの内容の、今見直しを行っているところでございますので、そういったこともちょっと、こういうご意見があつて、そういうご要望にお応えできるかどうかは、まだちょっと分からないのですけれども、検討材料に入れていきたいと思っております。</p>
議 長	2 番 高倉美紀恵議員
2 番	<p>ありがとうございました。</p> <p>こういう健康、今は平均寿命というより健康寿命というふうに言われ、フレイル予防というので、どこでも身体的なフレイルとか精神的なフレイルとか、それから、口腔内をきれいにしようとか、健康な老人をつくろうと、どこの自治体も頑張っておりますので、先駆けたこのウォーキングマイレージ事業とかは、東峰村はすばらしいと私も思いますので、どうかチャージがうまくいくようにとか、そういう機械の開発かな、そこいら辺をこのメーカーさんとかとお話くださって、できるだけ老人が歩けるように、歩いて健康でなありますように願っております。</p> <p>私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。</p>
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。</p> <p>3月9日水曜日は、引き続き一般質問を午前9時30分より開会し、一般質問終了後、予算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(16時11分)</p>

第2回 東峰村議会定例会会議録

令和4年3月9日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和4年 第2回東峰村議会定例会議事日程

令和4年3月9日開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 3月8日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>1番 佐々木孝議員の質問を認めます。</p> <p>1番 佐々木孝議員</p>
1 番	<p>おはようございます。</p> <p>私のほうからは、大きく3つのことから質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、はじめに、JR彦山線のことですけれども。</p> <p>12月の議会では、これから審議会等々の意見を聞きながら進めていくという回答をいただいていたと思いますけれども、そのメンバーが分からないので、どなたに話をしたらいいか、というふうな悩みを持っておられる方がおられました。</p> <p>そのメンバーのことなんですが、村民に対して、広く公表はなされていないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>メンバーにつきましては、実は12月議会のときにも構成については紹介するところだったんですけど、ちょっと都合で飛ばしておりました。申し訳ないです。</p> <p>東峰村の日田彦山線沿線地域振興協議会、その構成メンバーについてはですね、通常広報等を使っての住民への周知は、特に行ってはおりません。通常の委員会等についてもですね、委員構成については、これまで広報したことはないというふうには思っております。</p> <p>ただ、ちなみにこの協議会でございますが、役職でいきましたら、村長、副村長、教育長、村議会においての正副議長、区長会の代表が2名で老人クラブの会長、PTA会長、沿線地域住民より選出いただいた3名の計12名からですね、構成された協議会で会議を行っているところでございます。</p>
議 長	1番 佐々木孝議員
1 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、お言葉のほうですね、教えていただきましたけれども、まだこの議会を見られてない方とかたくさんおられます。公表できる分については、ぜひ、広報等で紹介をいただければ、広く村の方たちの意見も聴取できるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、今後ともよろしく願いをいたします。</p> <p>また、この会議は、定期的に今開かれているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>会議につきましては、定期的に行うという形でしておりましたが、令和2年度、昨年度ですね、につきましては4回開催しております。</p> <p>今年度についてはですね、やはり新型コロナウイルス感染症の関係等もございまして、11月にですね、1回開催しております。</p> <p>そのときにですね、BRTの整備の状況、また振興策について協議をいただいて、そういった部分のご意見をですね、2月の14日に県の振興協議会がございました。</p> <p>その中で、自分の補足意見という形で出させていただいたりして、また、その中で、県の協議会で令和4年度事業等の承認を受けております。その承認の会議の内容につきましては、委員の皆様にお配りをして、情報の共有を図っているところで</p>

	ございます。
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	<p>11月に開かれたということで、11月のその会議の中では、令和4年度の事業内容の確認があったのだろうというふうに思います。</p> <p>その中に棚田親水公園駅、これもたぶんあったんだろうと思います。その中での来年度の予算も、この親水公園駅を造るということで進められているのではなかろうかと思えますけれども、この親水公園駅を造る際にあたってですね、メリットあるいはデメリット等をしっかり論議されたことだろうと思いますね。</p> <p>そういうことで、造る方向にあるんだろうと思いますけれども、審議していく中でのメリット、デメリットをどういうふうにお考えになってたのか、そこを少し教えていただけるとありがたいんですが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>すみません、先ほどの分で、いろんな住民の方のご意見、委員さんを通じてという話もございましたが、直接担当でございます、現在企画政策課になっております。4月からはふるさと推進課のほうが担当になります。そちらのほうに忌憚ないご意見をいただければというふうには思っているところでございます。</p> <p>先ほどの質問になりますが、東峰村の日田彦山線沿線地域振興協議会、その会議の中でですね、いろんな振興策を協議していく、その中で棚田親水公園や新ほうしゅ楽舎ができ上がるところの周辺の活性化やBRT利用促進、増加のための新駅がどうかというご意見が出ました。</p> <p>その中で、村としてもですね、そういった地域振興、利用促進のためにですね、非常に有効であるというふうな判断をした中で、JR九州のほうと協議をいたしまして、設置するという方向性を固めたものであります。</p> <p>これについてはですね、基本的にはメリット、デメリットと言いますか、駅ができることによって利用促進を図る。ちょうど親水公園という駅、駅の名前がですね、親水公園駅になるかという部分はございますが、そういった部分で停まって、降りる。降りないにしても、そういう駅がある、親水公園がある。そういった部分を知らしめることができる。そういった部分についてはメリットであるというふうには思っております。</p> <p>デメリットについては、今のところ、これを造ることにおいて、特段村としては、ないのかなというふうには判断しております。</p>
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	<p>利用促進または広報というかな、いろんなところに知らせということでは、効果はあろうかと思えますけれども、村民の方たちの意見の中には、ああいう高いところに駅を造っても、結局夏場お客さんが来る時期だけしか使わないのじゃないか。地元の方たちも、どういう形にアクセスがなるか分かりませんが、利用する方は少ないんじゃないかという意見が聞かれました。</p> <p>それから、地域交通も併せて充実させていくということでしたので、県道沿いに親水公園駅を造ったほうが地域の方も利用しやすいし、観光客の方たちも、アクセスさえ良ければですね、利用する人が便利になるんじゃないかというような意見も出ておりました。</p> <p>もう決定を覆すということは難しいかもしれませんが、村長、どのようにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>県道にバス停を造るという考え方が、ちょっと自分には、現在の状況で理解ができないんですが。</p>

	<p>いろんなご意見はですね、当然あると思います。その中で最終的に、村としては、当然鉄道での復旧を求めている中で、BRTという判断をした。その中で、自分もそうなんですけど、やはりJRとしては、広域の公共交通をしっかりとやっていただく、定時性、速達性を担保していただくという中で、鉄道敷きを走るという決断、決断というかですね、をしたところでございます。</p> <p>それについて、利用促進にあたって、親水公園のところに新駅を造る。それによって利用促進、村のイメージアップ等を図るという判断をしたというところで、村としては考えております。</p>
議長	1番 佐々木孝議員
1番	私が言いました親水公園駅、あれは親水公園の前か、ちょっと駐車場寄りのところの、ちょっとでも利用しやすい所にですね、造ったらどうかという意見でしたけれども。お分かりになりますでしょうか。
議長	村長
村長	すみません。一度鉄道敷きから下りて停めるという形でございますか。もう一度ご説明をお願いします。
議長	1番 佐々木孝議員
1番	私が言っているのは、もうJRの駅とは関係なしに、地域交通、村の中の交通の中で、岩屋から下りてきますよね、当然。親水公園前辺りにこの県道に停留所を造る。だから、BRTとは関係のない形になります。
議長	村長
村長	<p>地域内交通というか二次交通、地域交通につきましては、今、計画をしているところではございます。</p> <p>その利便性については、地域に住む方がいかに便利に使えるかという、一番最重点の課題がございますので、その部分についても、親水公園に駅を造る、造らない、駅というかですね、バス停方式にするのか、オンデマンドにするのか、その分については、まだ来年度の計画を待ってというところにはなりますので、その部分について利用、そういった部分の親水公園にバスを停めることで、地域交通の利用もできるのではないかというご意見については、貴重なご意見としてお伺いさせていただきます。</p>
議長	1番 佐々木孝議員
1番	<p>ぜひですね、皆さんが使いやすい方向で検討をお願いしたいと思いますので、仮にもう親水公園駅造るようになってきているようですけれども、再検討をぜひお願いいたします。</p> <p>それから、現在バスを利用している方から、日田や朝倉に行くときにですね、バスを利用している方が多々おられますけれども、日田のほうに行く中でですね、日田のトライアルを利用する方が、杷木のほうに行っても薬局と言いますかね、薬を買うためには、ちょっとドラモリとか、近くの薬局あたりにまた移動しなきゃいけない。トライアルであつたら薬も一緒にあるので、ぜひ、トライアルを利用しやすいように、近所に停留所が造れないでしょうかという相談、これは村長のほうにも来ているんじゃないかと思っておりますけれども。</p> <p>これは、大鶴や夜明から利用する方たちも同じような意見があるんじゃないかと思っております。日田市と連携して、JRにですね、トライアルの近所、場所的どこになるかはちょっと私も分かりませんが、交渉を試みる価値はあるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	今、佐々木議員さんのほうから提案というか、ご質問のありました件につきまして

	<p>ては、以前ちょっとそういうご意見も伺っておりました。</p> <p>日田のほう、市長ですけど、協議をする場の中で、そういった要望についての話も、公式ではございませんけど行いました。</p> <p>そのときには、やはり大鶴地域の方とかからも、そういう話はあって、JRのほうに言っただけで、なんかあそこがバス停を造るところで、場所が確保できにくいというのがあって、なかなかいい返事ではないというところの話はいただいているんですね。</p> <p>それで、造れないという判断ではございませんので、また今度、昨日も申しましたが、JRのほうとですね、BRT開通に向けての協議の場をですね、設けたいというふうには思っております。</p> <p>それについては、添田町と東峰村とJR、福岡県内における協議にはなりますので、また、大分県日田市ともですね、絡めた中で、そういった要望がある。最終的な設置の判断はJRさんが行う部分ではございますけど、そういった機会の中で、住民の方の要望についてはお伝えしたいというふうに思っております。</p>
議長	1番 佐々木孝議員
1番	<p>ありがとうございます。ぜひ、そうなるようにお願いをしたいと思います。</p> <p>次、特産物開発に向けてですが、</p> <p>持続可能な村にしていくためには、経済力を付けることがとても大切なことで、特産品を開発していくことが必要だと思っております。</p> <p>現在、岩屋駅での湧水販売、災害以降だいぶ回復してきているなどというのは見るんですけども、現在の売上高はどれぐらいになっているのか。</p> <p>また、ここはふるさと村が経営しているというふうに聞いておりますけれども、経営する以上は利益を上げないといけないんじゃないかなと思いますし、本格的に販売することで、その販売額も上がっていくんじゃないかと思っております。</p> <p>それは、ふるさと村だけに頼らずに、村が一緒になって商品化していくことが大事じゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>販売額につきましては、令和2年度で177万1千円ほどございます。</p> <p>これが災害前ですね、平成28年度は455万円ほどで、災害によりですね、販売額がかなり落ち込んでいますが、少しずつですね、現在回復をしてくるところでございます。</p> <p>それと、先ほど議員さんおっしゃられた、特産品としての岩屋湧水の開発につきましてはですね、以前やっぱり平成23年度等に検討を行ってまいりましたが、平成24年、29年の災害によりましてですね、現在そういった協議は止まっているところでございますので、来年度以降ですね、日田彦山線のBRTの開業に伴いまして、そういった計画を策定する中で、そういったものもですね、一緒に検討をさせていただきたいと考えております。</p>
議長	1番 佐々木孝議員
1番	<p>昨日の村長の答弁にもありましたようにですね、やっぱり持続可能な村にしていくための財源確保、これは積極的にやる必要があると思いますので、ぜひ、今、課長がおっしゃったように、前向きに検討いただければと思っています。</p> <p>それから、次ですが、年末にテレビを見ていたら、ある旅番組で、東峰村を訪問した芸能人の方が、村の特産品は何ですかというお尋ねのときに、ゆずの紹介がありました。ゆずのドレッシング、それから柚子胡椒といったようなことが、村の特産品になってはいると思いますけれども、これだけではまだまだ弱いんじゃないかというふうに思いました。</p>

	<p>村を今歩いてみると、収穫されないまま木になっている、ゆずがかなり目立っております。村が中心になって、また製品化していくことも大事だと思いますけれども、村としての考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>ゆずに限ったものではない、特産品の開発はですね、当然必要なものとは思っております。</p> <p>今、議員さんの質問のございました、ゆずで、収穫されないままのゆずがあるという部分については、それぞれ皆さんがですね、作られたゆずではあると思っておりますので、それを、振興策をどうするかという部分については、やっぱり村の農林業振興協議会、その中で、やっぱり課題であれば課題意識を共有する中で、どうしていくか。ゆずの木については、奨励作物ということで、苗木の配布というか、苗木の購入を進めたり、栽培についてやったり、やっておりますので、その一連の中で、どう取り組んでいくかという部分については、農林業振興協議会、事務局は村でございますが、農協さん等と一緒に、課題について共有し考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。</p>
議長	<p>1番 佐々木孝議員</p>
1番	<p>振興協議会のほうが、じゃあ、やめましょうということになると、もうやめましたになる可能性もあるんじゃないかというふうに思いますが、そういうことはありませんか。ちょっと失礼な言い方をしているかもしれませんが、そういうことはありませんか。</p> <p>村が、やっぱり6次産業化に向けてですね、リードしていくということも大事なことでないかと思えます。</p> <p>実は、私たちがやっている村おこしのグループでも、ゆず栽培を20年近くやってきているんですが、なかなか自分たちの力で製品化というのは難しかったもんですから、ゆずそのものを出荷するしかなかったんですが。</p> <p>最近村に来られた方の中に、お菓子を作るということで、そのゆずを提供したいというようなことも始めましたけれども、やっぱりいざ製品化していくとなると、たくさんのお金も必要ですし、村がリードしながら一緒にやっていくということも大事だろうと思えます。</p> <p>また、最近、JRとの関係で、ヤマメの養殖というようなこともされているということを知りまして、それもとっても大事なことでですね、村を活性化させるためには非常にいい取り組みではあるんですけども、その他のゆずあたりも、やっぱりこの村にはかけがえのないものだと思っております。6次産業化へ向けてどうでしょうかということで、お聞きします。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>今現在ですね、ゆずの製品、加工品につきましては、9品目ほどございます。</p> <p>村といたしましては、先ほど村長が申しましたが、農林業振興協議会の流通販売検討委員会におきまして、令和2年度から東峰村農園隊主催の農産品の加工講座といたしまして、ゆずを活用した商品作りの講座を実施しております。</p> <p>そこに向けましても、村は積極的に取り組みを行いまして、支援いたしまして、ゆずの加工品のですね、開発に取り組んでいるところでございます。</p> <p>6次化産業ということでございますけれども、村といたしましてはですね、これまでの取り組みを継続したいというふうに思っておりますし、ふるさと村それからノウハウのある村内の事業者さん、村内に限らず村外でも構いませんが、そういった事業者さんを通した形で、今後も進めていきたいと、支援していきたいというふうに考えております。</p>
議長	<p>1番 佐々木孝議員</p>

1 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>私の勉強不足もあってですね、失礼な質問もあったかと思いますが。</p> <p>村の人たちみんなが、今、課長がおっしゃったような形ですね、知らない部分もあろうかと思いますが、積極的に広報もしながら、こんな取り組みやっていますよというようなこともですね、お知らせをいただければ、協力できるところは村の方たちも積極的に担当のほうにいてですね、やれると思いますので、ぜひ、一体となって取り組めるようお願いをしたいと思います。ぜひ、進めてください。</p> <p>次、学校教育のほうで、教育長にお尋ねをいたします。</p> <p>まず、スクールバスの件なんですけれども。</p> <p>子どもたちが安心して通学できるように、これまで路線の見直しやら、バス停の検討もしてきていると思いますけれども、冬の間ですね、暗い中を歩くことが多くなります。朝もやっぱりなかなか暗い中で登校というようなことも、子どもたちはやっておるわけですが。</p> <p>また、工事がまだまだ終わっておりません。トラックがたくさんスピードを出して走っておるのが現状ですけれども、子どもたちの乗降はバス停が基本ではありませんし、ドアツードアの問題もありますのでですね、なかなか難しいとは思いますが、安全に子どもたちを通学させるために、より自宅に近いところで乗降させるというような見直しはできないものかと思っているんですが、いかがでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>スクールバスについてのお尋ねですが。</p> <p>スクールバスの運行については、以前からありますバスの運行計画、冬季の運行計画、これに基づいて、ずっと私もこの2年間やってまいりました。</p> <p>いろんな危険箇所の情報が入ったときには、実際にその現場を見て、また、非常にトラックの往来が激しいというときには、そういうバス停の変更をやったこともございます。</p> <p>それから積雪が、もうかなりの積雪が十分予想されるというときには、もう前日から1時間遅らせて学校を始めようとか、子どもたちの安心・安全を優先させてやったこともございます。</p> <p>とにかくそういうふうな情報を、ずっと学校と情報交換しながら、また、地域の方、保護者の方々のご要望とかを聞きながら、そういう対応を今までできております。</p> <p>特段今のところ安全はなんとか、絶対ではありませんが、確保はできているかなと思っております。以上です。</p>
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	<p>私がちょっと言いたいのはですね、確かに積雪した日はそういう形でやれますが、雪が降らなくても、車でかいた後なんかも、なかなか小石原地区は解けにくいですね。雪が降ってなくても、晴れてても、まだ残雪がある中で歩いております。非常に、やっぱり雪が滑ったりしますのでね、なかなか雪の上は歩きにくい。</p> <p>そうすると雪が解けている道を歩いたり、子どもたちやっておりますね。その中でトラックがばあっと来るといようなことで、危険なところもやっぱり何箇所かあります。そこ辺りの把握はされておりますか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	すぐ情報が入った場合には現地に赴いて、確認をしております。
議 長	佐々木議員、5分間の換気休憩をりたいんですが。
1 番	はい。
休 憩	

議 長	10時5分まで換気休憩を行います。 (9時58分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。 (10時05分)
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	<p>先ほどの続きにはなりますけれども、いろんな保護者からもですね、要望も含めて、こういう困り事とかいうようなこともたぶん届いていると思いますので、前向きにまた検討をいただければと思います。</p> <p>それから、東峰学園も開校して10年を過ぎます。子どもたちの人数、あるいは子どもたちの地域の状況、そういったこと、それから環境等々も随分変わってきております。</p> <p>また、放課後、こども館に立ち寄る子どもさんたちも随分増えてですね、帰りのスクールバスが何人かしか乗ってないというような状況も生まれてきております。</p> <p>こういう実態を見たときに、やっぱりこういうことはしっかり考えて、論議し、そして、有効な使い方をやっぱり見直さなきゃいけないんじゃないかと思っておりますので、今後抜本的な見直しをしてほしいというふうなところもあります、いかがでしょうか。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>今の議員さんのお考えもよく分かります。</p> <p>実際バスの運行計画は、今から10年前に作られたもので、ただ、それをスクールバス運営検討委員会が毎年毎年、年間3回ほどの話し合いのもとに、アップデートしながら作られたり、ある程度充実したものではないかなと、私自身考えております。</p> <p>ただ、やはり今後ですね、児童数、生徒数の人数が減っていく、そういった状況も段々予想されますので、そういう時期が恐らく近々来るのではないかなというふうに思っております。</p> <p>ですので、いろんな保護者の意見とか、それがまた吸い上げて、また検討委員会とかで上がってまいりますので、その折に今後検討していくという方向性は持っております。以上です。</p>
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	<p>今後ではなくて、もう、既に来ているのではないかというふうに、私は捉えているんですけども。いろんな方の考え方もありまじょうし、子どもさんの実態というのは、もう年々変わるところもありますのでね、ぜひ、4年度ですかね、見直していただければと思います。</p> <p>これから申し上げるのは、特に小石原地区のことです。</p> <p>以前にも質問があったことがあると思いますが、道路上に木や竹などの枝等が覆いかぶさっているところがあって、特に冬場雪が降った後とか垂れ下がったり危険ですね。スクールバスにも傷が入っているというようなことも聞いておりますが、今後どのように進めていくのか、お聞かせください。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>道路上に竹や木の枝がかぶさって、今後どのような処理を行うかというご質問でございますけれども。</p> <p>竹や木の枝がかぶさり危険など情報が入った時点で、教育課または建設水道課の職員と情報を得ながら処理を行っているところでございます。</p> <p>また、スクールバスの運行路線も、教育委員会のほうで何度か定期的に確認等行</p>

	っております。以上です。
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	先月、私、小石原をずっと回ったんですが、やっぱり一部かぶさっているところがあります。これは、明らかにスクールバスはガチャガチャいきよるなど、いうふうに予想されるところがありますので、早々にですね、もう1回点検をして、整備をしていただけるとありがたいというふうに思います。 次に行きます。 今朝ですかね、資料をお配りしておりますけれども、これは、青少年赤十字という日本赤十字社の子ども版というような形で活動しているグループです。教育長はこの団体のことをご存じでしょうか。
議 長	教育長
教育長	この青少年赤十字の活動については、私自身も県の役員をしておりました。だから、十分知っております。 基本理念としまして国際親善、それから奉仕、そして健康、安全ということで、赤十字社の機関の下に、それを学校教育のほうに広げようというところでの活動で、「気づき考え実行する。」というふうなキーワードもございますけど、そういう活動は大変すばらしいと感じております。以上です。
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	今、その活動は、すばらしい活動をやっているという前向きの言葉をいただきましたので、私も進めやすいんですけれども。 確かにおっしゃるように、私もすばらしい活動だと思っております。 特に今、学校教育の中で生きる力を育むというようなことも言われておりますが、この、今言われた態度目標、これは、まさに今の学校教育が目指している内容と合致するところが多いというふうに捉えておりますが、東峰学園でもですね、似たような、似たようなという言い方はおかしいんですが、行われている学習が共通する点も多いし、そのものだというふうに私は捉えているんですが。 教育長、先日、教育のあり方が今後変わっていくと。その中で、指導主事を入れることで、子どもたちの協調性や粘り強さ、そういったものが育まれるということと言われましたけども、指導主事が入ったから、すぐ育つんじゃないんですね。 日常のやっぱり活動、子どもたちが意識してやる。自分で考え、今おっしゃった、気づき考え実行する中で、こういう気持ちなり態度が養われていくということだと思っておりますけれども、併せて、人間としての生きる人道の精神と言いますか、そういったことも、この青少年赤十字活動を通して、私は養うことができると思っておりますが、いかがでしょうか。
議 長	教育長
教育長	先ほど申したように、この青少年赤十字の活動の意義は、十分に私も認識しております。 東峰学園においても、ただ、奉仕それから国際理解、それから健康、安全、これは、日常の教育活動でも十分行って、重なる部分が多ございます。 ですので、そういったものの精神を引き継いで、今、東峰学園は、十分にそれを行っている段階ではないかなと考えております。
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	私も決して否定するものではございません。よく先生方頑張っていただいておりますね。子どもたちも元気よく育っていると思っておりますけれども。 また、5年前のあの災害のことについてもですね、毎年1回その日に学習しているということも存じ上げておりますが、過去にこんなことがあったんだよと、いう

	<p>ことだけではないと思いますけれども、そういう学習会をすることで、当時お世話になった方々、たんさくの方たちに対する感謝の思いとかね、じゃあ、次に自分たちも、同じように災害に遭った方たち、あるいは違う形でもですね、困っている方たちに対して少しでも援助の手を差し伸べようじゃないか、というような気持ちを育てるためにはですね、その学習だけではいけませんよね。</p> <p>10年前の東北の震災についても、段々風化してきているんじゃないかと、原発事故についてもですね、風化してきているんじゃないかという言葉をよく聞きます。</p> <p>そうさせないためにも、日常的な活動を通して、学習だけでなくね、活動を通してそういう気持ちを育てていきたいというふうに思います。</p> <p>やっぱり感謝の心をですね、しっかり育てたいということですが、先ほどの教育長の答弁では、もう、今やっていることで十分だよというふうに聞こえるんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>先ほど言われましたように、もう、これから教育が変わるといのは、私が一番眼目の一つ目に置いているのは、やっぱりICT教育、今、東峰学園が担っている重点課題のICT教育、そして英語の重点研究、もう一つ言えば、遠隔授業のエドテック授業、今、東峰学園は、非常にそういった新たなギガスクール構想の下での授業改善に必死に取り組んでおります。</p> <p>そういった中で、青少年赤十字活動、この精神を取り入れることは、私はやぶさかではないと思っておりますが、実際この活動に参加した場合、いろいろな教育課程の変更が生じてきます。</p> <p>1つには夏のリーダーキャンプ、それから10月の県大会、それから、私も実際やりましたが、韓国との国際交流、実際ホームステイ先を見つけたりしなければいけません。</p> <p>いろんな形で活動についてですね、今、働き方改革の真っ盛りの中で、しかもコロナ対策でかなりの時間を奪われている中で、これを、新たなものを導入するというのは、今の段階では、私はちょっと厳しいかなと考えております。</p> <p>人間いっぱいごちそうを並べられて、そして、それを食べなさいと言われても、なかなか良いものとはいえ、なかなか消化できないのではないかと。</p> <p>だから、今の段階では、私は、その精神は踏襲しつつも、今一番東峰学園に課されている教育課課題、ギガスクール構想の具現化、これを中心に進めていきたいと思っております。以上です。</p>
議長	1番 佐々木孝議員
1番	<p>教育長のおっしゃることはよく分かります。</p> <p>なんか新しいものと言ったらですね、あれもせないかんのやないか、これもせないかんのやないか、というふうに捉える方もおりますが、今さっきも申し上げましたように、東峰学園が今までやってきた教育内容で、十分もう青少年赤十字がやっていることと同じような内容があるわけですね。</p> <p>ただ、おっしゃるように、少し教育課程を見直すところはあるかもしれません。</p> <p>でも、これはこれと一緒にやん、これと一緒にやんと、これとこれ共通するやんと、というような見方でたぶんできえると思えますし、学校全体で取り組む必要もまたありませんよね。学級でもいいし、クラブ活動でもいいし、委員会活動でも取り入れることはできないことはありません。小さいところから取り入れても構いません、これは。</p> <p>そういうことでですね、すぐに学校教育で、みんなでやりましょうは、私も早急には望んではおりませんが、どこかでこういう活動をやってるな。まず、どんなことをしているんだろう。ああ、それは大事なことよね。私たちにも何かできることあ</p>

	<p>るよね。</p> <p>例えば、古切手収集とか、空き缶を拾ってくるとか、そういった小さな活動でもですね、できないことはないわけですね。</p> <p>それが、こういうふうに関に立っているんだというふうなことを、子どもたち一人一人が認識すれば、今おっしゃるような、本当に人道の精神がね、きちっと伝わっていくというふうには私は考えております。そういう意味で、ぜひ。</p> <p>確かに学校は、今おっしゃるような形ですね、大変な部分もあることは、私も重々存じ上げておりますが、それは技術的なものも含めたところですけども、やっぱり一番基本のところは、人の心を育てる。ここが一番教育の大事なところですので、何らかの形で取り組められるようにですね、ぜひ、県の本部からも説明に、いつ来てもいいよという言葉もいただいていますし、お配りしたような資料、まだ説明用の資料他にもありますので、そういったものを利用してですね、ぜひ、先生方それからPTAの皆さんとかですね、いろんな意味で話し合いをさらに深めていただいて、ぜひ、何らかの形で、今日明日入れてくださいと言っているわけではありません。</p> <p>将来の東峰村が人道の精神あふれる村に、ぜひ、なってほしいと、私は願っておりますので、そういう意味で学校教育にですね、青少年赤十字活動をですね、少しでも何らかの形で取り入れていただければとお願いをしたいところです。このことを強く教育委員会にお願いをいたします。</p> <p>今回の質問は、ちょっと提案という形も含まれてきましたけれども、執行部におかれましては、前向きに検討していただければ幸いです。ぜひ、よろしく願いをいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
休憩	
議長	<p>10時25分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時20分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時25分)</p>
議長	<p>7番 高倉寛視議員の質問を認めます。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>質問を始める前にですね、ちょっと一部修正をしていただきたいと思います。</p> <p>2枚目のコロナワクチンのところの4番、厚生省と書いていますけど、これ厚生労働省に申し訳ありませんけど、変更願いたいと思います。</p> <p>では、質問させていただきます。</p> <p>まずはですね、陶器の問題について。</p> <p>東峰村の最大の基幹産業であります小石原焼または高取焼の原料となる陶土の問題をですね、村としてどのように考えておるのか、どのように把握しておるのか、まず、そこを第一に聞きたいと思います。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>陶土の問題については、縷々前の議会のときから質問を受けていたところではございます。</p> <p>そのときの答弁といたしましては、概ね20年、15年程度の土量は確保できているという答弁を、確かしていたかと思えます。</p> <p>実際に、現在の状況がどうなのかという部分をですね、ちょっと陶器組合のほうに確認をいたしましたところ、その15年、20年の確保、確保というかですね、取り置きしておいた部分の土については、ちょっとやっぱり質が少し良くないという</p>

	<p>ところで、今、私有地にはなりますが、そちらの部分、試掘をされている部分の土を一部寄附という形で頂いて、その土を今、陶土工場のほうで作られているということで、ある程度の年数についてはですね、はっきりまだ申せてないみたいですが、ある程度の確保はできているということで、お話は伺っております。以上です。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>先ほど村長が言われましたようにですね、非常に今の土が良くない。現在生産してくれている方に聞いたところですね、機械で掘削をして、工場のほうに持ってきているそうなんです。</p> <p>ですから、早い話が、非常に粘土だけじゃなくて、不純物も入っているようなんです。それで非常に、粘土1枚作るのに、以前の4倍ぐらい、なんか時間がかかるそうなんです。</p> <p>ですからですね、これはやはり、確かに試掘をして、早めに良いところの土というんですか、それを確保すべきだと私は考えております。</p> <p>確かに掘れば、掘って持って行けばどうにかなるという考えじゃなくてですね、やはり良い土を作って、それでやっぱり良い製品を作家の方々に作っていただきたい。それがこの東峰村、小石原焼、高取焼の繁栄に繋がると私は考えております。</p> <p>ですからですね、こういったことをもう少し村として、やっぱり力強くということおかしけど、ある程度力を入れて後援をしていただきたいと思いますと思いますが、その点はどのように考えておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>埋蔵されている良質の土というのは、結論としては掘ってみないと分からないという部分はございますが、今年度、3年度ですね、本年度予算においてトーキョーディネーター事業の中で、埋蔵の調査は行っております。</p> <p>これについては、文献調査また現地調査、X線の解析によるですね、土質の分析を行って取りまとめ、まだ結論というかですね、報告書は出ておりませんが、行っているところで、それに基づいてですね、陶土採取に適した候補地の選定等を行わなければいけないというふうに思っているところが現状であります。</p> <p>良質の土を確保するという部分については、やはり小石原焼、高取焼、村の代表的な基幹産業でございますので、どこまでを村がするか、どこからが陶器組合がするかという部分はございますが、きっちり村としてはですね、取り組んでいかなければいけないと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>まだ前村長時代にですね、質問いたしましたところ、先ほど言われたコーディネーターの中ですとかいうような話もあったと思います。ボーリング調査とか保安林の解除とか、そういった問題もあるということでございましたが、その後何か行動を起こされたのか、保安林解除とか、そういったことに対してですね、やったのか、そこを聞きたいと思っております。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、ボーリング調査につきましては、先ほど村長が申したとおりで、現在陶土採取に適した候補地、良質な土が出るか出ないかという候補地の選定を行っております。</p> <p>ですので、ボーリング調査自体につきましては、それを踏まえた上で、今後やっていくかどうかということになってこようかと思っておりますので、現時点ではそういったことで調査をいたしております。</p> <p>保安林の解除につきましては、こちらにつきましては改めてですね、県を通じまして、林野庁のほうに確認いたしました。昨年の3月30日に県の担当課のほうか</p>

	らですね、陶土採取のための用地確保ということでは、法律上この保安林、森林公園内の保安林についての解除は厳しいという回答を貰っているところでございますので、現時点におきましては、この森林公園内での陶土採取というのはちょっと厳しいのかなというふうに思っております。以上です。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>何度も申してまいります。村長も先ほど言いました。</p> <p>この村一番の基幹産業でありますので、やはり村として、やはりかなり力を入れて働きかけをしていっていただきたいと、私は考えております。</p> <p>次の質問に移らせていただきます。</p> <p>J A筑前あさくらの統廃合問題について。</p> <p>昨年の12月にですね、同じような質問をいたしました。その後J Aとどのような話をしたのか、どのように進んでおるのか、そこのところをまずお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>12月議会のときに高倉議員のほうから質問をいただきまして、現状等のご回答をしたところでございます。</p> <p>その後のことにつきましてですが、年明けですね、J Aの組合長また理事等ですね、役員の方々と話をする機会がございました。そのときに提案されておりましたJ Aの再編と言いますか、改革の考え方のですね、説明と意見交換を、1回目ということでしたところでございます。</p> <p>村としてはですね、一つはATMの関係、一つは支店の再編と言いますかですね、支店がどうなるのかということについて、まだ計画というか、案ですよという形で、先日議員さん、確か質問いただいたときにいただいていたようなですね、表を基に説明を受けたところではございます。</p> <p>村としては、やはり村という基礎自治体の中から、そういう農協の支店的機能がなくなるのは言語道断というか、困るということですね、申し入れは行ったところですが、これについては、また継続的に、まだ6年度の判断ということでございますので、継続的に協議を行っていくということで、そのときには確認して、次の会合については、ちょっとまだ日程の調整ができていないというところでございます。</p> <p>あと、そのATMの件については、利用度の関係等もございまして、3月の末日をもって廃止をするというのは、ちょっといろいろと意見等を申しましたが、決定事項で変わらないという返答は、そのときにもいただいたものでございます。以上です。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>前日も言いましたけど、小石原のほうはですね、ATMももう廃止が決定ということでございます。</p> <p>じゃあ、小石原の車とかを持ってない方は、どこまで行けばいいのという話になるわけですね。</p> <p>恐らくこれは個人的な考えなんですけど、郵便局に変更というふうになるんじゃないかと、私は思っておりますが、それは別に仕方がないことだろうと思っております。</p> <p>営農センターというのも下手すればなくなるという話も聞きましたけど、これは、村長のほうはどのようにお聞きになっておるんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>内容について、具体的にどうということまではですね、説明は受けておりません。</p> <p>基本的にどのような形で、要するに支店で残すのか、出張所的になるのか、営農セ</p>

	<p>ンターにどういう形で職員が来るのか、東部にあって東峰村に通うような形になるとか常駐するとか、いろんな考え方はまだ検討しているというところで返事は伺っております。</p> <p>ただ、村としては、これまでの農業政策、農協と一緒にやってきたところがございます。特に、農林業振興協議会、先ほど言いましたが、その一つの役割として農協の役割は非常に大きいものがある。また、いろんな補助の事業ですね、土づくりにしろ、いろんな作物の奨励にしろですね、農協さんと一体的にやっている部分もある。また、ヘリの防除ですね、そういった部分もやっぱり農協さんいないとできない。</p> <p>そういった部分で、やはり農協としての機能は必ず残してほしいという部分、それについて、どの程度の折り合いがつかかということについては、また、ちょっと今後の協議の中で話していかなければいけないということが現状でございます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>まだはっきり決まっていないということでございますが、今度の予算案の中にもありますように、新規就農者という言葉がよくあります。この新規就農者を求めた場合ですね、営農センターもないとかでは、非常に新規就農者の、気持ちもなえるんじゃないかと、私は考えております。</p> <p>これは、私たちも小さいながらも農業をやっております。その関係でですね、農協からいろんなものを買うこともあります。それを少なくとも宝珠山だったら、車を持っている人は取りに来れますけども、あとは職員がおって配達をしてもらうというふうな形になるのかなと思っておりますが、やはりそこをですね、村として、特に強調して、JAに働きかけていただきたいと考えておりますが、そこをどのように今後なさるつもりですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村としては、当然のことですが、主には農業者にはなりますが、金融等も含めて住民の方、やはり農協さんが重要な金融機関になっておりますので、その部分について、また、営農を行う上でもですね、近くに農協さん、指導員がいるとか、そういった部分について、ないと困るというかですね、あるべきという形、当然残すというスタンスにおいて、村としてもですね、農協さんのほうには強く求めていきたいと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>次に行きます。</p> <p>コロナのワクチンについてということで。</p> <p>まずですね、もう都会のほうというか、では始まっておられるようでございます。5歳から11歳に接種するスケジュールや方法はどのようにしていくのかを、お伺いしたいと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>5歳から11歳の接種につきましては、集団接種によって行う予定にしております。医師が2人の体制で行います。</p> <p>スケジュールにつきましては、前半、後半2回に分けて行います。前半につきましては3月15日と4月5日、後半につきましては3月29日と4月19日を予定しております。5月以降のスケジュールにつきましては、現在検討中でございます。</p> <p>当然、この前半、後半で受けられない方につきまして、希望される方もいらっしゃいますので、その辺については、早急に検討が必要と考えております。以上です。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>5歳から11歳に接種する意義、これ、どのように考えておるのか。</p> <p>私に言わせれば、小さなお子さん、まだそんなに病気とかかかってない人に、わざ</p>

	わがコロナのワクチンを、早い話が菌ですよ、菌を体に入れるというのは、ちょっと危なくないかなと考えるんですけど、そここのところはどのように考えておりますか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>確かに不安な気持ちの保護者の方は多くいらっしゃると思います。</p> <p>いろいろ日本での研究等はまだ不十分でありますし、海外での情報しかまだ十分な研究評価というのは、研究報告というのはまだこれからになっていくと思うんですけど、成人と一緒に、感染自体を抑えていくというのは、まだ十分できていないところがあるんですけども、感染しても発症しにくかったりとか、もしかかっても、特に何か持病をお持ちのお子さんであるとかという方につきましては、効果があるというふうにお聞きしているところでございます。</p> <p>そういった意味で、受ける意義はあると考えております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>受ける意義があるというふうなことを言われましたが、今までですね、成人に2回もしくは3回接種されているようでございますが、何回打てばいいのかと、私ははっきり思います。</p> <p>ワクチン接種による感染予防効果について、どのように考えておるのか。</p> <p>これはですね、最初、村からいただいた資料でございます。コロナワクチン、ウイルス感染症の発症を予防します。その下に、新型コロナウイルス感染症を発生した人が少ないということが分かっています。そういうのがあります。</p> <p>しかし、こちらのほうは福岡県のホームページが出した2月の月の新規陽性者の、新規です。新規陽性者の接種状況。これ1週間に1ぺんずつ出しております。これ、ちょっと合計を言わせていただきますが、4週の合計で新規陽性者5,218人、その中で接種をした方、2回以上接種をした方3,748人の方が2回以上接種しているにもかかわらず新規陽性者、70%です。このことについて、どのように考えますか。これ、福岡県の資料です。</p>
議 長	村長
村 長	<p>予防接種につきましてはですね、いろんな情報がアップデートされているという状況でございます。</p> <p>当初はですね、村としてはファイザーワクチンを打ったところでございますが、2回接種で重症化は避けられる効果はあるという形でしていたところは実情です。</p> <p>その後、いろんな変異種等の関係があって、それに対応するために3回目の接種を始めたというところで、その県の数字につきましては、3回接種した方がそれだけの発症率かどうかというのはちょっと、その数字ではなかったというふうには理解しておりますが。</p> <p>最終的な部分については、国、県、村、それぞれ大体同じ情報の中で3回目接種を推進している。5歳から11歳につきましても、やっぱり予防の効果が高いということを取り組みをやっている。</p> <p>それについて、いろんなご意見はあると思いますので、それはいろんな情報を見られる中で、やはり子どもさんについては保護者さんがですね、判断するところではありますので、それを良い悪いという言い方は、基本的にはできないというふうには思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	1月30日の地元新聞にですね、『厚生労働省ホームページから「未成年接種」について考える』という意見広告が掲載されておりました。これは、確か今年の11月30日の西日本新聞にも載っていたと思います。

	この内容についてですね、村としてどのように考えておるのかをお聞きしたいと思います。
議長	村長
村長	<p>質問の通告を受けまして、新聞の内容というものがですね、ちょっと具体的に分かりませんでしたので、詳細な確認はできておりませんが、大体その団体さんのタイトルから引きましたホームページ等で確認はさせていただいたところでございます。</p> <p>内容といたしまして、意見広告ということで取り扱っておりますので、意見広告につきましましては、新聞社それぞれの掲載基準の中で、いつ載せるとかいう部分があるというのは伺っておりますが、よく個人や団体がですね、自らの意見を表明するために意見広告は出されているというふうに思っておりますので、その個別の意見に対して、村として特に見解というか、述べることはございません。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>この厚生労働省のホームページから意見広告ということでございますが、これ厚生労働省が出してるわけなんですよ、ホームページ。</p> <p>その中でですね、これを読んで、広告だからということでございますが、この中には普通新聞やテレビとかでは全然報道されてないことが非常に書かれておるわけですよ。</p> <p>一部だけ紹介しますと、インフルエンザワクチンとの比較、ワクチン接種1千万回で比較した場合、接種した後の死亡者数の割合が、インフルエンザワクチンは1人、コロナワクチンは70人ということです。そして、接種した翌日までに死亡した人が圧倒的に多いと書いております。</p> <p>昨年12月17日時点で、ワクチン接種をした後に亡くなった人が1,430人もいます。厚生労働省はワクチン接種と死亡の因果関係を認めていません。</p> <p>今までに元気だった人が、コロナに感染しないようにワクチン打った後に亡くなった人が、これだけの数いるんですね。</p> <p>非常に私は、逆に、これは、ここで国のことを言っても仕方ないんですけど、ちょっと恐ろしいことをやっているんじゃないかなとずっと思っております。</p> <p>それでですね、やはりこういったことはいかんということで、北海道のほうで医師会の方々は有志の会というのを作りまして、「コロナワクチンを接種すると免疫力が低下し、さまざまな感染症にかかりやすくなり、がんの発病にも繋がります。コロナワクチン接種の即時中止を求めます。」という抗議文というか、そういう団体を今作っているんですよ。</p> <p>こういったことを考えるに、私が最初に言ったように、子どもさんたちにこれを打つのは非常に危険、先ほど言ったように、親御さん、子どもさんの思いがあるから、私は打ちますと言われれば、それは止めるわけにもいきませんが、ちょっとこのところをですね、やはり村のほうとして、よーく説明をしてやっていただきたいと思いますが、そのところはどのように考えますか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>やはりいろんなご意見等があり、不安な方が多いということを私自身も理解しております。</p> <p>ただ、今までにですね、副反応を含めた説明としましては、今回の接種のご案内の接種券と併せて、一連の副反応等についても説明書を同封しております。</p> <p>説明書内に副反応とか、それに関しての救済制度等についても詳しく説明を載せているところでございます。</p> <p>その内容を受けて、今回すべての方が接種をされるわけでは、もちろんござい</p>

	<p>せん。そのような内容を踏まえて、希望される方のみが接種に至るわけでございます。</p> <p>接種を受ける際にも説明書を読まれて、効果や副反応について理解されましたかという問いに、もし「いいえ」と書かれているような方がいらっしゃいましたら、改めてそこで説明書に書かれている内容を、再度接種会場において保護者の方に説明をさせていただく予定にしています。</p> <p>今回申し込みの希望を事前しているんですけども、じゃあ、希望されてない方に村から指導をするのかと。受けてない方は受けてくださいよと言うのかということ、そういったことは一切しないようにしているところでございます。以上です。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>お子様、保護者の方にはですね、本当に丁寧に説明をしていただきまして、接種する、しないを決めていただきたいと思います。</p> <p>5 番を飛ばします。</p> <p>6 番、接種をしない人、してない人に対するですね、差別や同調圧力を避けるために、どのような啓発をしておるのか。</p> <p>これが実際あるのかどうかというのは、私も分かりません。でも、そういう話もチラッと聞きましたので、村としての考えを伺いたしたいと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>お子さん向けの接種のご案内のときに、そういったすべての対象者の方に入れていくんですけども、接種をしない方、する方に対して、差別をしないようにということの啓発の言葉を入れています。</p> <p>また、接種会場におきまして、成人の方のときもそうだったんですけど、ワクチン接種によつての差別をしない旨の啓発のポスターを掲示しております。</p> <p>さらに今後もですね、東峰テレビ等でそういった啓発、差別防止の啓発の番組も東峰テレビで流しているところでございますので、もしよろしければ番組のほうをご覧くださいければと思います。</p> <p>今後もですね、接種しない方でも、したくてもできない体の方もいらっしゃいます。そういった差別が起きないようにしなくてはいけないと、保健福祉課と村としても思っておりますので、そういう取り組みは継続して行っていきたいと考えております。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>最後に、教育長にお聞きします。</p> <p>もう東峰学園でもですね、接種されたお子さんもおられると思います。</p> <p>大人はですね、少々言われてもどうこうならんと思いますけど、やはりお子様はですね、非常にデリケートなところがありますので、これはですね、やはり学園に対して、厳重にやっぱり指導をしていていただきたいと考えておりますが、そこはどのように考えておりますか。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>昨年の、12歳から16歳未満の生徒さんにワクチン接種の話がありました。</p> <p>その際には保健福祉課と連携しまして、PTAの総会の折に、みんなが集まっている中で、保健福祉課の方に関係の方にご説明いただき、それに加えて、やはり人権にかかわる問題ということも含めて啓発活動もしていただいています。</p> <p>今回は5歳から11歳ということで、ちょっと年齢層が下がったわけなんですけど、東峰学園のほうに、このことについてはずっと、昨年の15歳以下の接種のときから、ちょっと気を付けとかないかねという話はずっとしておりました。</p> <p>実際、去年の経過から今年を振り返ったときに、実際子どもたちからそういった</p>

	<p>差別事象があったかどうか、それを確認しておりますが、今のところそんなに子どもたちは、そのワクチンを打った、打ってないで差別をしたとか、いじめがあったとかというような事案は出てはおりません。</p> <p>どっちかと言ったら、なんとなく小学校低学年とかは、よく分かららんという感覚もあるかと思います。</p> <p>ただ、やっぱりこれは日常的に東峰学園の先生方が、人権同和教育を一丁目一番地に、やはり相手の気持ちの心の痛みを分かるような人間になろうと、声すっぱく言っているからだと思います。</p> <p>実際にこれを一丁目一番地に日々教育活動を進めておりますから、そういう成果があっているのではないかなと思います。</p> <p>東峰学園の子どもさんも非常にまじめで素直ですので、その辺りを受け止めてくれるのではないかと思います。</p> <p>今後も、やっぱりそういった問題を他人事ではなく自分事として捉えていくような指導をですね、やっていくように言っております。</p> <p>先般、もう2日、3日前ですが、県のほうから、学校における新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒分の人権について、しっかり配慮しなさいよという通知文が来ました。これはもう学校に早速渡して、この辺のことににかかわって、しっかり教員がアンテナを高く持って指導するよにということで、もう学校のほうでも共通理解をしているところだと思います。以上です。</p>
休 憩	
議 長	<p>11時10分まで休憩します。</p> <p>休憩後は、予算特別委員会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10時58分)</p>

第2回 東峰村議会定例会会議録

令和4年3月11日
(第 4 日)

東 峰 村 議 会

令和4年第2回東峰村議会定例会議事日程

令和4年3月11日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 議案第 3号 東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8号 東峰村義援金基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9号 東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第10号 東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第11号 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）について
- 日程第10 議案第12号 令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について

日程第 1 1 議案第 1 3 号 令和 3 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算
(第 1 号) について

日程第 1 2 議案第 1 4 号 令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 1 3 議案第 1 5 号 令和 4 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につ
いて

日程第 1 4 議案第 1 6 号 令和 4 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に
ついて

日程第 1 5 議案第 1 7 号 令和 4 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につ
いて

日程第 1 6 同意第 2 号 東峰村副村長の選任について

日程第 1 7 同意第 3 号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任に
ついて

日程第 1 8 発議第 1 号 東峰村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 9 高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会最終報告につい
て

日程第 2 0 発委第 1 号 出頭拒否に対する告発について

日程第 2 1 閉会中の各委員会継続調査の申出について

追加議事日程

追加日程第 1 発議第 2 号 高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について

開 議	
議 長	<p>これより本会議を開きます。 ただ今の出席議員数は、9名です。 なお、長澤議員より欠席届が出ております。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(10時00分)</p>
議 長	これより各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第3号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結します。 これから採決します。 議案第3号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第4号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決をいたします。 議案第4号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>

日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第5号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第5号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 議案第6号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第6号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第7号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決します。</p> <p>議案第7号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第8号「東峰村義援金基金条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決します。</p> <p>議案第8号「東峰村義援金基金条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第9号「東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第9号「東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第10号「東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p>

	これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これより、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決します。 議案第10号「東峰村喜楽来館の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第11号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第8号)について」を、議題といたします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 9番 伊藤均議員
9 番	補正予算書の62ページの11款1項3目ですね、農地・農業用施設災害復旧費の中で、工事請負費マイナスのですね、1億4,820万円、29年度の災害工事費のマイナスがここに計上されております。 それで、4年度予算、この中には29年度の予算が変わっておりますよね、数字が。 それで、繰越と実質の今度の予算と、なんで差異があるのかと。本来であれば、その分マイナスしたら、29年度災害分ですから、同じ等が普通ではないかと思うんですが、残念ながら今度は、予算の中では1億6,046万4千円という形で、数字が変わっております。この要因についてですね、まず、教えていただきたいと思いますが。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	62ページの減額分と令和4年度の事業分の差異でございますけれども。 令和3年度と令和4年度の差異でございますが、これは、そのときの設計額が年々変わってきますので、それに併せて変更しております。それが主な要因でございます。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	こんなに変わるんですか。 これから言いますと、1,200万も29年度工事のマイナス分と、今度の令和4年度の予算で上げておる分と。工事箇所も違わないという、今の中では答えかなと思うんですよ。それで、これだけ予算が違うと。 なかなか今のお答えでは、私としては諮りようがないと。本来であれば同額か、それに近い程度。予算等が変わるから少しは変わるでしょうけど、金額的に非常に大きいと。 本当にこれ29年が精査されてるのかと、というような疑問のほうにですね、この数字の差額からいくと思えるわけなんですよ。

	再度しっかりとした説明をお願いしたいと思います。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	3年度と4年度の差異、非常にちょっと2,000万近くあるということ。 3年度的设计額と4年度的设计額につきましては、4年度的设计額は、その箇所 のですね、詳細設計を3年度にやっております。それを基に、またさらに詳細に設計 させていただきました。その分がこのようになっております。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	ですから、その差額は、あまりにも大きいから、それはなかなかね、そういう数字 にはなるんですかと、疑問を持つわけなんですよ。 実質4年度になったときに、これからいきますと1,200万も変わると。詳細を して、工事は変わらない。マイナスは3月にしますよと。何月から始まるか分かりま せんけども、その中でこれだけの数字の差額が出るというのは、なかなか我々とし ては一般的に考えにくいと。 ですから、ちょっと納得できる、分かるようなですね、今の答弁ではなかなか納得 しがたいところがあるんですよ。数字上出ておりますからね、1,200万も差額 が。 ですので、そこを教えてくださいと言っているんですよ。
議 長	暫時休憩して、執行部は打ち合わせをしてください。 (10時14分～10時16分)
議 長	災害対策室長
災害対策室長	先ほどの件でございますが、また同じような形になるかもしれませんけれども。 令和3年度につきましては、先ほど言いましたように、詳細設計する前の額で上 げております。他事業案件としてですね。その箇所の部分を。 箇所が広がりますので、はっきりと詳細設計前は査定額というのがございま すが、それに肉付けをしながら設計額を出しているところでございます。 令和3年度に詳細設計を出して、その地形とを全部やり直して、令和4年度に詳 細の額を上げている。 その中に、もちろん物価も上がっております。もちろん人件費も上がってござ います。そういうのも加味しつつ設計額を出しているところでございます。
休 憩	
議 長	5分間の換気休憩を行いますので、10時25分まで休憩します。 (10時18分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時25分)
議 長	伊藤議員の確認質問を認めます。 9番 伊藤均議員
9 番	先ほどの説明でも、どうしても納得がいく範囲ではありません。 再度ですね、しっかりとした答弁をお願いしたいと思います。
議 長	村長
村 長	先ほどの令和3年度の補正予算、また、令和4年度の当初予算の差異の件につ きまして、ちょっと確認をしたところではございましたが。 3年度につきましては、主に屋椎地区の他事業案件、砂防ダム等の関係での農地 の復旧になるんですが、その部分で、3年度の当初については、まだ流路工等 のですね、詳細な確定ができていなかった部分で、その現状の中で予算を組ん でいたという事情があり、その中で3年度中にほぼほぼ線形が固まってきた ところで、いろん

	な工事量ですね、差異等があったということで、今回4年度の当初予算には、ちょっと金額としては少し増えておりますが、その金額での見積もりと言いますか、設計をして、予算を計上させていただいているというところでございます。
議 長	他に、質疑はありませんか。 9番 伊藤均議員、最後の質問です。
9 番	そういうものであったということで、村長今説明がありました。 それはそれとしてですね、これは補正予算の中ですから、マイナスですので、いろいろ申し上げるところはないのかなど。 ただ、しっかりですね、産業建設常任委員会、今度変わる形になるかもしれませんが、委員会等に説明をしながら進めていただきたいと。 そうせんと、こういうふうに数字が変わったときにですね、不審に思うということもありますので、委員会等をですね、しっかりやっていただきたいと思います。
議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決いたします。 議案第11号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第8号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第12号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決します。 議案第12号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第13号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出

	<p>補正予算（第1号）について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論ありませんか。 （討論なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決します。 議案第13号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第12～ 日程第15	
議 長	<p>日程第12 議案第14号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 日程第13 議案第15号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第14 議案第16号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第15 議案第17号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 は、予算審査特別委員会に付託をいたしました。 予算審査特別委員会委員会報告書をお手元に配布しております。 それでは、予算審査特別委員会の委員長報告をお願いいたします。 9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>予算審査特別委員会の委員長報告をいたします。 令和4年度第2回東峰村議会定例会、3月8日本会議において、予算審査特別委員会に付託を受けました案件につきまして、議会会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。 付託を受けた案件は、 議案第14号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 議案第15号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第16号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第17号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 以上の4件でありました。 審査期日は、令和4年3月9日、10日、11日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。 審査結果は、原案どおり可決するものと決定いたしました。 審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも、併せて報告いたします。 以上、付託を受けました案件について、予算審査特別委員会委員長報告を終わり</p>

	ます。
議 長	<p>ただ今、予算審査特別委員会委員長の報告がなされました。</p> <p>議案第14号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」</p> <p>議案第15号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>議案第16号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>議案第17号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>一括して採決を行います。</p> <p>委員会報告書のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり可決されました。</p>
日程第16	
議 長	<p>日程第16 同意第2号「東峰村副村長の選任について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>1番 佐々木孝議員</p>
1 番	<p>副村長ということですが。</p> <p>これまでも県からお出でいただいております。</p> <p>この村の中にも役場のOBの方とかいろんな方がおられますが、副村長にふさわしいと思われるような方もおられるんじゃないかと思いますが、なぜ、県からまた来ていただくのか、たぶんメリット、デメリットもあろうし、いろいろ精査した中で県のほうからということになったと思います。</p> <p>県から来ていただく良さと言いますかね、それを村長どのように捉えておられるか、お聞かせください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>副村長の選任につきましては、10月20日就任以後ですね、早く置きなさいという話もいただいております。</p> <p>その選任にあたりましては、まず1番、村として、自分としてもですね、村長として行わなければいけないこと。まずは、やっぱり復旧・復興が第一だと思っております。</p> <p>それに加え、先ほどずっと言っておりましたが、JRの日田彦山線沿線地域振興の関係、また、情報化という話も自分がしております。ちょうど県と一緒にDXプロジェクトがですね、4月から動き始める。そういった部分の振興策をですね、より効果的にやっていく、その考えの中で、やはり県のほうから派遣をいただいて、やっぱりそういう調整力や能力、能力と言いますかですね、ある方を、やはり県のほうからお願いをして、お願いというか、そこまでへりくだる必要はないんですけど、県のほうから派遣をしていただいて、やっていただくというのが一番であるというふうに、自分の中で結論として考えたところでございます。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決します。</p> <p>同意第2号「東峰村副村長の選任について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	全員賛成と認めます。

	よって、本案は、同意することに決定しました。
日程第17	
議長	<p>日程第17 同意第3号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これより採決します。</p> <p>同意第3号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定しました。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 発議第1号「東峰村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を、提出した黒川隆康議員に求めます。</p> <p>5番 黒川隆康議員</p>
5番	<p>発議第1号「東峰村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和4年3月8日提出、提出者それから賛成者は、ご覧のとおりです。</p> <p>次のページをお目通しください。</p> <p>東峰村議会委員会条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村議会委員会条例の一部を次のように改正する。</p> <p>新旧対照表がございます。</p> <p>これについては、常任委員会の名称それから所管を変更するものであります。</p> <p>総務常任委員会は、今までは総務課、住民税務課、保健福祉課、教育課となっておりますが、改正案では、総務企画課、住民福祉課、教育課というふうに変更いたします。</p> <p>次の、産業建設常任委員会については、名称を経済常任委員会とし、所管は、ふるさと推進課、農林建設課というふうに変更するものでございます。</p> <p>この条例は、令和4年4月1日より施行すると。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で、補足説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決します。</p> <p>発議第1号「東峰村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第19	
議 長	<p>日程第19 「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会最終報告について」 を、議題といたします。 ここで、地方自治法第117条の議員により、高倉寛視議員の退席を求めます。 (7番 高倉寛視議員 退席)</p>
議 長	<p>「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会最終報告」を、求めます。 9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会最終報告について」ご報告を申し上げたいと思います。 お手元に配布しております最終報告書をご覧ください。 「高倉議員の一般質問に関する最終調査特別委員会報告書」 まず、調査の趣旨ですが、令和3年度6月、第6回定例会において高倉議員の一般質問で、「議会運営」及び「プライバシーの侵害」に関する問題が発生いたしました。このため、この問題に関し本調査委員会を設置し調査を行うものであると、いうことの趣旨の中で行っております。 特別委員会の設置につきましては、設置決議が3年の8月17日、第6回臨時議会によってですね、付託を受けたところであります。 内容といたしましては、地方自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条の権限を新たに設置した、高倉議員の一般質問に関する調査委員会を委任を受けたということでございます。 それから、委員の定数並びに委員長、副委員長、また委員の氏名については、記載のとおりであります。 調査事件といたしましては、調査目的とし、6月の定例会における議員の一般質問に関する調査と。 それから、調査事項としては、高倉議員の一般質問の発言、議会運営及びプライバシーの侵害に関する事項について調査をいたしました。 調査方法といたしましては、法律相談及び助言、指導、これにつきましては、日野法律事務所のほうで法律相談。それから、福岡県の議長会のほうに行きまして、助言また指導を受けたところであります。 記録及び資料の提出につきましては、弁護士より意見書、それから参考人による事情聴取をここで行っておったところです。 それから、調査経過につきましては、第1回から第16回まで開催をしております。中身についてはですね、お目通しを願いたいと思っております。 それから、参考人の事情聴取及び相談日につきましても、ここに記載しておりますとおりでございますので、お目通しを願いたいと。 それから、調査報告書、実施状況につきましては、令和3年度第9回定例会においてですね、12月8日に中間報告を行ったところであります。 それから、証人の出頭拒否等につきましては、出頭拒否の状況をですね、ここに載せております。 3年の10月18日、11月9日、11月25日、12月27日と4回の出頭要請をしておるところでございます。 それから、7の調査結果については、12月の中間報告と同様でございますので、</p>

これについては割愛をさせていただきたいと思っております。

調査判断ですが、調査委員会としては、公平公正な判断を期するため、高倉議員の出頭要請を再三してきましたが、正当な理由がなく出頭を拒否されたため、本人の聞き取り調査はできておりませんが、調査委員会の最終報告を、下記のとおりいたしております。

まず、①として、一般質問と質問内容についてということで、調査をやってきました。

議会会議規則第50条に、発言は、すべて議長の許可を得たのち発言することができますとあります。

発言許可については、問題はないと判断しますが、質問の中で読み上げられた文書については、一般質問通告書に記載もなく、また、文書の使用許可も受けていないことから、行為については、不当であると判断をいたします。

②一般質問で読み上げた文書の信頼性、議長への朗読文書の提出拒否については、一般質問で読み上げた文書については、高倉議員に文書の提出を求めましたが、提出拒否をされたため文書の確認ができておりません。そのため、信頼に足るものとは判断をできませんでした。

また、朗読文書の議長への提出拒否は、地方自治法第104条、第129条に抵触するものだと判断をいたします。

③一般質問で、他人から入手し読み上げた文書については、東峰村議会会議規則第61条には、質問者は、議長の定めた期間内に議長にその要旨を通告しなければならないとあります。

事前通告において、慎重な手続きが必要であったのではないかと判断をいたしております。

④内容で、他人の私生活にわたる言論について、地方自治法第132条には、地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならないとあります。

村長のご子息のフェイスブックによる発言を一般質問にて使用することは、発言内容はさておき使用は控えるべきものだと判断をいたしております。

⑤一般質問での読み上げた内容のプライバシーの侵害については、一般質問で読み上げた内容は、フェイスブックで友だち限定での投稿であるということだが、フェイスブックの投稿がプライバシーの侵害にあたるのかの判断については、弁護士に相談いたしました。弁護士においても、不法行為の判断が分かれる事案であります。

このことについては、司法において判断すべき案件になるとのことであるため、議会が判断すべきものではないと結論を付けました。

証人の不出頭に対する告発の決定ですが、高倉議員の一般質問に対する問題の証人喚問における出頭は、地方自治法第100条における正当な理由のないのに拒んだと判断し、地方自治法に従い告発するものと判断いたしました。

これについては、調査委員会で論議し、賛成多数で告発するべきものであると決定をいたしましたところであります。

調査費用については、以下のとおりであります。

最後に、総括として、本調査委員会は、地方自治法第109条及び東峰村議会委員会条例第6条に基づき、令和3年6月第6回定例会において、高倉議員の一般質問にでの「議会運営」及び「プライバシーの侵害」に関する調査を実施してきたところです。

調査内容につきましては、関係者の聞き取り調査、関係文書の内容調査、町村議会

	<p>議長会への相談及び助言、指導、弁護士への相談を実施し、調査をしてきました。</p> <p>調査委員会としては、公平公正な判断を期するために、高倉議員の出頭要請を再三してきましたが、正当な理由がなく出頭を拒んだため本人の聞き取り調査はできておりませんが、調査権限である地方自治法第100条を踏まえて、調査特別委員会の最終報告といたしました。</p> <p>調査特別委員会への出頭拒否の判断としては、調査特別委員会に委任を受けた地方自治法第100条の権限にて、正当な理由がなく拒んだための議会の議決をもって告発するべきと判断をいたしましたところ です。</p> <p>また、個人議会だよりを発行して、調査特別委員会を批判し冒涇したことも申し添えます。</p> <p>最後に、本調査委員会の報告にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、最終報告といたします。</p>
議長	<p>ただ今、調査委員長の最終報告がありました。</p> <p>これについて、これから、質疑を行います。</p> <p>このことについて、質疑があればお願いします。</p> <p>1番 佐々木孝議員</p>
1番	<p>私たちは途中からこれに関わったような感じもありまして、何が何かさっぱり分からないまま今日まで来ております。</p> <p>途中でお尋ねしても、今調査中だから報告というか、言うことはできないということで、これまで来ました。</p> <p>私たちが知りうる情報と言ったら、今言われましたけれども、高倉議員が出していた議会だよりか何か分かりませんが、そのみでしか情報を知ることができませんでした。</p> <p>だから、高倉議員が言われることしか耳に入ってこなかった。それからいくと、この冒涇とかいろいろ書いてありますが、ちょっとよく理解できないところがありますが、もう少し詳しくその辺りも説明していただきませんか。</p>
議長	<p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>高倉議員の議会だよりにおいては、本調査委員会は、個人的なプライバシーの関係もあり、秘密会として開催をしてきました。</p> <p>ですので、途中から議員になられておりますので、その点は分からないのかなと思っております。</p> <p>ただ、この議会だよりの中で、自分が、じゃあ、出頭の要請等を行ったときに、その理由を言ってくださいとか、それは必要ないじゃないかと。いろんなことで、それを議会だよりに載せてあったかと思えます。</p> <p>それは個人の意見であって、我々としては正しいものを知りたいということで、ずっと調べたところです。</p> <p>それから、3回目の資料の折には、調査委員会が何もやってないじゃないかといったようなニュアンスに取れる記載をしております。それは、調査委員会の冒涇であると。しっかり我々は正しいことを正しく判断をしていきたいというところで、出頭もお願いしてきたところです。</p> <p>やはり一番大事なのは、個人のプライバシーの関係するところでありますので、一般には、これを出すということは差し控えるべきということで、秘密会の中で開催をしてきたと。</p> <p>それで、12月の調査委員会の折にも中間報告として、こういうものを調査しているんですよということも、中間報告の中で出させていただけましたかと思えます。</p> <p>その中で、結局最終的にはもう出頭していただけないので、こういうふうな結</p>

	論を出さざるを得なかったというところであります。
議長	1番 佐々木孝議員
1番	<p>確かに秘密会議ということですね、安易に漏らすことはできないでしょうけども。</p> <p>最初、いつでしたっけ、8月でしたっけ、この立ち上がったのは。</p> <p>このときに百条委員会ではないということも、なんか言われてたということも聞きましたけれども、今これを見ると、100条に沿ってということがありましたよね。その辺りはどうなっているのかというのが、よく分かりません。</p> <p>それから、いきなりこういう場で告発しますと言われても、私たち判断のしようがないんですけども、いかがでしょうか。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>佐々木議員が言われるとおりですね、この調査委員会を立ち上げた折に、プライバシーとか議会の運営を、どうなのかということ进行调查したいと。</p> <p>ただし、調査するのに調査権限がないとどうしようもないですよ。今回のように出頭してくださいと言っても出頭しないと。それでも権限がなければ何もできないんですよ。そのために、そういう権限を併せて入れたと。</p> <p>本来から言わせていただきますと、本人出席いただいて、弁明またはですね、その考え方を話していただければ、これは、告発ということにはならなかったかと思えます。</p> <p>しかしながら、権限を持っている調査委員会に拒否をしたと。これは地方自治法の中で、告発をしなければならないとなっております。だから、そういう手続きをやらざるを得なかったと。</p> <p>その中で、中身についてはですね、先ほど報告をした形ですね、分かるような形で報告をしておるということでもあります。</p>
議長	1番 佐々木孝議員
1番	<p>今の趣旨はよく分かりましたけれども、高倉議員の、あの文書しか私は情報がないわけですから、敢えてあれを使わせていただきますと。</p> <p>高倉氏は、逆に、調査委員会に対して、こんなことを教えてほしいとかいうようなことを書いて、それが、「返事がないので出席は保留します。」というような書き方もしてあったと思いますが、拒否と保留はちょっと違うような気がするんですけど、そこはどう解釈してありますでしょうか。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>議会だよりについては、個人の発行物ですから、別にいろんなことを言うことができますし、そのとおり出されてあると、自分の責任の中ですね、やっておられるのということになるのかなというふうに思います。</p> <p>ただですね、正当な理由というものが、このやはり100条の中にはあります。その中には、出席を求められた長等がですね、一時的に判断するものでありますが、客観的に正当であると認められることが必要であると。</p> <p>例えば、災害によって交通途絶や災害の現地対応、当該団体にとって重要な影響のある公務出張、重い疾病や障がい、出産等が該当されるものとあります。</p> <p>その中で、これには何も該当しませんので、正当な理由ではありませんよと。</p> <p>質問を、自分が出した質問を答えないから、出頭しないというような理由は、正当の理由には当たらないということになりますので、きちっと正当な理由ではありませんよということも通告し、出頭をお願いしたところです。</p> <p>我々としては、そういうふういきちっとした、この条例の中での要望の中で、この手続きになったというところであります。</p>

議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 反対討論ありませんか。 賛成討論ありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結します。 これより採決します。 「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会最終報告について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、報告どおり可決されました。
日程第20	
議 長	日程第20 発委第1号「出頭拒否に対する告発について」を、議題といたします。 補足説明を、提出者、高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会委員長に求めます。 9番 伊藤均議員
9 番	発委第1号、東峰村議会議長 佐々木紀嘉殿。 「出頭拒否に対する告発について」 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出する。 令和4年3月11日提出、提案者 高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会。 提案理由、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会」で実施した証人喚問において、証人として出頭請求を行ったが正当な理由がなく出頭されなかったため、同条第9項に基づき告発を行うものです。 出頭拒否に対する告発について。 このことについて、下記証人に出頭を求めたところ、正当な理由がなく、令和3年10月18日、11月9日、11月25日及び12月27日の高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会への出頭を拒否したものと認められるので、地方自治法第100条第9項により告発する。以上です。
議 長	補足説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。 質疑のある方は、どうぞ。 1番 佐々木孝議員
1 番	どうもまだ納得できないところがあるんですが。 最初百条委員会ではないというふうに言っておられたのが、法的な拘束を得るために100条を持ってきているようなことでしたよね。 だから、そもそもこの事件が百条委員会にかかるものかどうかという判断から、ちょっと私はよく分からないところがあります。いかがでしょうか。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	この決議をした当初のですね、6月の定例会において、このことについては、百条委員会ではありませんよということは、しっかり私どもは説明はしております。 しかし、調査権限がなければ何もできないと。 じゃあ、調査権限なくて、何も出頭してもらえない。じゃあ、他の方にも調査依

	<p>頼をしても何もしてもらえないというようなことではできませんので、調査権限として100条を、地方自治法100条を入れるという中での要綱が示されるところです。わけです。</p> <p>その中で、我々は、百条だから出て来いとか、というようなことは当初やっておりませんでしたけれども、どうしても出頭してくれないと。説明を受けられないと。</p> <p>じゃあ、地方自治法に従って、出頭する権限を持って、出頭してくださいよということを通知をしております。</p> <p>それでも、保留通知書等ということですね、言ってこられましたけど、先ほど読み上げたとおり、出頭拒否については、そういうものは理由として認められませんので、その中で、やっていただけなかったら、百条委員会のこの権限を使ってやらざるを得ませんということで、最終的にはこの百条委員会にですね、証人喚問、委員会おける権限を持ってやらざるを得なかったと。</p> <p>ですから、本人、実質この調査委員会に出頭していただいて、しっかりやっていただければ、それで済んだところもあったかもしれません。</p> <p>しかしながら、そういうことをやっていただけなかったから、こういう形で告発をせざるを得なかったということでもあります。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論ありませんか。</p> <p>1番 佐々木孝議員</p>
1番	<p>今、いろいろ説明いただきましたけど、なかなか分かりません。</p> <p>納得できないので、私は反対いたします。</p>
議長	<p>賛成討論ありませんか。</p> <p>8番 泉守議員</p>
8番	<p>高倉議員の出頭拒否についての告発については、賛成の立場から討論を行います。</p> <p>先ほどから何度も委員長からご報告がありましたように、まさにですね、この一般質問の問題等については、やはりですね、この問題があって、本人は出頭拒否をして出てこないと。</p> <p>こういうことについては、まさに議員としての資格が問われる問題であります。</p> <p>そういう立場から、賛成を行うものであります。</p>
議長	<p>討論を終結いたします。</p> <p>これより採決します。</p> <p>発委第1号「出頭拒否に対する告発について」を、お諮りいたします。</p> <p>今回の案件については重要な案件でありますので、採決は起立において行います。</p> <p>本案に賛成の方、起立をお願いします。</p> <p>(賛成者起立)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>着席ください。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p> <p>高倉議員の入場を求めます。</p> <p>(7番 高倉寛視議員 入場)</p>
議長	<p>8番 泉守議員</p>
8番	<p>動議を提出します。</p> <p>高倉議員に対する辞職勧告決議案の動議を、提出を行います。</p>
議長	<p>3番 梶原伯夫議員</p>

3 番	ただ今の泉議員の動議に賛成いたします。
議長	暫時休憩します。 (11時8分～11時9分)
議長	会議を再開します。 ただ今、泉守議員から、発議第2号「高倉寛視議員に対する議員辞職勧告の決議について」、提出がなされております。 これを日程に追加し、議題とすることの動議として出ておりますので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。 これに、異議はありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 発議第2号「高倉議員に対する辞職勧告決議について」、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をしました。 本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、高倉議員の除籍の必要がありますので、高倉議員の退場を求めます。 (7番 高倉寛視議員 退場)
議長	この議案書を配布しますが、議案書がまだ刷れておりませんので、暫時休憩とします。そのままお待ちください。 (11時11分～11時14分)
追加日程第1	
議長	追加日程第1 発議第2号「高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について」を、議題といたします。 提出者の泉守議員に説明を求めます。 8番 泉 守議員
8 番	高倉議員に対する議員辞職勧告決議(案)の内容について申し上げます。 この度の高倉議員の一般質問に対する調査特別委員会における本人の対応は、調査特別委員会の度重なる出頭要請に利己的な理由を付け事情聴取を欠席した上、全戸配布した個人の議会だよりは、一方的な考えの中で議会及び調査特別委員会を誹謗中傷し村民の不安をあおり、議会の信頼を傷付けるもので到底容認できるものではない。 また、これまで何度か不規則な発言に対し、そのたび注意を受けたにもかかわらず、陳謝等の繰り返しは反省を感じることはできず、議員としての品位を欠くものであるとともに、東峰村議会の品位をおとしめる行為であり、看過できません。よってここに高倉議員に対し辞職勧告決議(案)を提出するものであります。以上でございます。
議長	以上で説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑がある方はどうぞ。 1番 佐々木孝議員
1 番	先ほど出てました117条ですが、ただし、議会の同意があったときは会議に出席し、発言することができるとあります。 議会が賛成すれば、本人も。
議長	佐々木議員、もう議案が変わっておりますので、その質疑はできません。 これは、議員辞職勧告のあれですから、答える人がおりませんので、その質問は、もう回答者がおりません。私も答えられませんので、それは、はい。
議長	他に、質問はありませんか。

	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論ありませんか。 1 番 佐々木孝議員</p>
1 番	<p>なんか一方的に進められているような気がいたします。一方的な話になっている 気もしますので、私は、反対をいたします。</p>
議 長	<p>今、議会の会議を、若干ちょっとおとしめるような発言でありますので、その発言 については、議長として注意をしておきます。 一方的というんじゃなくて、これは、合議制ですから、会議の中で進行しているん ですから、普通の委員会的なものの会議ではありません。議会は、議会規則の中で、 きちんとした会議ルールの中でやっておりますので、そういう発言は、やはり議会 の誹謗中傷になりますので気を付けておいてください。 他に、討論はありますか。 3 番 梶原伯夫議員</p>
3 番	<p>私は、賛成の立場から討論させていただきます。 高倉議員に対する議員辞職勧告決議案に、賛成の立場から討論いたします。 高倉寛視議員に対しては、先ほど調査特別委員会より告発の提案が提出され、議 決されました。 その中でも述べられていましたが、本人の意見陳述の場を設けたにもかかわらず、 さまざまな利己主義的な理由を付け、委員会の再三の出頭にも応じませんでした。 また、高倉寛視議会だよりを全戸配布し、議会と調査委員会を批判、冒涇したこと は、議会の公平性と信頼を失墜させたことと言わざるを得ません。 また、ここ数年を振り返ってみますと、定例会において数回不規則発言を行い、謝 罪も行っております。議会外におきましても、不適切な言動が多々あります。 議員としての自覚が足りないと感じるとともに、議員の品質と資質を疑わざるを 得ません。 以上の理由により、本議案に対して賛成いたします。</p>
議 長	<p>他に、討論はありますか。 ないようですから、討論を終結いたします。 これより採決します。 発議第2号「高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について」を、お諮りいたし ます。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。 よって、本案は、採択することに決定いたしました。 (7 番 高倉寛視議員 入場)</p>
議 長	<p>ただ今の議決に基づき、高倉議員に辞職勧告を行います。 貴殿に対する議員辞職勧告決議が可決されました。 ここに貴殿に対し議員辞職を勧告いたします。</p>
日程第21	
議 長	<p>日程第21 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方 創生調査検証特別委員会から閉会中の継続調査申し出がなされております。 お諮りいたします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありません</p>

	か。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可いたします。 また、副村長が議場外でもあいさつをしたいと申し出がっておりますので、この議会閉会後に、この議場内であいさつをさせたいと思います。よろしく願いいたします。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 3月8日から本日まで令和4年第2回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案いたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。 議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でございます。 さて、明日12日は東峰学園中学部の卒業式、18日は小学部の卒業式が執り行われます。中学部の卒業生は12名、東峰学園から飛び立ち夢を実現するため、それぞれ努力する子どもたちにエールを送りたいと思っております。いつか必ず東峰村のために役に立つ人となり、今後ますます人口が減少し高齢化が進むであろうこの村を、しっかり支える人材となってほしいと念願するものであります。 JR日田彦山線の関係ですが、JR九州の役員との意見交換の場を設けるよう要請しておりました。4月以降になりそうですが、現在専務の古宮氏が4月に社長となり、意見交換に参加することとしております。BRT開業に向けて、どのようなBRTを考えているのか、例えば、バスの種類やデザイン、観光的な考え、乗客や運転手の安全対策、料金収受の電子化の検討など、また、乗ってみたいBRT戦略について、一緒に考えましょうということや議会中にご意見いただきました代行バスのバス停の追加等について、意見交換をしたいと思っております。 せっかくの機会となりますので、継続した意見交換の場の設置も提案したいと思っております。皆さんからも提案や要望をいただければと思っております。 皆さんが利用したくなるBRTになるようにしていきたいと考えておりますので、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。 4月からは機構改革と、先ほどご可決いただきました新村長就任により、新しい体制でスタートとなります。さまざまな行事がまだ通常どおりできない中ではありますが、議員各位におかれましてもコロナ対策、健康管理に十分ご留意いただき、さらにご活躍いただきますよう祈念申し上げまして、私の閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。
議 長	これもちまして、令和4年第2回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (11時26分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

議 員

議 員